

第四十回 参議院地方行政委員会會議録第三十号

昭和三十七年四月三十日(月曜日)

午前十時二十九分開会

委員の異動

本日委員小幡治和君、郡祐一君及び小柳牧衛君辞任につき、その補欠として野本品吉君、米田正文君及び村上春蔵君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君

理事 野上 進君

増原 恵吉君

秋山 長造君

基 政七君

西郷吉之助君

館 哲二君

津島 壽一君

野本 品吉君

村上 春蔵君

湯澤三千男君

米田 正文君

加瀬 完君

矢嶋 三義君

中尾 辰義君

杉山 昌作君

衆議院議員

修正案提出者 岡本 茂君

修正案提出者 阪上安太郎君

修正案提出者 高橋 英吉君

国務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

自治大臣 安井 謙君

国務大臣 藤山愛一郎君

政府委員 政務次官 菅 太郎君

経済企画庁長 曾田 忠君

合開発局長 竹内 寿平君

法務省刑事局長 関盛 吉雄君

建設省計画局長 大上 可君

自治政務次官 松村 清之君

自治省選挙局長 奥野 誠亮君

自治省財政局長 福永与一郎君

常任委員 会専門員

本日付をもって委員小幡治和君、郡祐一君、小柳牧衛君が辞任され、その補欠として野本品吉君、米田正文君、村上春蔵君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) たいいから委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしま

す。

本日付をもって委員小幡治和君、郡祐一君、小柳牧衛君が辞任され、その補欠として野本品吉君、米田正文君、村上春蔵君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) たいいから委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしま

す。

本日付をもって委員小幡治和君、郡祐一君、小柳牧衛君が辞任され、その補欠として野本品吉君、米田正文君、村上春蔵君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) たいいから委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしま

す。

本日付をもって委員小幡治和君、郡祐一君、小柳牧衛君が辞任され、その補欠として野本品吉君、米田正文君、村上春蔵君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) たいいから委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしま

す。

本日付をもって委員小幡治和君、郡祐一君、小柳牧衛君が辞任され、その補欠として野本品吉君、米田正文君、村上春蔵君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) たいいから委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしま

す。

本日付をもって委員小幡治和君、郡祐一君、小柳牧衛君が辞任され、その補欠として野本品吉君、米田正文君、村上春蔵君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) たいいから委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしま

す。

衆議院における修正点について、説明を聴取いたします。衆議院議員岡本茂君。

○衆議院議員(岡本茂君) 新産業都市建設促進法案に対する衆議院修正について御説明申し上げます。(ちよっと待って下さいと呼ぶ者あり)

○矢嶋三義君 議事進行について。新産業都市建設促進法案は、今国会における重要法律案の一つであり、衆議院において長期間にわたって慎重審議された点については、敬意を表します。修正して本院に送られているわけですが、その修正点についても十分検討をいたしたいと思つて、私の配付された資料を見たのですが、要綱はありますが、説明はないのですがね。これは当然他院から修正して送られる場合、しかも、こういう重要法律案の場合、は、やはりその院の委員長を補佐する調査室長に指示して、修正提案理由説明を整備して他院へ送られるのが私は常道であり、また、当院の委員長としては、そういう要請をされて、われわれの審議をして容易ならしめるように配慮さるべきものと思つて、要望をかねて委員長に御所見を承りたいと思つております。

○委員長(小林武治君) 矢嶋君の御意見を伺つてお存じますが、何しろ早々のことでありまして、十分のさよな時間的余裕がなかったので、御了承願いたいと思つております。

なお、これから当然のことではありますが、調査室その他において、し

かるべき資料をそろえ、御要望に沿うようにしたいと思つておりますので、御承願したいと思います。

○矢嶋三義君 委員長の方針に協力はいたしますが、修正提案理由を説明しかけていますから、他院の同僚議員でございまして、その説明を聴取いたしますが、早々といつても昨日は休みであつて、事務当局に指示して、やる意思があればできないこととはなかつたと思うのです。だから、ただいま修正提案者の説明は聴取いたしますが、それと並行的に第一院のしかるべく事務当局に指示していただいで、本法律案の本格的審議に入るまでに、その提案理由説明文書が当委員会に配付されるように、格段のお手配をお願いいたします。

○委員長(小林武治君) 速記ちょっとやめて。

○委員長(小林武治君) 速記始めて。

○衆議院議員(岡本茂君) 途中で中断をいたしました。もう一べん説明をいたしますが、重複の点は避けたいと思つております。

政府案は、大都市における人口及び産業過度集中と地域格差の是正をはかるため、産業の立地条件及び都市施設を整備して、その地方の開発発展の中核となるべき新産業都市の建設を促進し、もつて国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的として提出されたのでありますが、最近のわが国の労働需給は、地域的に、

また、一定地域内においても著しく不均衡を生じている実情でありまして、国民経済の健全な発展のためには、各種の労働力にそのところを得せしめ、需給の均衡をはかることが目下の緊要事であることは、御承知のとおりであります。したがつて、新産業都市の建設にあつては、雇用の安定について重点的配慮がなされる必要があるものであります。また、新産業都市の建設を効果的に促進するためには、財政措置その他についてさらに積極的施策を講ずる必要があるものであります。このような趣旨に従ひまして、今回政府案に対し所要の修正を行なつたのであります。

次に、修正のおもな内容について申し上げます。

第一点は、本法案の目的の一つとして雇用の安定を加へたことでありま

す。

第二点は、これに従つて要請大臣に労働大臣を加へ、また、建設基本計画の達成に必要な施設の整備に教育施設、厚生施設及び職業訓練施設を加へたことでありま

す。

第三点は、国は新産業都市の建設に資するため、必要な財政上その他の措置を講ずるよう努めることとしたこと

であります。

第四点は、区域の指定は、当該地域内において労働力の需給が均衡を保ち、雇用の安定するよう配慮することとしたことでありま

す。

第五点は、国は大都市及びその周辺

【速記中止】

○委員長(小林武治君) 速記始めて。

○衆議院議員(岡本茂君) 途中で中断をいたしました。もう一べん説明をいたしますが、重複の点は避けたいと思つております。

政府案は、大都市における人口及び産業過度集中と地域格差の是正をはかるため、産業の立地条件及び都市施設を整備して、その地方の開発発展の中核となるべき新産業都市の建設を促進し、もつて国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的として提出されたのでありますが、最近のわが国の労働需給は、地域的に、

また、一定地域内においても著しく不均衡を生じている実情でありまして、国民経済の健全な発展のためには、各種の労働力にそのところを得せしめ、需給の均衡をはかることが目下の緊要事であることは、御承知のとおりであります。したがつて、新産業都市の建設にあつては、雇用の安定について重点的配慮がなされる必要があるものであります。また、新産業都市の建設を効果的に促進するためには、財政措置その他についてさらに積極的施策を講ずる必要があるものであります。このような趣旨に従ひまして、今回政府案に対し所要の修正を行なつたのであります。

次に、修正のおもな内容について申し上げます。

第一点は、本法案の目的の一つとして雇用の安定を加へたことでありま

す。

第二点は、これに従つて要請大臣に労働大臣を加へ、また、建設基本計画の達成に必要な施設の整備に教育施設、厚生施設及び職業訓練施設を加へたことでありま

す。

第三点は、国は新産業都市の建設に資するため、必要な財政上その他の措置を講ずるよう努めることとしたこと

であります。

第四点は、区域の指定は、当該地域内において労働力の需給が均衡を保ち、雇用の安定するよう配慮することとしたことでありま

す。

第五点は、国は大都市及びその周辺

地域への人口及び産業の過度の集中を防止するため、必要があるときは、大規模な工場の新設または増設を制限するよう特別の配慮をすることとしたのであります。

第六点は、低開発地域工業開発促進法を改正して、新たに財政上の措置及び地方債についての配慮に関する規定を設けたことでありました。

第七点は、「新産業都市建設審議会」を「地方産業開発審議会」に改めたことでありました。

以上をもって御説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小林武治君) 本案の質疑は後刻にいたします。

○委員長(小林武治君) 次に、公職選挙法等の一部を改正する法律案及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

両案について、まず補足説明を聴取いたします。

○政府委員(松村清之君) お手元に公職選挙法等の一部を改正する法律案要綱と国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案要綱の二つを御配付申し上げておきますので、これをもとにいたしました補足説明をいたしたいと思います。

まず、公職選挙法等の一部を改正する法律案でございますが、これは公職選挙法の一部を改正する部分と、政治資金規正法の一部を改正する部分の二つからなっております。

まず、公職選挙法の一部を改正する部分でございますが、その一は、選挙権と選挙人名簿に関する規定を合理化したことでございます。すなわち、都道府県議会の議員と都道府県知事の選挙権を有する者は、市町村のある住所をその市町村外に移しますと、現行法では選挙権がなくなるわけでございますが、これを同一の都道府県内の移動であります場合には、引き続き選挙権を持つようにしたいという改正でございます。

いま一つは、選挙人名簿を、将来住民登録を基礎として作成するように制度を改正いたしますために、今度の改正案では、その趣旨を法律の附則でうたいまして、住民登録の現状がまだ完全に整備されておられませんので、その整備に努力をいたしまして、その結果、住民登録を基礎とする制度に切りかえたいというふうに考えております。

その二は、これはやや事務的なことでございますが、投票、開票、選挙会に関する規定の合理化でございます。その一は、都道府県議会の議員の選挙区、大体郡あるいは市の区域でございますが、この区域の外へ住所を移動したために、選挙の当日投票所に行き投票することができない者についても、不在者投票ができるようにしたことでございます。現行の法のもとにおきましては、こういう場合には、元の住所へ戻って投票いたさなければならぬのでございますが、この改正によりまして、移動先において不在者投票ができることになるのでございます。

その次は、開票立会人、選挙立会人の届け出を選挙管理委員会に対して行なうように改正いたしました。

また、一の公職の候補者の開票立会人または選挙立会人となったものは、その選挙と同じ日に行なわれる他の選挙の開票立会人または選挙立会人となることができないように規定を設けたことでございます。

それから4といたしましては、都道府県知事、市町村長の選挙につきましては、その地方団体の条例によりまして、現在の自書式投票にかえて、記号式投票、すなわち候補者の氏名を印刷してあるところへ氏名の上にするしをつける、こういう投票の方法を採用することができるよう道を開いたこととございます。

三番目は、立候補に関する規定の合理化でございます。これは主として選挙の秩序を保持いたすために改正をはかろうとするものでございます。その一は、立候補の届け出につきましては、郵便による届け出はできないようにする。

その二は、立候補の届け出書に記載する政党その他の政治団体の数は一つに限るものとする。3には、立候補の辞退は、立候補の届け出期間内に限ることとする。4といたしましては、禁治産者あるいは犯罪等によって被選挙権を有しない者は、立候補の際に立候補することができないこととしたのでございます。現行法によりまして、この被選挙権の有無は、選挙の当日を基準とすることにいたしておりましたので、こういう人も立候補できるものでございますが、選挙の公明化の見地から望ましいことではございませんので、年令及び住所の要件については、従来どおり選挙の当日を基準といたしますけれど

も、ただいま申し上げましたようなものにつきましては、立候補の時点でひとつきめていきたいと、こういう改正でございます。

それから5といたしましては、重複立候補を今全面的に禁止することにいたしましたのでございます。6には、4、5の改正に伴いまして、立候補の届け出書に、被選挙権があること、他の選挙に立候補していないことの宣誓書を付していただくというように改正をいたしましたのでございます。

それから7といたしましては、現行の供託金の額を引き上げることいたしました。そして、この際に町村長の選挙にも新たに供託制度を設けますとともに、五大市の選挙につきましては、一般の市と切り離して、一般の市よりも多額の供託金を納めるように改められたのでございます。各種選挙を通じて現行の五割増しに供託金が増えております。四ページの表にあるとおりでございます。

次に四といたしましては、選挙運動に関する制限を緩和、合理化したこととでございます。この中の1につきましては、国の選挙につきましては、事前運動としての演説会を一定の制限のもとに認めることと政府案はいたしておいたのでございますが、衆議院におきましてこの点は削除されましたので、説明を省略したいと思います。

3といたしましては、選挙運動用のポスターの枚数を増加したこととでございます。各種選挙を通じて五割増しにいたしております。ただ参議院の全国区にしましては、現行の五万枚の倍額の十萬枚にいたしております。七ページの表のとおりでございます。それから次に八ページに参りまして4といたしまして、こういうふうによりポスターの枚数が増加いたしますと、従来ポスターの枚数確認のために行なっておりました検印というものが非常に困難になります。非常に時間をとることになりますので、この従来の検印にかえて証紙を交付いたしました。これをポスターに張ることによってかえるということにいたしましたのでございます。このことは、参議院の全国区につきましてこれを実施したいというふうな今のところ考えております。

なお、この証紙につきましては、こ半年の間技術的に検討をいたしました結果、雨にも十分耐え得るものができておるのでございます。

それから5といたしまして、投票所周辺百メートル以内に掲示せられておりますポスターにつきましては、選挙管理委員会が選挙の前日または当日撤去しなければならぬことになっておりますが、これにつきましては、従来百メートルの内外ということに関連して紛争がしばしばございます。この際このような規定を削除いたすことになりました。それから、6、7を合わせて申し上げ

げますが、選挙事務所を表示するためのポスター、立札、看板、街頭演説の場所において使用いたしまするポスター、立札、看板をそれぞれ三個、二個と限定いたしましたのでございます。

8の選挙運動期間中の個人演説会の回数制限の撤廃と、演説会場におきましてピラの領布につきましては、政府案ではこれがあつたのでございますが、衆議院で削除いたしましたので合わせて申し上げておきます。

五といたしまして、選挙の公営を拡充、合理化いたしましたことでございます。その1は、選挙運動用のはがきを現行の三分の二増しにいたしましたのでございます。有料と無料との区別は現行どおりといたしております。なお、無料はがきにつきましては、不正譲渡を防止いたしますために、特別の措置を講ずることといたしております。

次に十ページの2でございますが、ここでは今回新たに衆議院議員と参議院地方選出議員、知事の選挙につきまして、一投票区について一カ所以上のポスター掲示場を公営とすることといたしたのでございます。なお、これに伴いまして、従来投票所外におきまして氏名掲示は、汚損等のために選挙の有効、無効の問題もしばしば起きておりました関係もありまして、この氏名掲示は、参議院の全国選出議員の選挙だけに残してポスターの公営掲示場を行ないます。他の選挙につきましてはやめることにいたしましたのでございます。

3は、新聞広告の回数一回増加することといたしました。これによって参議院の地方区は三回、全国区は四回、いずれも無料でございますが、新聞

開広告ができることになったのでございます。それから4は、立会演説会におきまして正当な事由がなくて、演説を行わない人が間々あるのでございます。これらの人につきましては、選挙管理委員会が他の候補者の意見を聞きまして、その後の立会演説会の演説の順序を変更できるようにいたしましたのでございます。

それから11ページの5といたしましては、市町村の選挙管理委員会は、街頭演説の実施を容易にするため、その場所の確保等適当な措置を講ずる努力をするように法律で規定をいたしましたのでございます。

6は、この選挙運動のための自動車燃料の配給のあっせん、ポスター用紙の公給の制度は、これはいづれも戦後の物資需給事情の逼迫しておるときに失われておりますので、やめることといたしましたのでございます。

6は、選挙運動に関する支出、寄付の制限の合理化をはかったことといたします。

その1は、選挙管理委員会に提出いたします選挙運動に関する収入、支出の報告書に、領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付することといたしましたのでございます。

その2は、選挙運動に関する支出の制限額、すなわち、いわゆる法定費につきましては、合理的に引き上げることにいたしましたのでございますが、なお、この際法定費用の算出方式を改めることといたしまして、従来は有権者数に応じて法定費用が増減される仕組みでありましたが、選挙費の内容とい

うものは、有権者数の多少にかかわらず固定的な経費が相当でございます。今度、今度は固定費と有権者数に応じて増減される額と、この両方の合算額をもつて法定費といたすことにいたしましたのでございます。なお、固定費と、それ以外の部分との割合は、平均いたしました半々程度に見ております。これによりまして、法定費用は、現行の額から二倍ないし二倍半程度に引き上げられることに見込んでおります。

その3といたしましては、選挙運動に従事者に対する実費弁償、選挙運動のための労務者に対する報酬及び実費弁償の額の基準を引き上げることとしたことといたします。たとえば弁当料を現行百円から百五十円、労務者報酬を現行の三百五十円から七百円にいたしましたことといたします。

次に十二ページに、その4といたしまして、国から補助金あるいは出資金等を受けております会社その他の法人は、当該選挙に関し寄付をしては……秋山長造君、ちよと、今の十一ページじゃないですか。局長のほうから言っておるページ数とわれわれのと違ふじゃないか。

○委員長(小林武治君) 速記をとめて。  
○委員長(小林武治君) それでは速記を始めます。  
一応説明を続行することといたします。

ております会社その他の法人は、当該選挙に関し寄付をしてはならないものといたしましたのでございます。また、地方公共団体から補助金、負担金または出資金を受けておる会社その他の法人につきましては、その地方団体の選挙に関し寄付をしてはならないことといたしましたのでございます。

5は、公職の候補者または公職の候補者となる者とする者が役員または構成員である会社その他の法人または団体の氏名を表示し、または類推されるような方法で寄付をしてはならないものといたしましたのでございます。

その6は、後援団体は、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、寄付をしてはならないものといたしましたのでございます。この政府案では「当該選挙に関し」とございまして、衆議院におきまして、この点が修正されまして、任期満了前九十日から、また、衆議院のように解散のあります場合には、解散の翌日からこれが適用されるというふうに改正されたのでございます。

それから7は、何人も、後援団体の總會、その他の集会または後援団体の行なう見学、旅行その他これに類する行事におきまして、供応接待をし、または金銭もしくは記念品その他これに類する物品を供与してはならないものといたしましたのであります。これも、政府案では、「当該選挙に関し」ということといたしましてはならないということでございますが、先ほどと同じように、一定の期間というふうに修正されたのでございます。

最後の8も、候補者が後援団体に対し寄付をしてはならない場合に、この「当該選挙に関し」と政府案ではありましたが、これを「一定期間」というふうな修正がなされたわけでございます。七といたしましては、政党その他の政治団体の選挙におきまして政治活動を大幅に緩和いたしますとともに、選挙運動をも認めるようにいたしましたのでございます。

その1は、こういった政治活動、選挙運動が認められます政党その他の政治団体、これはいわゆる確認団体といたしておりますが、その確認団体となつた場合には、一定の所属候補者を持たなければならないわけですが、この所属候補者の意味は、立候補の際にその政党その他の政治団体に所属する旨の届出をしたものをいふものといたしましたのでございます。ただ知事、市長の選挙に関しましては、無所属で立候補する場合が多いのでございます。その場合におきまして、それぞれの政党で実質的に推薦するといふような例が多い状況にかんがみまして、知事と市長の選挙につきましては、無所属の場合におきましても、それぞれの政党が確認団体となれるようにいたしましたのでございます。

2は、衆議院議員の選挙につきまして、政談演説会の回数を現行の二倍に増加することといたしました。

3は、確認団体が行ないます街頭政談演説におきましては、政策の普及及宣伝のほか、今度の改正では、候補者の推薦、支持その他の選挙運動のための演説もすることができるようになりましたのでございます。現行法におきましては、屋内の政談演説会におきましては、政党の政策の普及及宣伝のほ

か、候補者を支持する演説もできるの  
でございすが、街頭演説においては  
禁ぜられております。今度の改正によ  
りまして、街頭において総裁あるいは  
委員長がその選挙区の候補者の応援演  
説もできるようになることになってお  
ります。また、現行法では、停止した  
車の上でしかやれないのでございま  
すが、これも車をおいてその周囲にお  
いてできるように改正をはかったので  
ございす。

その4は、候補者は、確認団体の行  
ないます政談演説会、街頭政談演説会  
においては、演説が現行法ではできな  
いことになっておりますが、当該選挙  
区の候補者も、今度は政談演説会ある  
いは街頭政談演説会において、選挙運  
動のための演説をすることができるよう  
に改正をはかったのでございす。

それからその5は、確認団体が使用  
する自動車の台数でございすが、こ  
れは大幅に緩和いたしましたのでござ  
いす。  
それから6は、この衆議院の選挙に  
関してだけポスターにつきまして制限  
の緩和をはかったのでございす。

それから次に7に、今回新たに確認  
団体のほか推薦団体というものを設  
けることにいたしました。これは確認  
団体に所属しておる候補者と所属して  
いない候補者との間におきまして非常  
な差がありますために、この公平をは  
かります意味で、確認団体に所属して  
いない候補者につきましては一つの推  
薦団体というものを認めまして、この  
推薦団体には、そこに(一)から(四)まで掲  
げてありますように、確認団体には及  
びませぬけれども、一定範囲の選挙運

動を認めることにいたしましたのでござ  
いす。なお、この(一)、(二)、(三)のビ  
ラの頒布につきましては、先般衆議院  
において修正削除されております。

その1は、選挙に関する文書図画の  
毀棄を選挙の自由妨害罪として処罰す  
ることいたしました。

その2は、虚偽事項の公表罪につき  
ましては、候補者だけでなく、候補者  
となろうとする者についても成立する  
ものとし、なお、虚偽事項のうちには  
は、現行では身分、経歴、職業に限ら  
れておりますが、このほか党籍ある  
いは公認、そういったものの詐称もこ  
の罪に該当するように改正をいたした  
のでございす。

それからその3は、国、地方の公務  
員、公社、公団、公庫の役職員がその  
地位を利用して選挙運動をすることを  
禁止することにいたしました。そして  
これらの者がその地位を利用して一定  
の行為を行なった場合におきまして  
は、これはその地位を利用して選挙運  
動を行なったものとしたして処罰する  
ことにいたしましたのでございす。

その4は、公選による職にある者を  
除きます公務員等についてございま  
すが、これらの者が国の選挙の候補者  
になろうという者で、この人たちが職  
務上の旅行、会議等の機会を利用して  
一定の行動をいたした場合には、これ  
を事前運動として処罰することにいた  
したのでございす。  
それからその5は……  
○委員長(小林武治君) ちょっと選挙  
局長、説明を中止して下さい。

自治大臣に申し上げますが、公選法  
が本付託になった最初のこの委員会に  
全然おいでにならぬ。これを政務次官  
以下におまかせになっておるとい  
うことは、大臣として本案の重要性を十  
分認識をしておらない結果ではないか  
と、こういうふうな疑わざるを得ない  
のでございす。さような状態にお  
いては、場合により審議を中止するとい  
うこともあり得るのではないかと思  
うのでありますが、これについて大臣の  
所信を伺っておきます。

○國務大臣(安井謙君) 公選法は、私  
どもの扱いといたしまして、政府と  
いたしまして、最も重要な法案中の  
最も重要な法案といたしまして、あら  
ゆる時間をさいて当委員会に出席して  
おるべきものであると心得ておたわ  
けでございす。けさ、いろいろ打ち合  
わせたところ、衆議院のほうと  
うとの打ち合わせで、ちょうど共済年  
金制度が衆議院で連合審査になって  
いて、ちょっとの時間でいいから、そ  
ちらが今の補足説明あるいは修正の提案  
理由の説明のほうは、いいというふう  
に何か私のほうへの連絡がございま  
して、私はその間だけは、向こうの衆議  
院のほうの連合委員会へ出ておるよ  
うにという話で実は何っておったので  
あります。今こちらで御審議が始ま  
るといふのを伺いまして、向こうで  
委員長にも断わりまして、至急こちら  
へ参ったような次第で、私もと  
して、決していかげんに心得ているわ  
けでもございせんし、また、できる  
限りのあらゆる時間をこちらへさくべ  
く努力もいたしたいと思つておるわ  
けでございまして、その点は若干手遅  
いがあったといたしますれば、御了承を

賜わりたいと存する次第であります。  
向こうのほうも御承知の共済法を連合  
審査にかけるので、そういうところ  
での若干の時間をさいてもいいとい  
うふうにか連絡上私も承ったもので  
ございすから、そういう行動を  
とったわけであります。あるいは手遅  
いが途中で起こった点につきまして  
も、私どものほうの手遅れと存じ、そ  
の点はまことに申しわけないと思  
います。そういう次第でありますので、ひ  
とつよろしく御審議のほどをお進め願  
いたいと思つた次第であります。

○委員長(小林武治君) ただいまの弁  
明につきましては、委員長等にお  
いては、何か誤解に基づくものと存  
じまして、何か誤解に基づくと存  
じます。いずれにいたしまして、今後  
の出席等については、重大な警告を  
おきまして、この場合審査を続行  
いたします。  
○政府委員(松村清之君) それでは引  
き続きまして、その5は、公務員等  
であった者が衆議院議員または参議院議  
員の選挙の当選人となつた場合にお  
きまして、その者が在職した職に  
関係のある事務に従事しておる公務員  
等で、その当選人から直接または間  
接に指示または要請を受けて選挙運  
動をした公務員等が一定の選挙犯  
罪を犯し、刑に処せられたときは、  
その当選人の当選を無効とするとい  
うことでございます。これはいわゆる  
特殊の連座でございますが、この特  
殊の連座につきましては、本来の連  
座の適用される罪種よりもこの選挙  
犯罪の種類が広くなつておるま  
して、戸別訪問とか事前運動、こ  
ういふようなものもこの選挙犯罪  
の中に入っております。

その6は、これは連座制を適用する  
対象の拡大でございすが、政府案に  
おきましては、「教簡に分けられた選挙  
区の地域のうち一又は二以上の地域に  
おける選挙運動」の主権者をまず対象  
にいたしましたのでございすが、  
これが衆議院では、「教簡」とい  
うのが「三箇以内」に、そして、その「一  
又は二の地域」の主権者というふう  
に修正されたのでございす。そのほ  
かに、事実上の出納責任者、法律の上  
では、法定費の「二分の一以上に相当  
する額を支出した者」にもこれを適用  
することにいたしましたのでござい  
す。また、候補者と同居しておる父  
母、配偶者、子、兄弟姉妹にも連  
座制を適用することにいたしました  
のでございすが、この親族の場合  
におきましては、禁錮以上の刑に  
処せられた場合で、刑の執行猶予  
の言い渡しを受けなかつた、そ  
ういふ者に限定をいたしたのでござ  
いす。

その7は、連座に關しまして、現  
行法ではいわゆるおとり、寝返り  
の場合の免責の規定がございすが、  
これを削除いたしました。  
その8は、連座による当選無効の  
訴訟を、現行法では、候補者、一  
般選挙人が提起することになって  
おりますが、これを検察官が必ず  
提起しなければならぬことにな  
りましたのでございす。

その9は、買収等の悪質な選挙  
犯罪によって罰金の刑に処せられた  
者、選挙犯罪によって禁錮以上の  
刑に処せられた者、こういう者  
につきましては、必ず公民権の停  
止を来たすことにいたしました  
のでございす。現行法では、こ  
ういふ人につきましても、停止  
しないこ

その9は、買収等の悪質な選挙  
犯罪によって罰金の刑に処せられた  
者、選挙犯罪によって禁錮以上の  
刑に処せられた者、こういう者  
につきましては、必ず公民権の停  
止を来たすことにいたしました  
のでございす。現行法では、こ  
ういふ人につきましても、停止  
しないこ

とができたのでございますが、必ずこ  
ういう人については停止する。ただ、  
情状によっては、法律できめられてお  
ります停止期間の短縮ができることを  
認めているのでございます。

その10といたしまして、選挙法には  
罪の短期時効、大体半年ないし一年と  
いうのが時効期間になっております  
が、この短期時効制度を廃止すること  
といたしまして、選挙法のほうの犯罪  
の時効は、すべて刑事訴訟法の規定に  
よる、そうすることによって、時効期  
間が延長されることになるのでござい  
ます。

九のその他の1は、選挙管理委員会  
が選挙の結果を選挙人に知らせよう  
に努める規定を置いたのでございま  
す。

その2は、参議院議員の選挙の運動  
期間を、現行の二十五日から二十三日  
に短縮いたしましたのでございます。

その3は、市町村長が選挙権、被選  
挙権の異動に關して知ったことを關係  
のある市町村の選挙管理委員会に通知  
することにいたしましたのでございま  
す。

それから第二は、政治資金規正法の  
改正に關してでございますが、その1  
は、政治資金の収入、支出の報告書  
に、領収書その他の支出を証すべき書  
面の写しを添付しなければならぬもの  
のついたたのでございます。

その2は、政党、協会その他の団体  
は、国または地方公共団体から補助  
金、負担金あるいは出資金を受けてい  
る会社その他の法人から、当該選挙に  
關して、寄付を受けてはならないもの  
としたのでございます。

その3は、政治資金規正法による届  
け出のない政党、協会その他の団体が

寄付を受け、支出をしたとき、また、  
政党、協会その他の団体が違法な寄付  
を受けたときの処罰規定を整備したの  
でございませう。

それから、その4といたしましては、  
罪の短期時効につきまして、選挙  
法と同様に政治資金規正法から削除  
いたしたのでございます。

これが公職選挙法等の補足説明でござ  
いませうが、なおもう一つ、国会議員  
の選挙等の執行経費の基準に關する法  
律案につきましては、これは先般、大  
臣より提案理由の説明が行なわれたこ  
とに、それ以上に補足いたして説明す  
ることにはないと思ひます。

なお、それに関連しまして、先般の  
衆議院の修正に關連しまして、執行経  
費のうち、演説会場の立札費が復活さ  
れることになりましたことを一言つけ  
加えておきたいと思ひます。

以上が私の説明でございます。  
○委員長(小林武治君) 引き続き、衆  
議院における修正点について説明を聴  
取いたします。衆議院議員高橋英吉  
君。

○衆議院議員(高橋英吉君) たいだいま  
議題となりました公職選挙法等の一部  
を改正する法律案の修正案について、  
私は、自由民主党を代表して、その提  
案理由と内容の概要を御説明申し上げ  
ます。

本年三月一日政府は、選挙の公明化  
をはかるため選挙制度審議会の答申に  
基づき、公職選挙法等の一部を改正す  
る法律案を本院に提案したのであり  
ますが、その内容は、選挙制度審議  
会の答申の線に沿って選挙法の全般に  
わたって大改正を行ない、従来、現行の

選挙制度のもとにおいて、各方面で論  
議されておりましたほとんどすべての問  
題について所要の措置を講じているも  
のでありまして、選挙の公明化に寄与  
するところ大なるものがあると考えら  
れます。しかしながら、法案の一部に  
ついて、規定の明確を欠き、または現  
在の実情に即しないと考えられるもの  
が二、三ありますので、これらの点に  
ついて、ここに修正案を提出し、公正  
かつ明朗な選挙を実現するという趣旨  
の徹底を期することとした次第であり  
ます。

次に、この修正案の内容について御  
説明いたします。

第一は、立候補届出前の演説会及び  
選挙運動期間中における個人演説会に  
關する事項であります。政府案により  
ますと、衆議院議員及び参議院議員の  
選挙の立候補予定者は、届出さすれ  
ば、選挙の日の翌日から次の選挙まで  
の間、事前運動としての演説会を百回  
以内開催することができるとな  
っておりますが、これは言論文書による  
選挙運動はできるだけ自由に行なうと  
いう趣旨によるものと考へられます。

しかしながら、これが実行されると年  
じゅう常に選挙運動が行なわれること  
となり、このため多額の経費を必要と  
し、たとえ費用の面で規制するとして  
も、その実効は期しがたく、結局は金  
のかからない選挙という趣旨に反する  
こととなるのであります。したがいま  
して、選挙期日の告示をスタートの合  
図として現職も新人も一斉に選挙運動  
に入るという現行制度が適当であらう  
と考へる次第であります。

なお、社会党において主張されてい  
る政党による事前の演説会の制度は傾

聴すべきところもあると考へるのであ  
りますが、政党制度が法的に確立して  
いない現在において、個人には認め  
ず、政党のみにこれを認めることは、  
根本的にも技術的にもなお、慎重なる  
考慮を要するものと思われまうので、  
わが党においても将来の問題として  
十分検討したいと考へておりま  
す。

また、選挙運動期間中の個人演説会  
につきましても、一定のルールのもと  
において行なわれることが現状に適す  
ると考へられますので、回数制限につ  
いては現行どおりとし、また、演説会場  
においてビラを頒布することにつきま  
しても、これを場外に持ち出してまき  
散らしたりするような違反行為を誘致  
しやすく、かつ、これを取り締まるこ  
とは現実には困難であると思われま  
うので、取りやめるよう修正すること  
いたしました。

第二は、選挙運動のために使用され  
る事務員についての報酬の支給に關す  
る事項であります。政府案によりま  
すと、選挙運動のために使用される労  
務者のうち事務員を含む旨を規定  
してあります。ここにいう「事務  
員」とは、従来判例等による機械的勞  
務に従事する者に準じた者、すなわ  
ち、機械的業務に従事する者をいうも  
のでありまして、いわゆる選挙運動に  
關する一般の事務に従事する者は含ま  
れないということでありませう。しか  
し、選挙運動に關する事務のうち、単  
に機械的業務と選挙運動に關する一般  
的業務とを分けることは困難でありま  
すばかりか、たとえ、観念的に分けら  
れたとしても、これを全く別個の人が  
行なうことはまれでありまして、これ

らの行為は同一人によって一連の事務  
として行なわれているのが通常であり  
ます。したがいまして、機械的業務と  
選挙運動に關する一般の事務を峻別し  
て、選挙運動のために使用される事務  
員が機械的業務の範囲をこえた事務を  
もしたから、これに対する報酬の支給  
は買収になるときめつけるとは、む  
しろ無辜の人を罪に陥れるともい  
うべきであると考えられます。もとより、  
選挙運動は無報酬でやるべきだとい  
う考え方のあることも承知していま  
すが、選挙運動のために使用される事務  
員にまでこれを要求することは、現在  
の社会機構からいって無理なことと考  
へられます。したがいまして、あらか  
じめ、選挙管理委員会に届け出た一定  
人数に限り、選挙運動のために使用さ  
れる事務員に一定の報酬を支給するこ  
とができることとした次第でありま  
す。

第三は、後援団体に關する事項であ  
ります。「当該選挙に關し」の意義は期  
間的に明確を欠く点があります。これ  
では、この規定の趣旨とする後援団体  
に關する不明朗な寄付等の禁止を徹底  
させることは困難であると考えられま  
す。したがいまして、過日衆議院の委  
員会において主張されたように、禁止  
期間を明確に法定することとした  
ものであります。

第四は、連座の対象となるいわゆる  
地域主宰者に關する事項であります。  
政府案によりますと、「数箇に分けら  
れた選挙区の地域のうち一又は二以上  
の地域における選挙運動を主宰すべ  
き者として候補者又は総括主宰者から定  
められ、当該地域における選挙運動を  
主宰した者」となっております。これ

は選挙制度審議会の答申における「選挙区において相当広範囲にわたって選挙運動を主宰した者」を法文化したものであると考えられますが、この法案中の「数箇」という表現は明確を欠き、このような罰則またはこれに準ずる規定においては適当でないと思われまますので、答申にいう相当広範囲にわたるものとして、三箇以内の選挙区が分けられている場合において、「当該地域における選挙運動を主宰した者」とした次第であります。

以上がこの修正案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、われわれの修正案を取り入れ、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(小林武治君) 速記をちょっとやめて。

【速記中止】  
○委員長(小林武治君) 速記を始め

○矢嶋三義君 議事進行について。今日の委員会は、委員長及び理事打合会の結果を承らないで始まり、明瞭でなかったのですが、ただいま委員長からは報告がありましたので、それに関連して要望も申し上げ、また、お伺いしたい。それは、この公職選挙法並びに新産業都市建設促進法、両法案は、本国会においても屈指の重要法案だと思います。前者は、議会制民主政治の根底に触れる問題であり、後者は、日本の開発方式としては画期的なものだと思っております。私は、会期の迫ったこの時点で、こういう重要法案が衆議院から送付されたことについて、後刻、衆議院諸君の見解も承ってみたいと思うのですが、委員長にお伺いしたいことは、第

二院としてのわれわれは、断じて、おぼろげな審議に終わってはならないと思っております。かつて私は新聞で拝見したのですが、公職選挙法等の一部改正法律案だけで、四月の二十日まで衆議院から送付されなければ、参議院の地方行政委員長としては責任が持てないということ、党内においても強力に発言されるとともに、新聞記者諸君にも談話を発表されたことを、私は間接に承知いたしております。そこで、きょうの時点で、この重要な二法律案の審議を付託された当委員会の委員長としては、おそらく私は、国会役員として、この二つの法律案を参議院らしく、参議院が充実した審議を了すためには、国会の会期は延長しなければできないという見解のもとに、国会役員として、所管委員長として、議長に、そういう意見を具申し、先刻来、本委員会に臨まれ、先ほどの発言をなさられておると僕は推察いたすのですが、その点の委員長の見解並びにその経過等をお聞きしたいと思います。

○委員長(小林武治君) 私は、先ほど非公式に申し上げましたように、当委員会として、公選法は、ぜひ二十日までに送付を願いたいと強く要望をいたしましたのでございます。それは、御案内のように、四月末から連休がございまして、通常の状態においては、審議期間がきわめて短いと、そういう趣旨からこれを申し入れておいたのでござい

ます。ことに新産業都市につきましても、公選法との並行審議はこれはほとんど不可能に近い。したがって、この法案の審議は地方行政委員会以外でやってもらいたい、こういうことを申し入れまして、議院運営委員会

の審議もされたのであります。他の委員会の都合において、この審議を引き取ることはできないと、こういうふうな状態になりまして、やむなくまた新産業都市建設促進法案が本委員会に付託され、本付託された、こういう状態になっておりました。その辺のこともひとつ御了承願っておきたい。しかし、世論の動向から見れば、この両法案はどうしても通してほしいということが、私は新聞あるいは世間の一般の声であると思うのでございます。したがって、現在の時点におきましては、まことに遺憾ながら時間が非常に短いということがあります。この五月の連休を私はこの参議院の委員会としては通常時のように連休を取っておいたのでは、さらだに少ない審議時間が持たない、こういう事情でありまして、私委員長の希望としては、この休みも返上をして、十分の審議だけの審議を尽くしてこの世論にこたえたいと、かように考えておるのでございまして、三日以降の連休につきましても、特にひとつ各位の御協力を願いたい。それでできるだけ実質的に長い時間をかけて審議を尽くして、できるならば世論の要望にこたえたいと、かように考えておるのでございまして、今日の状態におきまして、なお会期の延長その他について云々すべきものではないと、かように私は思っております。

すなわち繰り返して申せば、はなはだ恐縮ながら、この世論の負託にこたえるためには、当委員会としては連休等も返上して、また夜も続行をして、そしてこの審議を尽くしたいと、かように私は考えておるので、これは私

の考えでありまして、さように御了承願って御協力を願いたいと思っております。

○矢嶋三義君 私は、重要なスタートですから、きり確かめ、伺っておきたいと思っております。私は、世論がどうか、世論の負託にこたえたいとか、こたえないとか、この法案を通すとか、通さないとか、そういうことを触れておるわけじゃないのです。ただ審議をする第二院のあり方として、十分審議しなければならぬ。かりに私は連休をつぶしたとしても、この二つの重要な法律案を審議するということが、いかなければならぬけれども、第二院の使命を果たす審議ぶりからいけば、私は容易ならぬことだと思っております。それから、先ほど新産業都市建設促進法案を他の委員会に云々という御発言がありましたけれども、これは、国会法と当院の参議院規則に基づいて、かつて議長が権限で付託したことであり、一応付託されたものをいかなる事情があろうとも、慣例からいっても、上からいっても、これは参議院規則の変更はできないわけで、当委員会に付託の法案を審議することになったことはこれはもう当然であり、また、私はやむを得ないことだと思っております。状況下にいかにか審議を尽くすかということになりますと、私は連休をある程度犠牲にしてもなかなか果たせることではないと思っております。

そこで、私は委員長に念のために申し上げておきますが、いずれもこれは重要法律案であり、本日まで当委員会は委員長、理事の御協力のもとに、円満に充実した第二院らしい審議を続けて参ったわけであります。まあ先ほど

申し上げたような期間等からいって、まさか審議中途で打ち切ったり、単独審議をするというようなふうなこともりでは委員長はおられないことだと私は推測します。しかし、日刊新聞紙に出る記事をちょっと読みますと、何か委員長は反対する者があつたら、それはもうアウトにしておいて、最大多数で委員会を強引に運営して、もう審議しようがすまいが五月七日には全部審議を了するのだというふうにとれるような記事が、あなたの口から出たんじゃないと思っておりますけれども、現実に各日刊紙に出ている。これで過去の本委員会の運営内容等を見て、私は非常に危惧しているものですが、そういう点について、委員長の本委員会の審査の基本的態度について私は承っておきたい。

○委員長(小林武治君) 時間が少ないということ、衆議院に強く遺憾の意を申し上げてあります。政府にもさよう申し入れてあります。しかし、私どもとしてはあくまでも与えられたものに対して審議を尽くす、こういう必要があることは痛感しているのでございます。従来委員各位の非常な御協力をいただいできわめて円満に当委員会が運営されている事実もありませんし、続いてさような状態において皆さんの御協力のもとにぜひやっていきたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 私は、委員長の本委員会の秩序維持、議会運営の責任者としてその立場を了解して協力申します。しかし、あくまでも審議は参議院の自主性と独立性を持って尽くすのだという基本的態度を堅持されるように強く私は要望いたします。でないと、世

間では、参議院はプロ野球でいうと、第二軍みたいなものであると、録音の再構成をやっているというような、私は必ずしも当たらないと思いますが、そういう批判があることも事実であります。この両法案が衆議院に付託されて参議院に送付されるまでの期間等を考へるときに、はたして衆参を通じてこれで行くのかどうかという私は疑念を持って一人です。それだけに有識者が第二院のあり方というものについて、あるいは第一院と第二院を通じての審議形態というものについて非常な関心を持ち、要望をされている向きがあるわけですから、そういう疑念を解明する意味においても、われわれは善処しなければならぬと、かように私は思っております。

主張しお願ひしておきたい点は、当院としては、どの委員会でも、また本会議でも、衆議院から送付されてくる場合に、先に送付されてきた法案を先に審議するという慣例が出ておりますので、私は新産業都市建設促進法案先議を、そのみをやつて、そうして公職選挙法の一部を改正する法律案の審議に移つて下さいとは、私はそれまで申しません、委員長理事打合会のあの程度の話し合いもありましょうから。しかし、並行審議するのでも、大きな方向としては、新産業都市建設促進法案は衆議院で先になり、先に送付され、本付託が先になつてゐるわけですから、そういうことはお忘れにならないように、委員長においてもこれを取り運んでいただきますように、特にこの点は要望いたします、終わりたいと思ひます。お答えをいただきます。

○委員長(小林武治君) 矢嶋委員の御意見はごもっともなことでありますので、なるべく御意見に沿うようにいたします。

○委員長(小林武治君) それでは、新産業都市建設促進法案を議題とし、政府並びに衆議院修正者に対する質疑を行ないます。

○矢嶋三義君 両法案を通してでございますが、委員長の先ほどの御発言では、午前中新産業都市建設促進法案、午後は公職選挙法の一部を改正する法律案を一部審議するやに御要請があつたわけでございますから、今後の審議の都合上、大臣の出席要求の件と、資料要求をしておきたいと思ひます。先ほど自治大臣から御発言がありましたが、公職選挙法の一部を改正する法律案審議の段階においては、大臣並びに衆議院の修正案提案者は、ぜひ御出席されるようお願い申し上げます。

なお、この新産業都市建設促進法案の審議にあつては、本日はともかくとして次回適当なときに、次の大臣の御出席を委員長にお願い申し上げます。また、この新産業都市建設促進法案の審議にあつては、本日はともかくとして次回適当なときに、次の大臣の御出席を委員長にお願い申し上げます。

きょうのところ、公職選挙法関係の資料ということで要求させていただきます。それ一つには、衆議院の公聴会の御手洗公述人の速記録を見ますと、高級公務員の立候補は世襲化している、こういう公述をされております。で、その実態を私は把握したいので、過去における高級公務員の立候補当選の状況の比較一覧表を提示願ひたい。それから第二番は、国と財政的にならざるを得ない法人の寄付に対する規制が行なわれているわけであり、三十年以後のそういう会社、法人の寄付の実態はいかようなものであるかということが判明する資料を出していただきたい。それから第三点は、三十年以後の選挙における選挙違反、その件数、それからその大要、それがわかる一覧表。それから第四点は、選挙違反事件について起訴された件数、それから起訴理由の大別。それからその判決の有罪、無罪の別、それから執行猶予のついた状況、パーセンテージがわかるもの。それからまだ終審していない裁判進行中のものについては、裁判進行中の件数がわかるような資料を出していただきたい。これと関連をしておき、今度の参議院に送付された原案、われわれの審議の対象になつてゐる原案、これにおいて、あの連座事項にかかる案件が、三十年以後の選挙においてどの程度あるかということがわかる資料、これは法務省並びに裁判所と連絡をとれば即座に整えられる資料ですから、ぜひ必要でありますから出していただきたい。それから、これは参考をいただきたいので、きょうのところ要求しておきたい最後の資料としては、私を含んで、この地方行政委員並びに大臣、こういう方々の最終選挙ですね、至近選挙、最も近い選挙における法に基づく法定費用は幾らになつてゐるか。その選挙における法定選挙費用が幾らになつてゐるか。それから今度の改正では、その法定選挙費用が幾らになるかということも明らかになる資料を出していただきたい。ただし、氏名は私は書いていたなくても書いていただかなくても、どちらでもけっこうだと思います。それは提出者の意思にまかせます。これは参考に出していただきたい。それだけの資料をきょうのところ要求いたしておきますので、できるだけ早い機会に提出していただきたいことをお願いいたします。

○政府委員(松村清之君) この中には、たいへん資料として困難なものもあるように見受けられるのでございませぬが、私どものできる限りのものを整理して、できるだけ早く提出したいと思ひます。

○矢嶋三義君 選挙局長、何を困難なのがあるか。これだけの、いまだかつてない大がかりな法律案を出される以上、この程度の資料というものは整つてゐるはずですよ。

○政府委員(松村清之君) たゞは二番目に申されました、国と財政的にならざるを得ない法人の寄付の実態というものは、先般各省を通じて調査しておりますが、これはなかなか各省も秘密にしておりまして、全部まとまっておらぬような状況であります。(それがいけないのだ、だから私は言つてゐる、それも出していただきたい)と呼ぶ者あり)

○委員長(小林武治君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

○加瀬完君 経済企画庁に資料を願

いしたいのですが、先ほどの衆議院の修正要綱の御説明の中にもございませぬが、地域格差の是正あるいは近郊の発達と発展ですか、目的の御説明にもございませぬが、地域格差というものをどのように把握しておられるか、顕著なる地域格差の具体的な例で、それから顕著なる不均衡の具体例、この二つをお出しいただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) できるだけ至急に整へまして出すことにいたします。

○矢嶋三義君 衆議院の修正提案者に若干お伺ひいたします。非常に長期間にわたつて慎重審議され、修正議決され、さらに附帯決議をつけられて審議を了され、本院へ送付されたその過程における御熱心な第一院の審議態度に對してまず敬意を表します。

内容に入る前にお伺ひしたいのですが、本法律案が衆議院に付託されたのはいつでございませうか。それと、この会期の迫つた四月三十日ごろ御送付いただいて、第一院の審議ぶりから見ると、われわれ第二院の審議は十分尽くせるというふうな御配慮のもとに衆議院におかれては審議なさつて下さつたものかどうか。別に私は参議院の議員としてひがむわけではございませぬけれども、何かわれわれからすれば、あと二、三日、参議院に送付しておけばそれでいいのだというふうな意識するとならぬにかかわらず、そういう意識が第一院にあられるのではないかと、このことは、今後のわが国の議会政治における二院制度下における両院の相互関係にやはり微妙な影響

がありますので、私は、内容を承る前に一応その点についての御所見を伺っておきたいと思うのです。

○衆議院議員(岡本茂君) 衆議院に付託された目にも、私は確かなことを記憶していないのですが、これは企画庁のほうから答えたほうが正確ではないかと思ひます。

そこで、参議院で十分御審議の、時間的に余裕を残して送付するのがこれは至当でございますが、われわれもそれに努めたわけで、極力早く審議するというところに努力はいたしたのでございませぬが、何分にも非常に重要な法案であり、影響するところが重大でございませぬ。そこで、十分の審議を尽くすために相当の時間をとったわけですね。

また、一そう慎重を期するために、あるいは地方行政委員会との連合審査、あるいは農林水産委員会との連合審査、あるいは建設委員会との連合審査というふうな、これは問題が多岐にわたっておりまして性質上、関係の委員会との連合審査等にも相当の日子を費やさざるを得なかつた、さようなことでようやく先ごろ議了いたしましたよう次第でございます。その点は御了承をいたされたかと思ひます。

○委員長(小林武治君) 私も一言申し上げませぬ。委員長としまして、ただいまの矢嶋委員の御発言には同感をしますものでありまして、重要法案であればあるほど、われわれにも相当の審議期間を与える配慮を衆議院としてなすべきであるということをお私に確信いたしますので、代表者の議員のお二方に対しまして、さような意見でわれわれがあるということをお伺いした

承願して、各位にお伝えいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(岡本茂君) 承知いたしました。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいまの、衆議院に提出いたしましたのは二月三日でございまして、二月九日に第一回の提案理由の説明を商工委員会で行なうことになりました。

○矢嶋三義君 委員長からも御発言がありましたので、この点その程度にとどめておきます。まあ長い一院と二院の今後のつき合ひでございませぬから、お互いに心して参りたいと思ひます。非常に連合審査等を開かれて慎重に審議され、この要綱においても拜見するように、十点にわたって修正されておられます。よくまあこんなにおまとめできたものだと思ひます。

○衆議院議員(岡本茂君) この前要綱で十点掲げておられますけれども、最も重要なものは数点に帰着するかと思ひます。一番力を入れましたことは、目的の中に雇用の安定ということを入れたらどうか、お伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(岡本茂君) この前要綱で十点掲げておられますけれども、最も重要なものは数点に帰着するかと思ひます。一番力を入れましたことは、目的の中に雇用の安定ということを入れたらどうか、お伺いしたいと思ひます。

がって、雇用の安定ということが一番眼目になっておると存じます。

○矢嶋三義君 あなた方の審議の経過並びに修正点から受けるものに、私は次のようなニュアンスがあるような感じがするんですがね。政府原案よりは新産業都市としてより多くの都市を指定する傾向が表われてきている、こういうニュアンスがにじみ出ていると思ひます。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

○矢嶋三義君 お互い政治家ですから、いろいろな現実面が考慮の中に入らざるを得ないから、こういうことあり得ると万々わかりませぬ。しかし、この法案は、やはり僕は日本の開発方式としては画期的なものだと思ひます。その方向づけを誤っては今後の成果を期待し得ないと思ひます。国家資本あるいは行政の関与等がある特定地域に集中的にいく、そのことの欠点も出てきませぬ。しかし、その他の地域については、別途の角度からこのしわ寄せが来るのをチェックし、是正して全般的にバランスのとれた開発を考慮するということも、集中的に指定してもなおかつ私にはできる方法があると思ひます。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

している面があると思ひます。だから、その点を明確にしておかないといふと、法案成立後公布施行されたときに戸惑いを起こすおそれがあると思ひます。どういふわけであらうか、感じを受けるかと申しますと、たとえこの要綱の第五に、「大規模な産業都市」というのを「相当規模な産業都市」に改めるわけですね。「工場の立地計画がすでに進行し、」を削って他の活字に変えていくわけですね。こういうところは、政府原案の、政府の最初の構想、方向づけとはかなり変わってきていると思ひます。だから法律の公布施行後、運用いかによっては相当私は態様が変わってくるのじゃないかと、かように思ひます。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

○衆議院議員(岡本茂君) 今の御質問の点でございませぬが、非常に多くのものを指定するようなニュアンスがあるんですが、こういうことでございませぬが、必ずしもそうでないわけではございませぬ。

なる危険性があると思うのです。これは国の財政的な裏づけが必要になって参りますからね。この基本的な方向づけについては、政府原案を私は拝見したわけですが、衆議院における経過から見て、若干その点ほけてきたような感じがいたしますので、政府側の長官の見解と、それから修正者側の御見解を承っておきたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君)

今回この衆議院で修正をなされました、それについて大体私どもとしてはこの法案自体がさらに一そう強化され、将来の新産業都市建設のために力強いものになったと、こう存じております。そこで、今お話のように、「大規模な産業都市」が「相当規模」ということに変わったこと、附帯決議のほうの、総花にならないということと矛盾しやしないかということもございします。私は、衆議院におかれましては、総花的な指定ということについては、むしろ附帯決議に言われておりますように、十分な条件を整えた都市を選ぶべきである、いたずらに運動等によって総花になってはいけないという非常な決意を示されたものだと思うのであります。私どもも、その点については全くそう考えております。ただ、「大規模」が「相当規模」になったということとございしますけれども、御承知のとおりに、これは国土開発総合計画の拠点計画が、主としてこの産業都市の建設を貫いておられます一つの線でございます。ただ、大規模といつても、人口幾ら、あるいは工業生産力幾らということとを、どこに基準を置いて大規模と言ふかとなると、その点につきましては、

やはり若干の疑問もございします。したがって、拠点構想からいいますと、すべての都市がいわゆる一律に大規模という観念だけでいいか、場合があるかと思ふのでございします。そういう意味からいいますと、相当規模というものは、大規模を別個の角度から表現されて、そうして地方総合開発の段階的中心拠点ということを考えていく場合に、衆議院が修正された点については、そういう意味と解して、私どもも運営をして参ることに支障がないものと考えております。もちろん、今お話がございましたように、現にすでに相当程度の施設を行なっております、そうして将来の発展を期するところの既存、何と申しますか計画というものに十分見合せて、そうして指定等も考えていきたいと思います。これは当然のこととございします。早急にこうした地域格差の是正をはかりながら、自然的条件において現在地方の拠点的な状況を整備しているからこゝを従来の進行が見られていると思ふのでございします。そういう意味をお話のような点は、やはり指定における相当重要な条件になってくるということも私ども信じておりますので、したがって、衆議院の修正とわれわれの考えておりましたところとは、矛盾もいたしておりませんし、またしたがって、それによってかえって運用の妙を期待し得るのではないかと、こういうふうに存じております。

○衆議院議員(阪上安太郎君)

率直に申し上げますならば、政府原案は、国土総合開発プランというものを取り入れております。しかしながら、在来の企画庁等が考えておりました総合開発計画、これは大拠点、中拠点、小拠点というような方式をとっております。原案はそのうちの拠点方式でございすけれども、しかしながら、それが大拠点方式をとっている。そこで、小拠点については一体どういう考え方を持つかということとを審議の過程からわれわれが結論を出しますと、小拠点については、低開発地域工業開発促進法に基づいてやるのだ、そうすれば、国土総合開発計画の一応の方式としての中拠点が抜けているんじゃないか、こういう考え方が実は出てきたわけですね。そこで、政府が大拠点を取り上げたことはわからぬではないが、しかし同時に、中拠点にも遠心的に及ぼしていくべきではなからうか、そういうようなもの考え方に立って、したがって、その場合大規模といたしまえば、とかく臨海工業地帯のみに限られてしまふおそれがある。何と申しております、大体そういう方向が出てきている。そこで、いまま少しく内陸方面の中拠点というものにも目を向けなくては行けないのではないかと。順序としては、あるいは大拠点から中拠点へ遠心的に動くでありませうけれども、しかしながら、この法律それ自体に何らかの拠点对するところの配慮がないので、したがって、内陸方面を考えていくべきである、そういうような意味で、大拠点という言葉を、この大規模という言葉を、もう少し幅のあるものにしたらよからう、そういう意味で、相当規模ということに実は落ちついたわけでありませう。

それから、工業立地計画がすでに進行しているところ、この項を削るといふことにつきましては、別にこれは大きな意味はないのでありますけれども、今申したことをやはりうらはらの関係にあります。大体において、現在わが国の工業開発の地域開発状態をながめてみますと、大体工業立地計画がほとんど進んでいるところは、えてしやうなところが多いいわけですね。そうすると、やはりこの字句を削っておきませんと、内陸への方向というものが方向づけられない、こういうようなことも考えて、これは主としてそういうところだけに最初に力を入れるのじゃなく、総合的に内陸のある部門、それから臨海工業地帯も頭に入れて、そうして条件の整ったところからやっていく、こういう工合にすべきであるというところからこの部分を削った、こういうこととございします。

○失嶋三義君

阪上議員の御説明よくわかりました。適切だと思います。その修正を受けての藤山長官の答弁を承って、この点は承りました。要は、法律案の重点の置き所、それから順序ですね、そういうものが法律の施行にあたっては重要であって、修正者の意向とそれから政府側の意向を承って、この点わかりました。そこで、今もちょっと言葉が出たのですが、藤山大臣に伺いますが、全国の国土総合開発計画なるものは、審議会が検討中で三月末までにはこの最終策定ができるということ、本会議の吉田氏の質問にお答えになつておられるのです、まだ最終確定をしたようない情報をお知らせしていいのです、いつごろになるのか。それから方

向づけというものは、昨年草案ができた方向づけとそう大差ないものになるのかどうかということ、私は、この法律案が地域格差の是正ということを一つの大きな柱、眼目にしていくわけですが、そうなりますと、指定されるであろう地域というものは、一般に地方負担の能力において、先進大企業地帯に比べて弱体のところが多いわけですね。それだけに地方負担に對する配慮というものを十分しなければならぬと思ふのです。そうすることに於いて、また、今策定中の国土総合開発の中の一環にも入って、全国バランスのとれた形で開発ができるんじゃないかと、かように私は考えておるので、そういうこととあわせて今具体的に伺いますが、この法律案の作成過程に、いろいろ軒余曲折があり、その後承るところによると、この法律をこしらえることによって、全国を六ブロックにしてはどうか、あるいは十ブロックとか、あるいは十一ブロックくらいに設定することが適当じゃないかというふうな意見が政府部内にあり、やはり検討されているということ、承っているんですが、所管大臣としては、何ブロックくらいにするのが適当だという御見解を持たれておられるのか、そういう点を承りたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君)

国土総合開発計画の原案の作成は、今お話のございましたように、三月三十一日まで各方面の御意見を全部総合いたしました。それをもとにして一つの修正案と申します、昨年出しました草案を修正いたしました、ただいま国土総合開発審議会にかけております。その進

行状況につきまして、あとで局長から御説明いたさせていただきますが、そのために若干時間がかかりますが、慎重に御審議を願っているようでございませう。そうして御承知のとおり、あの草案におきましては、関東あるいは関西において、内陸地帯と臨海地帯の二つに分けております。これは大体一つにするほうが適当じゃないかという御意見が非常に多くございます。したがって、そういうことにはいたしまして、現在十一になっておるわけでございませう。なお、局長から御説明いたさせていただきます。

○矢嶋三義君 地方負担の配慮はどうですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 地方負担につきましては、これは新産業都市をやり出す場合に非常に必要でございまして、われわれ原案を作りますときに、各省との間におきましてこれらの問題について十分討議をいたしましたのでございますが、しかし、必ずしも原案が完璧のものではなかったと思っております。今度修正をされました、相当に地方の負担に対して力強いものになってきたと思っておりますので、私どもは、修正によってさらに力を得て十分な仕事が出来ていけるのではないかと、こういうふうな考えをしております。

○政府委員(曾田忠君) 全国総合開発計画の策定状況につきまして、補足的にお答えしたいと思います。先ほど大臣からお話がありましたように、本年の三月末までに、各方面の意見をいろいろ伺いいたしまして、現在最終的に案文の作業を進めておるわけでございますが、大体三月から現在まで、に国土総合開発審議会の中にあります

る全国開発部会、これを四回開きました。最近の最終は四月二十六日でございますが、四回開いて参ったわけでございませう。大体総論、各論を通じまして一応の御審議を終わって現在案文の修正をしております。五月の初旬あるいは十日過ぎになるかと思っておりますが、最終の全国部会をお願いいたします。全国部会といたしまして御審議を終わらせていただきます。それからある程度の期間を置きまして、国土総合開発審議会の総会に御審議をお願いして作業をやっておる次第でございませう。

なお、地域区分の問題でございませうが、これも草案のときにおきましては、全国で十一地区というふうに分けてございまして、関東と近畿は内陸と臨海と分けておったのでございませうが、いろいろの御意見によりまして、やはり臨海、内陸の区別をやめまして、関東地方と近畿地方という一本の線にまとめております。したがって、一応の地域区分といたしましては、現在九カ所という点で作業を進めております。

それから、いろいろむずかしい問題もあるわけでございますが、この草案になかった新しい問題といたしましては、観光資源の開発、それから労働力の需給あるいは文教施設の整備、そういう新しい項目を掲げております。

と関連があるので承っておきたいのですが、この附帯決議の四項、五項については、衆議院の審議段階において、どの程度の政府側の意向が表明され、また決議をされた衆議院としては、どういう程度の、どういう内容をこの決議によって見直しを立て、期待されておられるのか、そういうところを簡単に教えてくださいませんか、参考に聞かしていただきたいと思います。

○衆議院議員(阪上安太郎君) 事の性質上簡単に答えたいと思いますが、特にこの第四項の問題になりますのは、高率補助の問題が問題だと思っております。これについて、これだけに特別に特段の高率補助をやっていくことは、これはなかなか困難だろうという考え方が出ておったようでありませう。そこで、今度の修正案の中で、九条、十条等にこういう表現をいたしております。したがって、この表現の九条、十条等におきますものは、大体地方債については、特例債的なものが考えられるという程度である。それから九条につきましては、これはいろいろな財政援助が考えられますが、率直に申し上げまして、地方交付税等によって財政措置がやはり出てくる、こういうことが予想できる。そこで仕方がないので、附帯決議に高率補助をつけていった、こういうふうな状態になっております。したがって、財政措置として、地方交付税等によって措置が考えられる。このことはある程度実施が可能である。また特例債についても、いろいろ問題があるから、そういうことも考えられる。そのことも可能性はある。したがって、その二つは、法律案に修正案として条項を入れました。しかし、そ

れだけでは、なお満足ができないので、附帯決議でさらに高率補助を考慮してくれ、こういうことになってきたわけでありませう。大体こういうことであると思っております。

○矢嶋三義君 よくわかりませうし、また適切だと思っております。大臣に伺いますが、私は九州地方開発審議会委員の辞令を内閣からいただいている一人ですが、こういう法律案とあわせ考えるときに、国の総合開発計画を去年草案として策定されたので、すね。あの中で後進地域である、たとえば九州地方の先行投資、公共投資の比率は実績より下がっているわけですね。したがって、九州総合開発審議会においては、異例の決議をして、内閣総理大臣に意見の具申をしたことは御承知だと思っております。地域格差の是正ということ、今のわが国の産業経済政策から非常に重要な事態になってきている。あわせて開発をしようという場合に、国の総合開発計画を策定するにあたっては、私は九州開発審議会委員をしてから、ぶつかったから取り上げますけれども、そのみならず、先ほど阪上議員の御発言の中にもありましたが、ベルト地帯以外のいわゆる比較的後進地域に対しては、総合的な調整のとれた、バランスのとれた国の総合的な開発と、日本の国の経済力の向上、国民所得の向上、福祉水準の向上という角度からも、格段と僕は配慮するべきだと思っておりますが、大臣としてはどういう御所見を持っておられるか、承っておきたい。

りませんと開発が進んでいかないと、は当然でございまして、開発が進まないこと自体が、ある意味からいえば、公共投資がおくれている点でもあろうかと思っております。したがって、そういうものに十分な力を入れるべきことは当然でございませうが、ただ、全体のパーセンテージからだけ見れば、私はこの問題は解決できないんじゃないかと思っております。要は、太平洋ベルト地帯と申しますか、あるいは東京であるか、大阪であるか、あるいは諸般の設備をして参らなければ、公共的な設備をして参らなければならぬと思っております。そこで、事業量から申せば、パーセンテージを別にして、金額的効率からいえば、相当な金額の効率が上がる。それはある場合には土地の値段も安いでありませうし、あるいはその方面における種々な立地条件の関係からして、資金量が非常に効率的に使えるということもございませう。たとえば、資金量だけのパーセンテージでもって、後進地域と開発地域との仕事そのものだけを比べてみると、これは、若干私はあるのじゃないかと思っております。しかし、そういう意味において後進地域に力を入れて参りますことは、これは当然やっつけなければならぬと思っております。趣旨が達成できませんので、その意味において、使用金額の効率的な面というものはどの程度にいくかということのパーセンテージと申しますか、ただ金額だけのことでなく、そういう面もあわせて将来は考慮していきませうと、地方開発をおろそかにしておるといことがないようになっていくん

○国務大臣(藤山愛一郎君) 後進地域につきましては、十分な力を入れて参

りませんと開発が進んでいかないと、は当然でございまして、開発が進まないこと自体が、ある意味からいえば、公共投資がおくれている点でもあろうかと思っております。したがって、そういうものに十分な力を入れるべきことは当然でございませうが、ただ、全体のパーセンテージからだけ見れば、私はこの問題は解決できないんじゃないかと思っております。要は、太平洋ベルト地帯と申しますか、あるいは東京であるか、大阪であるか、あるいは諸般の設備をして参らなければ、公共的な設備をして参らなければならぬと思っております。そこで、事業量から申せば、パーセンテージを別にして、金額的効率からいえば、相当な金額の効率が上がる。それはある場合には土地の値段も安いでありませうし、あるいはその方面における種々な立地条件の関係からして、資金量が非常に効率的に使えるということもございませう。たとえば、資金量だけのパーセンテージでもって、後進地域と開発地域との仕事そのものだけを比べてみると、これは、若干私はあるのじゃないかと思っております。しかし、そういう意味において後進地域に力を入れて参りますことは、これは当然やっつけなければならぬと思っております。趣旨が達成できませんので、その意味において、使用金額の効率的な面というものはどの程度にいくかということのパーセンテージと申しますか、ただ金額だけのことでなく、そういう面もあわせて将来は考慮していきませうと、地方開発をおろそかにしておるといことがないようになっていくん

じゃないか、こういうふうには私見としては考えております。

○矢嶋三義君 委員長から回されたメモによると、一時は休憩するからというのですが、それでも二、三問させていたが、それだと思ふのです。この法律案に対する大づかみの質問は、一応私は今で終わらせたわけですが、あとさら部分のな面でただしたい点があるのですが、ここで大きな問題としてちょっと角度を変えて藤山長官にぜひ伺いたいことがあるのです。それは、この法律案ですね、それは公布されてから三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行するとありますが、国の経済政策ですね、非常に僕は密接な関係があると思ふのです。特にわが国の産業経済界が置かれておる現状からして、格別その経済政策と非常に密接な関係がある、それとあわせ考えなければいかぬと思ふのですが、この基本的な考え方に對しての御所見はいかがですか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) この計画が国会の御決定を得ますれば、実は国土総合開発計画というものは、非常に長い時間がかかっているのは申しわけないと思つておられますし、新たにせうかできまして法案が長い時間をかけて実施に移すことでは相ならぬのでございまして、したがって、この法案が通りましたならば、できるだけ事務的進捗をはかりまして、せうして計画の実施段階、いわゆる指定も行われましようし、あるいは基本計画の策定というふうな問題もありませんし、それそれ迅速に私は進めて参りますことが必要だと思ふます。ただ、財日のような経済界の状況、経済、財

政、金融の状況でございすならば、公共投資等につきましても、相当なや

はり注意をして参らなければならぬことは当然でございすけれども、かねてから私は申しておりますように、実は民間設備投資はあまりに拡大されたと思ふ。公共投資のほうをむしろおくとおる。そこにアンバランスがふえて経済の一つのひずみもできてくる。したがって、民間設備投資というものは十分に押え、または民間の自主的な規制にも待つて参らなければならぬ。こうして先行投資というふうなもの、できるだけすみやかに別に予算化して参ります場合には、予算の効率をはからなければならぬことでありまして、われわれ民間に長くいました者の経験から見れば、予算——政府の使います金には利息がついておられないで、その施行も非常に私にむしろおくれ過ぎて、かえつて予算使用の効率を上げてない、そういう面からも全体の経済の調和をはかつて参らなければなりませんけれども、先行投資、公共投資等は、やりやすものはできるだけすみやかに着手して、そうしてその成果を上げていくということが、いわゆるアンバランスになっております状態を改善する一つの方法だと、こういうふうにお思つております。一方では、民間投資を押しながら公共事業等、産業の基礎になりますようなものについては、できるだけ積極的にやる必要がある。経済全体から見れば、これもまた、いわゆる政府消費でございすから、全体としてある程度押えなければならぬ場合もありましようけれども、それを効率的、有効的、積極的に

使つていくようにいたしていくべきだと、こう考えております。

○矢嶋三義君 長官、あなたの今の答弁承ると、これは外でやったら受けま

すよ、そういう話はまあ参議院選挙を前にして僕はあまり勧めはしません

が、あなたの今の経済界に対する認識、それに立ってのそういう主張というのには私は受けると思ふのですが、そこで私は伺いますが、当面の経済政策に対する適切な調整、是正ですね、それから調整の総合対策について、きょうもあつたようですが、経済関係懇談会で藤山さんは孤立されているというのを新聞記者諸君から承つたのですが、どうもそこになつていらつ

しやる長官のお姿をさつきから拝見しておつて、心なしか僕はそんな感じがするのですが、どうですか、その点は。あなたの主張は、私も共鳴しているんだが、相当受けていますよ、この前あなたの演説は、やはり僕は藤山大臣はしんがある政治家だという評価をして

いる人があつたようですが、僕もそうかなと思つておるのですが、そういう主張は、国のために徹底的に主張していくべきじゃないかと思ふ。経済関係懇談会で孤立するということは不思議なよう

な感じがするのですが、あなたの御所見はいかがでございすか。笑いごと

とじゃないですよ。真剣に聞いているんですよ。私といたしましては、今の経済情勢につきま

して、実は楽観はいたしておらないのでございまして、昨年の総合政策をまずゆるめることなくびんと張ることが大事だと思ひます。楽観論によりましてあの線がゆるめられることは適當でない。なお、将来の見通し等につきましても、三十六年度の実績というものは、企画庁としても十分な検討をいたした上であの見通しを立てましたけれども、必ずしも見通しどおりにはおらないことは残念だと思ひますが、その基礎の上に立ちまして、将来の問題をいかにすべきかということは今論議すべき段階だと思ひます。したがって経済関係懇談会等におきまして、十分な意見の率直な交換をいたしていただくことが必要だと思ひます。本日も月例報告会の機会に、第二回目のお話し合いをしたわけでございます。現在の段階におきまして、孤立しているという

ことでなく盛んに議論をやつております。当然こういう問題については各種の議論が出るのはあたりまえでございます。私、私の意見だけが必ずしも正しいと主張するわけにも参らないものもあるかと思ひます。しかし、私としての意見は率直に遠慮なく主張していただくというつもりで懇談会に出ておりますので、いづれ結論が出ることになろうかと思ひます。そういう意味で、私としても自分の責任だけは十分尽くして参りたい、こういうふうにお考へております。

○矢嶋三義君 もう一問だけ。関連の事項ですからもう一問で終わります

が、大臣、今の事態は内閣部内ではないと私は思ふのです。それは国民は被害者の立場にあつても長く放任されると思ふのです。しかし、大臣が信ずるところを主張されている点は僕はあつたかと思ふ。僕自身、大臣の主張には共鳴して居ます。それから新聞等を見ても、非常に支持されている

ようですね。しかし、それが今の内閣の当面の政策、行政運用に反映してこない、非常に国民が不安の状態に置かれておるといふ段階だと思ふのです。それで大臣に、私は、若い者が先輩に一部は進言であり、一部は承服の

ですが、先般の池田内閣における長官の日本の現在の金融、経済、産業界における認識、これに基づく御所見というものは、池田内閣を相当に、本質的に認識される仕方において背反している面がある、こういう把握をされて

いる人がたくさんあるわけですが、それらの論理に同調いたします。そうなら

ますと、藤山さん個人でなくて、これは一国の大臣という、国民の負託にこたえるという立場にある政治家です

から、その政治家としてとるべき態度というものは、国民審判のある参議院選挙の前に、すなわち、具体的にいへば、この国会終了後に閣僚を辞任して、そうしてその所信を表明していく道を選ぶか、それとも現在、内閣を構成している池田内閣の閣僚の一人として、当面、国民審判を受ける選挙の終了まではその席にとどまる、そうしてそれを終わると同時に辞任をし、近く総裁選挙を行なわれるわけですが、これに堂々と政策を掲げて立候補される、この二者択一だと、こういう論があるわけですね。私は、この法案が成立した場合に、これを一体施行する場

合に、いろいろ問題が起つてくると思ふ、わが国の経済政策全体からいって、そのこととあわせ考へるときに、恥ずかしいことながら社会党は今政権を担当する能力があると国民の大多数が認識してくれていない。ところが、経済の見通しがどんなに、一部の国民

がいかに苦しもうが、自由民主党の池田内閣は続いていく。これは前の政友会、憲政会のようなときだったら当然、政変ものだと思う。それが責任政治が行なわれ、日本の政治が進展していくことだと思ふのです。だから今すぐ社会党に政権が担当できぬとあらば、その今の日本の置かれてある政治情勢のウツ内において、より日本の政治をよくして国民の負担に沿う道というものは、やはり政治権力を保持している、それに非常に関与している自由民主党の中で活発なこういふ意見があり、そしてそれを国民に訴えて、自民党というウツ内において一つの政権交代があり、政策転換が一緒に行なわれるということが、これは自由民主党のためだけじゃなくて、国民のために、国家のため大事だと思ふ。そういう観点から考えると、私は若い者であなただけに申上げるのは失礼でありますけれども、あなたがやはり適当なときにその政策に立つて、そしてその総裁選挙に勝とうが負けようが、いずれにしても、日本の政治のプラスになると思ふのです。そういう行動をとられることを決意しながら、ああいう談話をされた、その後に対処され、日本の現在の政治情勢とか、あるいは経済情勢の動向をよく聰明に心静かに見守っているのが今のあなたのお立場ではないか、私はこうあるべきだと思う。かように思ふわけですが、これは藤山さん一人に介入した発言じゃない。今置かれてある日本の政治、経済情勢等からいって、国民の負担を受けているわれわれが今後法案を審議し、国民がいかに期待を……その立場を考えた場合には、そういう諸論が出てくることは当然であつて、私は私事に触れるものではないささかも考えてない。それであえてちょっといい機会だから、藤山大臣の所見を承りたい。

○國務大臣(藤山俊一) 私は、今経済の問題に対して十分対処すべく、また現状に対して率直に私の意見を申し、また現状についても率直な意見を私は申すつもりでございますが、ただ、この経済議論というものが何か政治的な議論と混淆されますと、純粋な経済議論として成り立ちませんし、誤解を受けます。したがって、私は、政治的行動その他について一切触れませんで、純粋な議論としておきたいと思ふのでございまして、そういう意味からいって、純粋な経済議論の立場に立つて経済論を展開しておる、こういうことに御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 僕も最近藤山さんの発言を承つていて非常に敬服するところが多いのですが、今の答弁は適当でないです。私はやむを得ないからそれで終わりますが、あなたが経済評論家あるいは日本商工会議所の会頭のときならば、それでいい。しかし、あなたは藤山師団を率いる師団長で政治家である。内閣の閣僚として議席を持つておられる大臣とあらば、純然たる経済理論云々だけでは済まぬのであつて、当面の日本の政治、政権担当の自由民主党の政治をどういうふうな方向に向けていくか、それと結びつけなくて問題を考えられることとはない。そういうことを伺うことは深入りし過ぎますので、今の答弁に關する限りは僕は納得しないが、そこで

逃がしておくということでは僕の質問をこれで終わります。  
○委員長(小林武治君) 午後四時半ごろ本案の質疑をいたしますから、関係者は御出席を願ひます。  
午後二時まで休憩をいたします。  
午後零時四十三分休憩

午後二時十四分閉会  
○委員長(小林武治君) これより委員会を再開いたします。  
再び公職選挙法等の一部を改正する法律案外一件を議題として質疑を行ないます。  
○矢嶋三義君 まず、本日は初回でありますから、修正案提出者に若干お伺ひいたします。  
修正案提出者としては、選挙制度審議会の答申の主たるねらいはどこにあるかと把握されておられるのでしようか、お伺ひしたい。

○衆議院議員(高橋英吉君) 修正の主たるねらいといふと……  
○矢嶋三義君 選挙制度審議会の答申の、主たるねらいはどこにあるかと御認識になっておられるかという点をお伺ひしたい。

○衆議院議員(高橋英吉君) それは結局選挙の公明化というところにあるわけでしょうね。簡単に言うと、金のからなない汚れない明るい正しい選挙といふんですか、とにかく公明選挙を目標にしておるといふことが言える。  
○矢嶋三義君 従来、法律で設けられる審議会には、ほとんど言つていいほど国会議員が成員として参加しておつたことは御承知のとおりだと思ふのです。一昨年の総選挙後にいろいろ

と論ぜられ、選挙制度審議会が発足いたしました。あの審議会には国会議員は成員として参加するように法定いたしました。それはどういふ理由に基づくものと御認識になっておられますか、お伺ひしたい。  
○衆議院議員(高橋英吉君) それはいろいろ理由があるでしょうが、国会議員以外の立場の者からいふと、国会議員の直接利害関係のある法案だから、したがって、直接利害関係のない第三者に審議させたほうがいいだろうといふふうなことがたゞうま思われまふし、国会のほうとしても、国会議員は皆神様のような気持でおると私は思ふべきけれども、しかし、何といつても自分の直接利害に關係することについては、正しい考え方に曇りが生ずるおそれがあるといふふうにも考えられた方もありまふし、それからまた、国会以外に、ただいま申し上げましたような利害關係があるから正しい判断ができないだろうといふふうな誤解を持つておる人があるかもしれない、まあ誤解を受けるのはどうかといふふうな考えから、ああいうふうな制度にしたと思うので、私個人としては省みてやましいところがないから、堂々とみずから卑下することなしに、成員に入つてそれぞれ立場から正しい議論を展開していくのもよかつたのじゃないかと現在でも思つております。  
○矢嶋三義君 自治大臣にお伺ひします。選挙制度審議会が発足して、そしてその結論、答申を尊重するといふ義務が課されたわけですが、その一つの根本には、選挙法というのは議会の根本の根本に關する問題で、しかも、政治に携わる政治家を選出する

ルールをきめるのであるから、選ばれた立場に立っている人が考へるのでなくて、選ぶ側、すなわち国家の主権者である国民の立場から、代表を選ぶ立場から選挙のルール——選挙法は考へるのが至当だといふ立場から、かような選挙制度審議会が提案され成立いたしましたと私は考へる。この基本的な考え方というものは、今高橋さんは必ずしも賛成できぬといふような御発言がありましたけれども、絶対に私は正しいと思ふのです。この点自治相はどう考へておられるか。その基本が、答申を受けた後の政府案策定の段階において、さらに衆議院の審議の段階、修正議決する過程においてじゅうりんされたいが、それに対してどういふ所見を持つておられるか、お伺ひしたい。

○國務大臣(安井謙君) 政府が審議会を起こしますゆゑんものは、できる限り民間有識者のいろいろの広い御意見を御検討願つて、そしてそういう答申を十分に尊重しながら政府は成案を作るのがよろしかろう、こういう考えに基本的には間違ひございません。しかし、それならばいわけゆる国会議員がそれに入つちやいかぬのだといふふうなことも、またこれはおかしなわけでありまして、そういう意味からは、特別委員といふことで一般御審議には御参加を願つておる形でございます。ただ、特別委員にいたしておられますのは、直接の身分上に具体的問題として關係のあるアンバランスの是正の問題であるとか、あるいは区割りといったものの具体的問題には、第三者

は議員が直接タッチしないで、第三者

は議員が直接タッチしないで、第三者

は議員が直接タッチしないで、第三者

は議員が直接タッチしないで、第三者

は議員が直接タッチしないで、第三者

は議員が直接タッチしないで、第三者

が公平に分けたがよろしかろう、しかし、それまでの全体の問題については、やはり議員は議員の立場でも御意見を述べ。しかし、民間の有識者の十分な御意見をできるだけひとつ取り入れたらというつもりで審議会を起しておきますし、また、三条によつて、これを政府は尊重しなければならぬ、こういふふうに考へて政府は終始その立場をとってきたわけでありまして、また国会の審議の過程におきましては、これも精神的にはできる限りこの答申の案を尊重したすという線は、これは基本的に大事なことであらうと思ひますが、しかし、国会は国権の最高の府でいろいろの審議権をお持ちな種々の御意見が出る、あるいはこれをさらに修正が国会の意思としていろいろされるということにつきましても、また、これを頭から否定するといふわけにはこれは当然参らぬものであらうと思つておきます。

○矢嶋三義君 逐次質疑して参りますと、解明されて参ると思つたのですが、政府も答申の尊重ということを大方針として立てておられる。その答申の主要なる部分が尊重されているかどうかということが問題だと思つたのです。それは逐次今後本委員会で審議していくにあつて解明されてくると思つたのですが、その主要なる部分が尊重されておれば、あなたの答弁でよろしい、しかし、その尊重という線がくずれておつたならば、私は非常に遺憾なことだと思ひます。

そこで、續けて修正者にお伺いをいたしますが、このたびの修正で選挙の公正、公明化というものが政府原案より一段と前進したものだといふ御認識に立たれておられるでしょうか、その点お伺ひいたします。

○衆議院議員(高橋英吉君) ちろん政府の原案よりもより理想的になつたといふふうに思つて修正案を出しました。

○矢嶋三義君 その点について私は非常に疑問を持ちます。それで若干伺つて参りますが、まことに失礼かとも思ひますが、私も国会議員の一人でありまして、日本の政治をよくし、今の腐敗した選挙を矯正する、公明化をはかるといふ場合に於ては、衆議院の公聴会でも一部公述人が述べられたように、相当の荒療治をすることも現状から私はある程度やむを得ないと思つたのです。ところが、こういう選挙法の扱いについては、私も国会議員の一人ですが、あまりにも既成政治家、国会議員お互いの間に自己保身の本能が強過ぎるのじゃないかと思つたのです。私はここで一番問題じゃないかと思つた。今、今の九千九万人の日本国民の中で政治的には最も、あるいは少なくとも比較的優秀な日本人によつて衆参両院が構成されているので、しかし、それがベストのものだとは何人も必ずしも私は肯定できないと思つた。だから、埋もれた人材も野にたぐさんあるということをお互い認めなければならぬと思つたのです。そういうことを考へるときに、現在議席を持つておられるお互い議員諸公があまりにも自己保身の本能にかられて、その角度から選挙のルールである選挙法を考へ、いじり回すということに慥まなくちやならないのではないかと、かように私は考へておられます。失礼な言

い分もあるかも知れませんが、私は、第一院における審議の状況、それからこの修正案を見るに、そういう感じを免れ得ないのではないかと、修正者としてはどういふ御所見なんでしょうか、お伺ひをしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(高橋英吉君) 結論から言ひますと、逆なことに私も考へておられます。自己保身とかなんとかいひましても、そこが問題なんではないでしょうか。議論がお互いに分かれることになつて平行線といふことになりまると、お互いの正しいと思つたことを述べ合うだけといふことになりま

が、要するに、審議の過程から、その内容からいしに検討してもらつたらわかりますが、おおい御質問もありましようから、私が答弁をすることに

ついでには御答弁申し上げて、そうしてそこで具体的にいづれが正しいかといふ御判断を願ふことになるかと思ひますけれども、とにかく私どもは現在の修正が一番正しいこと、決して自己保身ではない。憲法なり憲法不即の大典である選挙法、民主主義の基本である選挙法が、最も公正に、条理的に解説されたものがわれわれの修正した修正案だ、かように思つておられます。

議論になりましても、一応現実にはわれわれ衆参両院議員以外に学識経験の深い人もたくさんあります。湯川さんの知識をわれわれが持つているとは言ひません。したがって、原子力、原子関係なんかで、御承知のようにわれわれのわからないところは湯川さんに来てもらつてお話を承るといふこともあります。事実関係につ

てわれわれより詳しい人がありましようから、それは参考人とか証人とかで出て、われわれが事実関係について基礎をたつきりして、そうしてそれに判断を加えるといふふうなこともあり得ると思ひますが、要するに、法制上においては、われわれは国家の最高の機関であつて、国民から最善のものとして選ばれている、そういう誇り、そういうふうな法制上の建前になつてい

ると思ひます。局部々々の知識、学識、そういうふうなものについては、最善ではありますまいけれども、しかし、何といつても国民の代表者、国民主権の代表者として選ばれているという誇りを持つておられるわけですから、したがつて、われわれが、イギリスのことわざのように男を女にできない以外のもものは何でもできるという立場にある最高の立場だから、最善の意見を持つておられると思ひますが、現実にはそうもいきま

ずまい。あなたの言われたように、選挙が腐敗していれば正しい人が出ていないかもしれぬ。最善の人が出ていないかもしれぬ。現実にはそうは言へませんが、法制上はさように言うことができると思ひます。したがつて、あなたの議論を展開していきま

すといふと、憲法自身で規則だろが、これはわれわれに直接関係のあることだから、われわれの手でこしらへるべきではないでしょうか。今このことになるのではないのでしょうか。今の審議会の人は、一総理大臣が任命したところのものであつて、一総理大臣という用語があまりありません。理屈からいへば総理大臣も国会議員が選んだのですから、最高の立場でし

う。しかし、国会議員がその一々の任命には関係してないわけですから、必ずしもこの人々も最善の人々といふことができないのじゃないかと思ひます。したがつて、国会は国会の職責、権限、責任、義務、そういうものに基づいて正しく審議する必要があるし、それから選挙法は何も現在ばかりに施行されるものではないのです。実施されるものではないので、新しい候補者も、将来の候補者にもやはり適用されるのですから、自己保身といふのはどうかと思ひます。

○矢嶋三義君 あのね、国会は討論の場ですから、これらの点については、高橋さんとは個人的には親しい仲ですが、十分僕は論じ合ったほうがいいと思つたのです。だから若干お気に召さぬ点もあるかもしれぬと思つたのですが、お聞き取り願ひたいと思つたのです。私は率直にあなたの意見を承つておつて、非常に飛躍しているところがあつて、非常に法律について、すべての会

で制定する法律については、毛頭考へておられません。それは憲法上、法制上お互いが国権の最高機関の構成員であり、最高のものであるといふことは、もう明々白々たることです。しかしながら、最近の選挙の実態から、国民の不信を招いている。全面的とは言へなくても、相当部分から不信の念を抱かれておられる。だから、これを何とかしなければならぬといふことは、国民の多数において、また、お互いに立法府を構成している者の中にもそれがあることは事実だと思つたのです。かかるがゆゑに、選挙制度審議会等も発足して参つたわけですから、そういう

うにこの根底を若干でもゆるがして、われわれは国権の最高機関である、構成員である、したがって、選挙制度審議会で検討をしたことに、そう制約される必要はない。単にその総理が任命した云々だ、というような、私は言葉のあげ足をとるわけではないが、そういう感覚が相当強く出てくると、私はやはり賛成いたしかねると思うのです。あの選挙制度審議会の答申の出た経過から、また国民の関心の度合いからいって、あの内容を相当に重要部分で尊重するということは、行政府においても立法府においても厳として守るべきである。憲法上の問題とありますけれども、あの副会長の宮沢さんは、あの方は憲法学者として日本ではそうそうたる学者ですからね。だから僕は答申案の決定が出るまでは、相議論されて出されたものだと思うのです。だから、そうほかの審議会の答申等と同一視できない僕は重要性を認める制度審議会の答申は持つておいたと思うのです。幾多の紆余曲折があったて、政府案が決定をし、これが国会に提案されました。その当時いぶん批判があつたわけですね。そうしてお宅の委員会の速記録を拝見しますと、十五人の人が公聴会で公述しています。で、その中には大別して、尊重が足りないから反対だという人と、まあ相当尊重しているから、現実的に考えて、この程度でまあ適当でやむを得ない、こういう公述とに大別できますよ。しかし、さらにそれを修正するのが妥当だという、そういう方向づけの公述をした人は、十五人中一人もありませんよ。ところが、審議の段階において衆議院でさらに修正した。その後

の新聞論調を見ると、さたの限りだという表現ですね、一口に言えば。まあ幾多の問題はあるけれども、政府原案は次善の策として、前進であるからそれを成立させたほうが適当であらうというのが、大体百歩譲った場合の論調であつたと思う。日本社会党もそういう態度であつたわけですね。ところが、その後修正された。それに対しては、ほとんどの論調はもう批判以外だ、さたの限りだ、こういう批判が絶対的であるのです。この声には、これは自民党さん、修正者を支持する側の人々、あるいは団体あるいは保守的な日本の報道機関のほうでも、そういう論評をされているわけですね。こういうことにはどういう耳をかされたのか、修正者側としては、私は、この時点に立てば、われわれは国民から選ばれた最良の、国権の最高機関の構成員であるから云々というその法理論では、私は対処できないものがあるのじゃないか、すべきでないのじゃないか、こういう見解を持つています。が、そういうところの点について、修正者を代表しての御所見を承りたい。

○衆議院議員(高橋英吉君) 今の審議会の答申案を政府は可能な範囲において尊重しているというふうに私は信じております。政府もそう申しております。それから、いろいろ審議会の答申案と政府原案を対照してみますと、答申案のとおり原案ができません、不可能、困難、そういうふうな事情がある部分以外においては、答申案を最大限度取り入れておられるというふうにも考えております。したがって、政府案が政府でも最良であり、穏健中正なものである、公正なものであるというふう

に考えておりますので、われわれの意見と政府原案の意見とは一致したような形になっております。われわれもまた政府の原案が最良、最善のものというふうに考えます。ただ政府の原案のうちで、技術上表現が非常にいいまいであり、これを明確化されなければならぬ、解釈上非常に問題が起りそうなのという部分、すなわち、最良のうちでも技術上において多少どうかと思われような点につきまして修正したというふうな点に思っています。おつて、政府案並びに審議会の精神は決して骨抜きにもしてないし、ゆがめてもない、尊重できる限りにおいて尊重しておると思えますから、今言われたように、国権の最高機関であるわれわれが必要がない、取り入れる必要がないという唯我独善的にやってもいいというふうな思つておられます。法制上さうな思つておられます。したがって、いろいろな議論を聞きま

す。したがって、もっと現実的に日本の運命、日本というものを背負っているわれわれ国会議員はより着実に足を地に強くつけたものの考え方をしなければならぬというのを考えておられます。したがって、この答申案について、これが尊重に値しないようなものであるとは申し上げません。しかし、これを、この間池田総理に私質問したのですが、バイブルのごとく絶対的なものであるというふうな考えて、定めに従わなければならないことにはどうかというふうな点については、審議会の答申がそういうふうな絶対的な背教者が反逆者みたいに言われるとかいうふうなことに對して、この審議会とか調査会のあり方というものに対して非常な疑問を持つてきた。われわれがああいうふうな審議会を作つたり調査会を作つたりすることは、これはあるいは間違いであつたのじゃないか。われわれはわれわれの責任においてよすべきじゃないかというふうなこと。すなわち、審議会のあり方、調査会のあり方、ああいうものをこしらえていかどうかという議論すらも発生するほど、どうも審議会というものがよほど雲の上にある方であるかのように、国会は非常にそれよりもレベルの低いもので、国会議員はよほど知能の低いものであるというふうな議論がされるような、少なくとも知能が低く考えられておる。よほど正しくない人が集まって、自分のためだつたら何でもやるといふふうな批判を受けるというふうな、そういうふうな空気が強いよう

です。それから、それに対して、たいへんな批判が起つておるように思われるのです。私ももそういうふうな考え方を持つておるもの一人です。大体そういうふうな意味で、尊重はしておるのです。あらゆる法律上、事実上そういうもので困難でありと思われ、それから不可能でありと思われ、法のいろいろ見ますというところ、憲法上いろいろの解釈上の点、すなわち憲法違反のおそれがあるのではないかと、あるいは、並びにそういう疑いがあるような、そのほか事実上実施が不可能な点、技術上法案に表現することができない点、技術上実施が不可能な点、そういうふうな点を除いては、答申は極力尊重したように思つております。

○矢嶋三善君 高橋さん、僕の歯車とあなたの歯車は合わないのです。私は率直に言つて、この修正案をやられた代表として、よく参議院にいらつしたものだと思つておつたわけですね、失礼けれども、承つてみますと、歯車が合わないのです。僕は、審議会の答申が絶対的とか、雲の上とかいう、そういう表現で全然私は考えていないのです。問題は、先ほど技術上の修正であつて、政府原案は最良のものなりと思つて、こういうことですが、それはあとで質疑をして参ればわかりますが、政府原案が最良のものと考えているならば、こういう修正が僕らを出さないと思つて、これは技術上の修正じゃないと思つて、それをオーバード修正をやつて、それは政府原案が最良でなくて、相当欠陥があるという立場からの修正

であつて、あなたの答弁と修正内容の  
実体とは一致しないと思う。

そこで、内容にちょっと触れて伺つ  
てみますが、たとえこの事前運動の  
件で、この点はまず第一として  
は、私は自治省に伺いたいと思つた  
すが、選挙制度審議会の答申を受け  
た政府としては、どういふふうで認  
識しているのか。これは、言論文書の自由  
というものを拡大することによって選  
挙を自由にしよう、ひいては国民の常  
時における政治的啓蒙をねらつた答申  
案の中の私は大きな柱だ、かようにあ  
の答申案を受けておるわけですが、こ  
の受け方は間違つておるでしょうかど  
うでしょうか、政府としてはいかよう  
に認識されておるか、お答えいただき  
たい。

○国務大臣(安井謙君) 言論文書等に  
よる事前運動ということ、御承知の  
ように、答申案でも全面的に認めては  
どうかという御趣旨でありました。私  
どももその御趣旨を体して、そういう  
ふうな法案の作成もいたしたわけであ  
りますが、これは、実際に御検討に  
なつてみますと、この事前運動を無制  
限に許すということについては、非常  
に現在の議員の国政上のいろいろの要  
務上に差しつかえが生ずる、あるいは  
ビラその他を無制限にまくことによつ  
て、とめどなく金がかかる、こういう  
たいろいろな実地上の見地から、これ  
は与野党ともに、この制度が実際に合  
わぬという御認定があつて、そして  
自民党の方から修正案をおやりになつ  
たものと心得ておりました。今高橋委  
員が言われましたように、四点ばかり  
修正がありますが、この一点だけは、  
字句の解釈とか法文の解釈を明確にす

るといふ点ではなくて、この法律案そ  
のものを自体を変更するといふ要素に  
なつておるかと思つております。

○秋山長造君 今、大臣の御答弁で  
が、その程度の理由で簡単に修正に賛  
成したような御意見を吐かれること  
は、私は承服できぬ。その程度のこと  
なら、これは法案を作り上げるまでに  
当然議論にもなり、また、自治省とし  
ても、そのくらいのことには気がかれな  
ければならぬことなので、そういう  
議論もあり、そういう点もあるが、こ  
れは当然この程度の——事前運動を無  
制限に許すといふのじゃないのですか  
ら、この程度のものはやはり許すべき  
だ、こういう練りに練つた結論が出  
て、それで政府原案ができたのだらう  
と思ふのだが、それだけの確信を持  
つてこれはお出しになつた原案じゃな  
いんですか。これだけの練りに練つた一  
番最善の法案だといふことを総理大臣  
もしばしばおっしゃり、自治大臣はな  
おさら、それは責任者ですから、そう  
いふことをおっしゃつてきておつて、  
これで衆議院の審議の最終段階であ  
るちよるして、こういうものがくつ  
いて、そうしてそれが通つてしまえ  
ば、本来それはそうあるべきだたん  
だというふうな、まことに私は所管大  
臣として無責任だと思つておる、そ  
ういふ発言をされることは、いかが  
です。

○国務大臣(安井謙君) 私のほうから  
これは直したわけじゃないのでありま  
して、御承知のように、そういう言  
論文書による事前運動といふものは、  
相当広範囲に広がるべきだといふ審議

会の御意見は、いろいろ検討しました  
結果、私のほうでも、これは必要と  
思つてまあ一定の制限を付したも  
で、しかし、相当広い幅の事前運動を  
認める法律案にしておつたわけであ  
ります。私どもはそう思つておけり  
ますが、しかし、これをいろいろな角度か  
ら實際御検討になりました結果、この  
点については、与野党とも、なるほど  
そういう趣旨もあるかもしれないが、こ  
の段階じゃまだ適さないといふ御判断  
を下されて、そうしてこの修正案が出  
たわけでありまして、これはまた、も  
の考え方でございますので、私ども  
は、そういう考え方がひとつ院の意思  
として決定されるなら、これはこの段  
階においてそういう意思もやむを得な  
い、こういうふうな考へておるわけ  
であります。

○矢嶋三義君 秋山委員が指摘したと  
おり、自治大臣は、やや不見識です  
よ。また無責任でもある。それから与  
野党云々といふ、力こぶを入れて言わ  
れることは迷惑です。  
修正案提出者に伺いますが、これな  
んか現議員の保身の本能に基づく典  
型的なものではないですか。私は少し  
わがままだと思つておる。選挙のた  
びに事前運動といふものは熾烈をきわ  
めておるんです。みずからは事前運  
動を広くやっておきながら、そうして  
こういうものを修正するといふのは、  
私はわがままだと思つておる。そう  
いふ必要があり、実態があるならば、  
フェアに制約されたワケ内で、堂々と  
みんな同じ条件下にやることは私は意  
義があると思つておる。選挙が終  
つた翌日から選挙運動は始まる云々  
とありますが、選挙の翌日から演説会

をやるなんといふのは、非常にけつこ  
うなことだと思つておる。これは国  
民の政治教育にもなりませんし、それか  
らそのときに話を聞いて投票のときに  
入る人は、ほんとうに話もよく聞き  
その人に共鳴した人々ですよ。つけ焼  
き刃的なものではないですよ。選挙の  
告示がある直前にはいざり回つて演説  
をして、その影響を受ける場合と違  
うと思つておる。選挙の翌日から演説  
を政党でも個人でもやるというの  
は、非常にけつこうなことだと思つ  
て、それで、この提案理由を見ますと、私  
はナンセンスだと思つた。結局  
は金のかからない選挙といふ趣旨に反  
することとなるのであります。——金  
のかからないといふのは、こんなことな  
いでしょう。買収供応なんですよ。  
これは演説会を百回開くことが、金  
のかからない選挙に反するなんといふ  
のを聞いたら、私は有識者はナンセン  
スだと笑つて思つておる。それからま  
た「したががまして、選挙期日の告示  
をスタートの合図として現職も新人も  
一斉に選挙運動に入るといふ現行制度  
が適当である」と考へる次第でありま  
す。これは僕はナンセンスだと、笑  
われやしないかと思つておる。今の実  
態からいって、先ほどあなた並びに自  
治大臣から、これを削除あるいは修正  
した理由を聞いたのですが、私は納得  
できません。少なくとも私は納得でき  
ません。これは選挙制度審議会の答申  
が一番大きな柱です。あの方向で弊害  
がないようにやつていくべく努力する  
ことが選挙の公正と公明化に大きく私  
は貢献すると思つておる。この修正は方向づ  
けが誤つておると思つておる。その意  
味で、おそろく選挙制度審議会の諸公

に聞いたならば、私は最大の遺憾の意  
を表明するのではないかと思つてお  
る。あなたのところの公聴会の速記録  
を見ましたが、この点については、自  
民党推薦の鈴木参考人、岡崎参考人、  
さらに藤堂参考人、これらの人は、こ  
の条章については、みんな賛成してい  
ますよ。さらに、藤堂さんですか、こ  
の参考人のごときは、百回の制限さへ  
はずせといふまで公述されておられ  
ます。これはみんな自民党推薦の参考  
人です。だから、そういう参考人の公  
聴会における発言要旨からいつても、  
これを修正したということは、技術上  
されないといふような説明では私は済  
まされたい。御所見を承りたい。

○衆議院議員(高橋英吉君) 私のよう  
な者が参議院に来て、よくまあこう  
いふことをしゃべるというので、ど  
ういう意味か、侮辱にも感じたり、ま  
た、えら過ぎるやうにとられたかど  
うかわからないが、今のお話を聞くと、  
逆に私のはうから、あなたはいくも  
選挙に出る参議院議員になられたと思  
いますね。議員になられたら、そうい  
うわかり切つたことを御質問になる  
のはどうかと思つておる。政府なん  
かいじめるために言われるならともか  
く、われわれ同僚間で、何もかも  
わかり切つておることを言われるの  
はおそれ入つたと思つておる。にもか  
があるかといふことは、あなたがよく  
引用されるマスコミ、世論、これはど  
ういふふうにいふておるのか。たと  
え、この審議会の答申案が出る前まで  
は、どの選挙の場合でも事前運動が激

をやるなんといふのは、非常にけつこ  
うなことだと思つておる。これは国  
民の政治教育にもなりませんし、それか  
らそのときに話を聞いて投票のときに  
入る人は、ほんとうに話もよく聞き  
その人に共鳴した人々ですよ。つけ焼  
き刃的なものではないですよ。選挙の  
告示がある直前にはいざり回つて演説  
をして、その影響を受ける場合と違  
うと思つておる。選挙の翌日から演説  
を政党でも個人でもやるというの  
は、非常にけつこうなことだと思つ  
て、それで、この提案理由を見ますと、私  
はナンセンスだと思つた。結局  
は金のかからない選挙といふ趣旨に反  
することとなるのであります。——金  
のかからないといふのは、こんなことな  
いでしょう。買収供応なんですよ。  
これは演説会を百回開くことが、金  
のかからない選挙に反するなんといふ  
のを聞いたら、私は有識者はナンセン  
スだと笑つて思つておる。それからま  
た「したががまして、選挙期日の告示  
をスタートの合図として現職も新人も  
一斉に選挙運動に入るといふ現行制度  
が適当である」と考へる次第でありま  
す。これは僕はナンセンスだと、笑  
われやしないかと思つておる。今の実  
態からいって、先ほどあなた並びに自  
治大臣から、これを削除あるいは修正  
した理由を聞いたのですが、私は納得  
できません。少なくとも私は納得でき  
ません。これは選挙制度審議会の答申  
が一番大きな柱です。あの方向で弊害  
がないようにやつていくべく努力する  
ことが選挙の公正と公明化に大きく私  
は貢献すると思つておる。この修正は方向づ  
けが誤つておると思つておる。その意  
味で、おそろく選挙制度審議会の諸公

しくなった、きびしく取り締まらなければならぬ。目に余る事前運動というので、盛んに新聞が取り立てて事前運動を批判しているのです。もっともこれは現行法で禁じているからそうでありませぬけれども、とにかく、そういふふうな事前運動というのは根本的になすべからざるものという頭になつて、それを無批判に受け入れておられたと思ひます。無批判というのではなしに、全面的に受け入れておつて、そして選挙の常識になつておつたと思ひます。現に、現在事前運動の問題が、こういふふうないか悪いかという問題が起つて居る最中でも、ここ四、五日の新聞を見ると、事前運動が激しくなるという、目に余る例があるから、選挙態勢に入ったとか何とかいふような新聞記事が出て居るわけですね。同じ事前運動でも、悪質なものもありませぬし、演説会みたいなものもありませぬし、しかし、その区別は一つつけてもいけない。要するに、選挙というものは、一定の期間内に全力をあげてお互いに戦うものであつて、だから年がら年じゅう選挙をして居るといふようなことは常識に反するといふのが、少なくとも日本の従来

の常識ではなかつたでしようか。そういうふうな意味で、何も選挙演説でなくとも、すべての政治に関心をもち、政治家としてそれそれ活動しようとする者は、演説会ができるわけですね。新人は新人で、時局講演会もできませうし、時局批判演説会もできませうし、政府攻撃演説会もできませうし、いろいろな演説会も開催できるし、われわれといへども、国会報告演説会もできませぬ。しかし、国会中に国

会報告演説といふものができるはずのないことは、御承知のように、国会中は国会に縛りつけられるといふふうなことになるわけですから、そういうふうなので、今さら事前運動の弊害をここにちようちよする必要はありませぬ。金がかからぬからといって、現実においては金がかかりまかかると言つたところが、参考人の早大の吉村さんが、われわれが演説会一回やつたつて、そうたいした金はかからないと言つたのです。私どもは百回の演説会を開けば、それだけでも一回五千円要つても五十万円、三千万円要つても三千万円、一万円要つたら百万円要るといふ金の話もしたわけなんでありませぬ。現実には千円で済むか五千円で済むか一万円で済むか、これはいろいろその人の演説会のやり方によつて違ひませぬ。演説会には会場の借り賃や人夫賃だけではない、応援演説に

来てもらう人に対する旅費、宿泊料も要るわけですね。そういう工合で、目に見えぬものがたくさん要ることは御承知のとおりでございますから、したがつて、金の要らぬ選挙を目標とする以上は、選挙期間はなるべく短縮して、金のかからないようにすべきだといふふうな一つの見解が、これがいか悪いかというふうなことは、これはそれぞれ判断してもらへる人から判断してもらふわけなんです。あなたは事前運動野放しのはうがいいといふようなお話だし、私どもは今のような議論なんです、決してこれがナンセンスであつて、衆議院議員として頭がどうかしているのじゃないかと思はれるような意見だとも思ひませぬ。こういう

意見もたくさんの方が持つておつて、現にここへ持つてきて居るわけですか、これは議論が平行線となると思ひますが、私どもはそういうふうな考えで居ります。要するに、事前運動といふのは、選挙界を混乱さすものであり、しかも、金のかかる選挙にするものであり、また、現実には金がかかりまかかると言つたところがある。何も新人の進出を抑制するといふふうな意味ではなしに、何と云つたつて現実に自分の地盤を荒らされて居るといふ、そういうものを目の前にしてはじつとしておられないといふことが、これが当然なことでありませぬ。そういうふうな意味から、何もそう無理までして金を使つたり、国政の審議に対して混乱、脅威を与えるような、そういうふうな法律までこしらへなくてもいいのじゃないかといふふうな考え方です。

○矢嶋三善君 高橋さん、これは意見の相違では済まされぬ問題だと思つて居ります。私は、お互い同じ国会議員でございます。これはどう考へて居るかといふことを、意見の相違だといふことで済まされぬと思つて居ります。もう少しこれは討論していかねばならぬと思ひます。が、事前運動が非常に激しい、弊害がある、現在行なわれて居る事前運動、それと、一つの今度審議会の答申に基づいてルールをいかにやつていくか。事前運動とは同じ活字、同じ発音であつても、内容は違ふわけですね。それをわれわれは見違へては議論にならぬと思ひます。私は、現在行なわれて居るような、ああいう形の事前運動といふものは、断じて許すことはできな

りましたが、審議会でも必ずしもその全員が一致した意見じゃない。審議会の答申というものは、小委員会といいますが、分科会で逆になりました。一人、二人の人の発言によって、総会でそれからその対立意見の交換もなしに、ワーワーときまっちゃったようなものもあります。そういうふうなんで、結論だけから言ってもどうかと思われのでございすが、要するに、そういうふうな工合で、当該選挙の期間の問題でも、これはまあ六月と三カ月の違いはあります。三カ月はむずかしいというふうな御議論も社会党さんはせられました。それから事前運動の演説会のほうも、これはわれわれ同様の見解で、金もかかるし、それからまた、年がら年じゅう百日選挙以上の選挙をやらなければならぬということになるから、非常に弊害が多いから、従来どおり禁止したほうがよからう。ただ、政党的演説会に、従来は、だれそれ君が立候補した場合によろしく頼むというふうな個人的な推薦ができたのを、個人的な推薦ができるように、百回の個人演説会というものを、政党的演説会で個人推薦ができるようなふうにしたらどうかという、そういう御意見もありました。しかし、これはまあいざよく研究しようじゃないかというふうなことで、話し合っているような工合で、あなたのようにも絶対的に相いいない、どこまで行っても平行線だというふうな、そういうふうな意見ばかりではなかったということによって、相当われわれの修正案も合理性があるということをおひとつ御了解願いたいと思っております。

**○矢嶋三義君** 私が今主張していることは、それはそれその段階においては結論というものは長短があるけれども、大まかに大所高所から見て、やはり選挙制度審議会の答申なるものがよりよく、次は政府原案であり、そうして最も相対的に落ちていくのが修正されて本院に今審議の対象として送られた原案だ、こういう僕は見方をしているわけですが、その角度から、やっぱり選挙制度審議会の答申と立法院の審議態度から僕は論じているわけです。衆議院の審議の段階で、社会党の議員は、個人的にあるいはその委員会といういうことを言われたかということはどういう問題にしているか。ただ、こういう事前運動が云々というものは、こういう修正案の形でこれはいざと社会党がきめたものじゃない。衆議院で審議するときに、円満にまめていくためには、幾つかの修正項目がある。その中でままとすれば、これは非常に、賛成じゃないけれども、全般的取り扱いは、この程度ならベストじゃないけれども、全般的取捨策としてはやむを得ないのじゃないか、こういう見解はあるはずですね。しかし、今送られたような修正案の形の中で、一つだけビツク・アップして、第一項のところは社会党も同調賛成されたのだ、これは、あなたはどういうふうにとられるか知りませんが、社会党の主張は、その部分だけビツク・アップした表現は、私は適当でないように私は承しております。まああなたの主張はわかったからこの程度にとめておきますが、この修正全体が合理性云々と言われるけれども、もう一、二点伺います、そういうことでは私も質疑を終了

することはできないわけですよ。たとえば、選挙運動のために使用される事務員、選挙運動員のほうですね、これに報酬を出す。そうしてあなた、一日七百円で三十人までは政令で許すようですが、そうなりますと、二十日間で延べ二百十人くるる変えていけるわけですね。これは選挙運動の無償行為の原則から、合法的に選挙運動員を買収可能ならしめるわけで、非常に私は現在の日本の選挙にとっては危険だと思っております。そうして、これは金のかからない選挙でなくて、金のかかる選挙にいくわけで、選挙制度審議会の考えているのは全く逆の方向だと思っております。こういう点、修正するときにはどういう見解を持ってやられたのか。悪くすれば、自分に奉仕的に働く、ほんとうに仕事をまじめにしていく、腹心は三十人の中に入れないで、報酬を出さぬで、敵の陣営……、あるいはあやふやな連中を、それを三十人の対象にして毎日七百円ずつ上げる。それで適当な日数がたつと人数をチェンジする、こういう操作だつて可能で、物理的に可能です。物理的に可能のみならず、日本の選挙の実態から必ずそういうことが行なわれる。それは百パーセント私は可能性がある、確率一です。そういう僕は修正をされたことについては、ほんとうに理解しかねるのですがね、ひとつ修正者の真意というものを承りたい。

**○衆議院議員(高橋英吉君)** これは非常に誤解を受けて、私のほうの自民党の党内でもそういうふうな発言をした人があります。参議院議員にも現在のうちにはありますが、そういうふうなことになりはしないかという心配をされた人がありますけれども、決してそうじゃないということに結論がなつて、本人も得心されましたが、要するに、事務員ですから、運動員とは違いますから、それで今のような弊害はないと思っております。ただ従来、事務員と、労働者との関係がはっきりいたしません、それで、警察当局といいますが、取り締まり当局と、取り締まりを受ける方との争い、紛争というものは、始終こういうものを中心にして起こっておると、そういう事件がたぐさん起こっておるといふことが言ひ得るのじゃないかと思ひますので、したがって、そういう問題についても、いろいろ審議会においても、分科会においても細心配せられて、現実に適した方法で明朗化された選挙をしなければいかぬというので、分科会は、やはり同じ思想で、多少人数や金額の点については異なった結論が出ましたけれども、この思想、この制度を認めたわけなんです。すなわち、分科会では十五人というふうなことにし、三十人まで延べ人員が動員できるといふこと、それから報酬も千円というふうなことに相なっておったわけですが、われわれのほうでは、いろいろ検討した結果、千円というのはいさし高過ぎるじゃないかというふうなことから、七百円というふうな値下げしますし、それから事務員の問題でも、十五人というのはいさし少な過ぎる、実情に適しないから、それを三十人ということにして、そう毎日々々差しかえるというふうなことは、事実上不可能であります。事務員のことですから、そう、どこからもこころも持つてくるというわけにはいきません。そういうふうなことで、自

然事実上の関係から制約を受けることになりまするから、最高の延べ人員はきめなくてもいいのじゃないかというふうなことで、政令によって、十人になるか二十人になるか三十人になるか、これからのことと思ひますけれども、要するに、そういうふうな意味でも、要するに、選挙界の実情からいって、やっただけで、選挙界の実情からいって、かえって紛争をなくするための選挙、選挙を明朗化するということになるのじゃないかと思ひます。すなわち届出制度になるわけですから、届出をした者以外の者に対しては、いかなる名義にかかわらず、金銭を供与した場合においては、それは選挙違反になるというふうなことになる、非常にその点の争いが少なくなつてくるということになるのです。今のところは、百人でも千人でも、労働者として、もしくは事務的の事務員に支払つたものは、実費弁償そのほか法律が許したところの賃金であつて、買収費ではないというふうなことで、常に争いになつておるわけですが、今度は、届出した者以外に、絶対に選挙違反というふうなことに相なるといふようなことになつて、かえつて明朗化するのじゃないか、かように思つております。そういう関係で修正した次第です。

**○矢嶋三義君** 私、意見を異にします。討論になるから、あなたのお考えだけを伺っておきますがね。それは、現行法の中でお互いの自覚において改善する方向に努力すべきであつて、こういう改正をしてよくしようというの、私は、方向づけが間違つておるといふ見解を持っています。しかし、提案者の意見がわかりましたから、もう一

点伺って、一応終わりますが、もう一点は、第四点の修正ですね、連座制の強化というものは、これはあらゆる階層から必要だと叫ばれて参ったもので、決して望ましいことじゃないと思ふのですよ。しかし、やむを得ないと思ふのが日本の選挙の実態でね。私も諸君もお互いにそういう恥ずかしい選挙をやっているんだから、だから、そういう連座制の強化をして、選挙の真正等公明化をやる以外にないと、衆議院における御手洗参考人の言葉をかりれば、ある程度副作用の起る荒療治もやむを得ないと、こういうふうに述べられていて。そう言われても百パーセントの自信を持ってこれに反論する自信は、私にもありません。日本のどの政党にもないと思ふ。政治家にもないと思ふ。あるとあらば、それは僕はうぬぼれだと思ふ。特定の人以上に、全体的に考えて、ないと思ふのですね。かかるがゆえに、連座制の強化というものが叫ばれて、ここに出てきたわけです。そうして御承知のごとく、政府提案には、親族については、五つのしほりをかけた。これについてもずいぶん批判があったわけですね。与党さんではさらにこれにしほりをかけようとして、これは池田総理の何とかの説得で、修正案に出てきてない。ところが、連座制の対象になるこの地域主宰者に関する項について、修正をされている。これはどの角度から見ても、政府原案のほうが優秀であり、合理的です。よ、「数箇」という言葉が書いてある。不明確だと言われども、しかし、法の運用をする人は判断がつくと思ふ。さらに「一又は二以上の地域における」云々と書いてある。これは明晰な頭脳

の、それから実態を知っている人の書いた僕は作文だと思ふ。それに比べてこの修正は、「三箇以内」に選挙区が分かれている場合に云々とありますが、これは四箇以内というふうに分けたら、全然問題にならぬじゃないですか。こんなものは全くナンセンス以外の何ものでもないと思ふ。なんでこんな条章を設けたのか。こういう条章があるにもかかわらず、この地域主宰者をきめる場合に、二個とか三個にきめるような、おめでたい候補者がいるでしょうかね。総括主宰者が四つか五つに区分しますよ。地域主宰者が三十人の中から選んで。そうなりますと、完全に有名無実じゃないですか。これはどういう御見解ですか。「三」という数字を入れたのか、理解に苦しむ最たるものですが、御所見のほど承りたいと思ひます。

の、それから実態を知っている人の書いた僕は作文だと思ふ。それに比べてこの修正は、「三箇以内」に選挙区が分かれている場合に云々とありますが、これは四箇以内というふうに分けたら、全然問題にならぬじゃないですか。こんなものは全くナンセンス以外の何ものでもないと思ふ。なんでこんな条章を設けたのか。こういう条章があるにもかかわらず、この地域主宰者をきめる場合に、二個とか三個にきめるような、おめでたい候補者がいるでしょうかね。総括主宰者が四つか五つに区分しますよ。地域主宰者が三十人の中から選んで。そうなりますと、完全に有名無実じゃないですか。これはどういう御見解ですか。「三」という数字を入れたのか、理解に苦しむ最たるものですが、御所見のほど承りたいと思ひます。

○衆議院議員(高橋英吉君) 私どもの見解によると、連座制は例外中の例外の規定で、意思のないところに責任がない、行為のないところに責任がないという原則に反するといふので、普通の規定ではないと思ひます。これをますます強化しなければならぬというふうに見られている日本の選挙界の実情に、私も非常に悲しみを感ずるわけですが、しかし一方、どうも現在のところ、国会議員、ことに衆議院議員なんかの保守党の議員をたいたすれば、いじめたり、縛ったり、殺したりすれば、それが一番人気があるというふうな事になって、必要以上にいじめ、縛り、たたくというふうな、そういうふうな言動や傾向があるのじゃないかというふうなことがちょっと思われます。そういうふうな言動や傾向があるの

みを持って、私もこの連座制の強化というものに相対したわけではないのです。ないのですが、とにかく今のうちに、例外中の例外規定でありますから、特にこういうものに対して範囲を、いや、そのほかの条件をしぼらなければならぬというふうな考えておられます。世界中に、私の申し上げるまでもなく、イギリス以外には連座規定がない。イギリスも総括主宰者と出納責任者だけであつて、これには減票制とか、次回の立候補を規律するといふような特別の規定があつて、私どもこれは主張したのですが入れられなかつたのです。非常に合理的だと思ひます。これはイギリスだけでほかの国にはない。そこへ持ってきて、イギリスにもないけれども、日本で今度こしらえるということに相なつたわけですから、これがほんとうに選挙の公明に役立つ、すなわち瀕死の重病者に対して、外科的な手術一切閉手術をして、その生命を回復せしめて、取りとめるというふうなことになるものであつたならば、われわれも双手をあげて賛成します。どういふふうな非常立法でも、例外中の例外法律でも賛成するわけですが、それも思わないわけであまりに劇薬的で、逆に議会制といま縮ましてしまふのではないかと思われ

以上を罰を課することになるのではないか。責任を負ふことになるのではないか、すなわち合理性が欠けるのではないかというふうな判断したわけでありませう。それで、いろいろ問題がそこに起こつたわけですが、しかし、われわれ問題にした親族連座の規定につ

いては、やはり政府案を残しておいたほうがいい、いろいろ現在の日本の置かれた立場からいって、いいのではないかと、私どもも考えました。これを置くことにいたしました。いろいろ議論がありました。現在でも反対者が大部分だと思ひますが、これを置いたわけですが、今の「数箇」を「三箇」といふふうな明確化しましたことは、これは、いわゆる解釈をはっきりさせたといふことになりませう。「数箇」といふふうなことは、御承知のように、非常に範囲が不明確であつて、いろいろ問題が起ると思ひますので、「三箇」といふふうな明確化したわけですが、三個の場合において、四個の運動地域に分けた場合にかからないではないか、そういうお話ですが、これはもつともしごくなお話でありまして、私どもも、まさにその御意見のとおりです。すなわち特別の規定であり、例外規定であり、連座制に対しては総括主宰者、それから出納責任者、今度また出納責任者に準ずる準出納責任者といふふうなものにも連座が拡張されましたし、それに続くような広範囲の地域を主宰するものといふ、そういう立場のものにはこれほど重要な役割を持ったものでなければならぬ。一市一郡の主宰者のごときが、どういふ関係からか犯した違反によって当選者が失格する、こういう当選が無効になると、こういうふうなことはあまりに不合理であり、あまりに酷であるという点、すなわち国会議員個人は軽くとも、その背後の数方、数十万、参議院の場合には数十万の票の方もあるようでありま

すが、その数十万の人たちのその意思というものが全然没却されてしまつて犠牲にされなければいけません。こういうふうなことに相なるので、よほど重要な役割をやつたものでなければ連座の対象にすべきでないといふふうな見解の程度はやはり重要な役割だと認めてもいいのではないか、かように考へて「三箇」といふことにしたわけですが、しかし、これは形式上、いかに三個に分けて、その三個に地域の主宰者をきめておりましたが、それは選挙上便宜ではない、都合が悪い、やはり五個に分けても十個に分けても、そういうふうな責任者をこしらえておりました。どうしてもそのうちの數個、まあ相当三人の重要人物がこれに当たるような仕事をしなければならぬ。選挙を立場のものをこしらへなければならぬ。やういふふうな場合は、取り調べの結果明らかになれば、認定されて、三個以上の一つの地域を分担して主宰をしたといふふうなことになるわけですが、決して形式主義ではない。届出主義じゃない。実際において、そういう重要な活動、総括主宰者に次ぐ準総括主宰者として担当するような者は、連座することになるから答申の精神に合するのだ、かように私も考へて「三箇」といふことにいたしましたわけですが。

○矢嶋三善君 最後に、法務大臣が見えておられますから、他の人の質疑があるようです。私もう一点だけ意見を申し上げておきます。さういふ点、すなわち国会議員個人は軽くとも、その背後の数方、数十万、参議院の場合には数十万の票の方もあるようでありま

といいますが、人口密度とか、有権者とかいうものは要素に入っていないように、私、衆議院の速記録を警見したところでは出てくるのですが、そういう点も明確に今後して参らなければならぬと思ひます。私は高橋さんと若干激しいやりとりをしましたが、あなたも私学振興等に非常に御熱心な点なんかはありがたいと敬意を表しているわけです。しかし、この日本の議会制民主主義の根底に蝕れる選挙法の問題について、あなたと私の意見は非常に食い違っているという事は、あなたも遺憾でしようし、私も非常に遺憾に思ひます。どうも選挙法のポイント・オブ・ビューといいますが、その見方というものが、そもそもから食い違いがあるような感じがいたします。御熱心に御答弁していただきまして、けれども、理解できない問題が非常に多いことを遺憾に思ひます。先ほどイギリスではない云々と、これは部分的に申されましたけれども、この問題は、イギリスにないから日本に云々というものは、比較にならないと思ひます。よ。イギリスの政党政治の歴史、それから選挙の実態等からいって、それは比較することが間違いで、日本の現実から、特殊事情からこういふ選挙法の改正が必要だという点が私に問題だと思ひます。事実、今、日本の政権を保守党が持つていらつしやるのですが、八個師団があるといわれていますが、その師団長格の人となるためには、少なくとも二十人か三十人の私兵と言つちやあ語弊がありますが、自分の腹心の議員を持つて師団長格になれるわけですね。実際問題として、それで大臣も出せるわけでしょう。そういう人々のた

めに、平素、あなた、あつちこつちはいすり回って、盆においても、正月においてもお金を集めることに苦勞されておるといふことは御承知だと思ひます。僕も知つておるのです。こういう状況というものを續けていってよろしいのかどうか、そういう点から私は深刻にこういう機会に考へて、一歩ずつでも打開していかなければ、日本の政治家は救われぬ。根本的には日本の国、日本国民が私は救われぬと思ひます。その親族の連座についても、選挙をやつてごらんない、あなたも経験があると思ひますが、ただれさんの奥さんはこうして頭を下げてタオルを持つてこうして回つていられると、あなたの奥さんも回つておらわにや困ると、そういうふうな周囲から言われる候補者は多いのじゃないでしょうか。これは日本の政治家の奥さんにとつては、人権問題にまで発展しつづつあると思ひます。かかるがゆえに、奥さん等を通じていろいろと物品が流れる。奥さんは心にもなくそれをやらされるわけだ。だから政治家の奥さんは、統計を無記名でとつてごらんない、うちのお父さんは政治家をやつても、統計を外へい出てくるのじゃないですか。そういう実態だと思ひます。そこに親族の連座規定等について問題が出てきていると思ひます。それを憲法違反の云々があると、そんな憲法論議にやや籍口したきらいがある点等は、こういうことでは僕は日本の選挙の腐正、公明化ははかれないと思ひます。私は、狭い範囲内の私の見聞から意見を述べているわけですが、そういう点とあわせ考へると、普通

僕は、大臣、衆議院の皆さんから送られてきた修正案には勞を多として敬意を表しますが、皆様方がこの法律案について長期間にわたつて非常に御熱心に審議されたことには深い敬意を表しますが、しかし、この修正案には残念ながら敬意のいささかも表すことはできないという点を、あなたも遺憾でありましようが、私も非常に遺憾であるという点を表明して一応本日のところは、あなたに対する質問を終わります。

○国務大臣(安井謙君) ちよつと一言補足していただきたいと思ひます。地域の問題で、私もはこういふふうで考へておられます。四つに分ければ、形式上だれもかかるとはならない、じゃないかと、逃げられるんじゃないか、こういうことを言つておりました。これは、それはそういうふうには言えないのでありまして、今、高橋議員からもお話がありましたように、なるほど四個の形式の面からの分は、それは対象にならないということになります。四個のうち一人でありまして、その方が實際上内部の仕事において全体の三分の一以上のような役割を果たしておられる人であれば、これが認定されればこれはやはりかかる。あるいは、三個でありまして、そのうちの二つがきつめて特殊の事情によつて遠隔の地とか地理的条件で限られたきつめて狭い地域をやつておるといふような場合には、たとえ三個であっても、必ずしもそれが連座の対象になるのじゃない。あくまでこれは、三個というのは実態を判断をする一つの基準であるといふふうで考へるんなきゃ、今言われるようなままで形式

だけ変えることによつて何にもならないという議論になると思ひますが、その点は私は必ずしもそういうふうなものじゃないといふふうで思つております。

○秋山長造君 裁判の場合には、大臣が今そんなことを言われても、大臣が事件を処理されるんじゃないんですから、これは裁判所がやるわけですから、ですから、今大臣がそういうことをおっしゃつても、そういうことは別に法律に書いてあるわけじゃないし、法律には「三箇以内」云々ということだけを機械的に書いてあるだけですから、それができれば、それが自動的に動くわけだから、あとのことは檢察庁なり裁判所なりの解釈でやるんだから、大臣がそういう説明をされても、それは大臣の善意の解釈にとどまるんじゃないですかね。

○衆議院議員(高橋英吉君) 私も解放されるわけでしょうか。解放されるようでしたら、今の話にちよつと答弁さしてもらいたいんですが、今のお話のような、私とあなたと意見が非常に違つておるようですが、私個人的な意見も入れたんですが、それは修正案を支持するための個人的意見を入れたんですが、逆に説に共鳴するよ様な、答申案に共鳴するよ様な、社会党さんの意見にも共鳴するよ様な個人的意見もまた持つておるわけですか。しかし、提出者、党人として、ここで発表はできませんので、いざまた機会をみよするか、日本をどうするか、私どものほうの割拠をしておるころのいわゆる師団と称するよ様なああいう特務政治みたいなものをどうするかとい

うことについては、また別にいろいろ考へを持っておられますし、むしろ私は選挙界の問題だけに限定しますと、一昨々年イギリスの総選挙に行つて欧州各地の選挙制度を研究してきたんですが、西独式の小選挙区制に比例代表を加味したあの制度、あれが最も合理的ではないか。単純比例制よりもっと政局安定とかなんとかいふ立場からいくと民意を代表するといふことと、それから政局の安定といふ二つの目的を達成するためには、西独式のあれがいいんじゃないか。あれ以外には選挙界をよくする方法はないんじゃないか。こういうことは結局枝葉末節の問題じゃないかといふふうにも思つておるんですが、しかしそれでもより前進したといふふうで思つておられます。あなた方の御批判によつてますます啓蒙されてから、いい法律ができるんじゃないかと思つたりして、敬意を表しておるわけです。

○委員長(小林武治君) 法務大臣、何か答弁ありますか。

○国務大臣(植木庚子郎君) ちよつと今私御質問を聞いておりませんでしたから、政府委員に答弁させます。

○矢嶋三義君 政府委員じゃだめだ。秋山さんもう一ぺんしなさいよ。

○秋山長造君 しかし、大臣は、安井自治大臣のさっきの答弁はもろろん聞いておらぬわけですね。

○国務大臣(植木庚子郎君) 私ちよつとおりませんでしたが、一応政府委員に答弁させます。

○政府委員(竹内寿平君) ただいまの解釈の点につきましては、自治大臣からお述べになりましたとおり私も解釈しておるのでございます。その理

由は、裁判所に来てどういふふううに解  
釈がかわるかわからぬじゃないかとい  
う御指摘でございますが、この条文を  
見ますと、「分けられた選挙区」、分  
けるのは、定められるのは、候補者ま  
たは総括主宰者が定めらるるのでござ  
いませぬ、三箇以内に分けられた  
選挙区と、こうありまして、その「分  
けられた」というのは、主観的に分け  
るといふだけじゃなくて、客観的に見  
て三つ以下に分けられておるといふ状  
態をつかむべきものだ、かように解  
釈するわけでございますので、候補者  
がかりに四つなり五つなりに分けたそ  
ういふ地域主宰者を定めるといたしま  
しても、その定められた地域主宰者が  
現実において担当しております範囲が  
三箇以内である、そのうちの二つを担  
当しておる、こういうふうに見られる  
場合、つまり分けられた選挙区が三つ  
以下である、こういうふうに見られま  
す場合においては、その主宰者は連座  
の責任を負わなきゃならぬ、こういう  
ふううに解釈するわけでございます、  
これが裁判所へ行って必ずそういう解  
釈になるかどうかという点は、これは  
もちろんそういう場合の判決を見なけ  
れば予断はできないのであります、け  
れども、法律解釈の態度といたしまし  
ては、そういうふううに解釈するのが相  
当であろうというふううに考へる次第で  
ございませぬ。

○秋山長造君 そうしますと、何も特  
に「数箇」というのをわざわざ「三箇」と  
限定した意味はないので、数箇でも何  
でも同じことじゃないですか、実質。  
○政府委員(竹内寿平君) これは「数  
箇」といふふううに政府原案にはなつて  
おりましたが、数箇という意味は、一

けたもので、一でないことはわかる  
わけでございますが、二以上おそらく  
は九以下、その範囲にある、まあ大体  
において政府の解釈としましては五、  
六個というふううに考へられるという趣  
旨の答弁が国会でもなされて参つたわ  
けでございますが、このそもその連座  
の責任がなせ出てくるかという点を、最  
高裁判所の判決例等について考へてみ  
ますと、これらの地域責任者、総括主  
宰者を含めまして、こういう人たちが  
もし買収をいたしますと、それはそ  
の買収票が入っておりますために当選  
という事態になってきておる、これを  
法律が強く推定しておるわけござい  
ます。そこで、それをあまりひどく細  
分して参りますと、その買収票を除  
去すれば必ず落選になるといふ  
うには保証できないわけございま  
して、相当広範囲にわたつての買収  
責任がここに連座の責任として問わ  
れる、こういう趣旨の法律であるとい  
うふううに規定してあるというふう  
に私も解釈せざるを得ないのでござ  
いませぬ。そういう意味から申しまし  
て、連座の責任が総括主宰者と出納責  
任者に現行法は限定されております  
が、これを広めるといたしまして、  
今のような最高裁判所の解釈態度を  
もつていたしますと、いかに現象につ  
いて不満を持たされたといつたしまし  
ても、法律の規定としましては、これを無制  
限に広めるわけには参らないのでござ  
いまして、審議会の御答申の解釈をど  
ういふふううに見るかというふうな点か  
ら「数箇」といふふううな考へ方になつた  
と思うのでございませぬが、さらにこれ  
を「三箇以内」といふふううに修正されて  
参つておりました、これを純法律的な

観点から見ますと、総括主宰者に次  
ぐ地域主宰者、こういう意味におい  
て、最高裁判所の予想しております買  
収票の多寡というふうな点から見ます  
ると、まことに相当な修正であるとい  
うふううに考へるのでございませぬ。これ  
はあくまで法律論でございます。政治  
的に、あるいは評論的に申しますれ  
ば、また別の考へ方もございませぬ  
けれども、法律論といたしましては相  
当なる修正であろうというふううにも考  
へる次第であります。

○秋山長造君 局長のおっしゃるのは、  
もしこれが政府の原案どおりならね、  
その原案どおりなら、原案必ずしも私  
はこの個所について賛成とか反対とか  
言うのじゃないですよ、それは別とし  
て、それ以上の局長のおっしゃるよう  
な解釈は、原案どおりでならあるいは  
成り立つかも知れない。しかし、それ  
をわざわざ「三箇以内」とはつきり修正  
してはいるのですからね。修正者の意図  
も、私は、今あなた方がおっしゃるよう  
な伸縮自在でどういふふううにもなる  
な伸縮自在のために、「三箇」とわざ  
わざさせぬために、「三箇」とわざ  
はつきり機械的に修正したのだらうと  
思うのですよ。で、「三箇以内」とい  
うことに修正した限りにおいて、今局長  
のおっしゃるような、必ずしも形式的  
にとられるものではない、実質的にや  
るのだ、解釈できるのだといふこと  
になると、それは乱用じゃないですか。  
拡張解釈になりはしませんか。そうい  
うことになるのだったら、高橋さんが  
わざわざ「三箇」とはつきり修正をされ  
た意味は、「三箇」とはつきり修正をされ  
た意味は、これはなくなつてしまふ。  
三箇という以上は、これは形式的に流れ  
ようとして何しよう、三箇といふこと自  
体が形式なんだから、形式的にやっ

ばり三箇以内といふことで解釈してい  
かなければ、それこそあなた法律の乱  
用になるでしょう。  
○政府委員(竹内寿平君) 解釈は、数  
個に分けられた場合でも、三箇に分け  
られた場合におきましても、実質的に  
この数個を解釈し三箇を解釈するとい  
うことにつきましては、いささかも解  
釈上違つておらないのでございませぬ。  
ただ、数個と三箇にいたしまして、地  
域主宰者の責任範囲が、数個の場合よ  
りも、三箇以内と限定いたしますこと  
によつて、範囲が広いといふことは、  
仰せのとおり言えるわけでございます。  
この範囲が広いといふことは、ま  
た同時に、連座事由としましては、相  
当なる理由といふことに相なるわけ  
ございまして、実質的にこの数個なり  
三箇なりを解釈いたしますことにつ  
きましては、政府案の場合といささかも  
変わりはない。したがって、解釈  
においての乱用といふふううなことは私  
はないと思ひます。

○秋山長造君 いや、それなら、何も  
修正する必要はないので、高橋さん、  
どうですか、今のようなこの取り締ま  
り当局の解釈では、三箇に修正しても  
しなくても実際には同じことだとい  
うことなんだが、あなたのはそういう  
いのでしょう。やっぱり、そういうこ  
とになると困るから、三箇と機械的に  
きめておかなければいかぬといふこと  
で修正されたわけじゃないですか。  
○衆議院議員(高橋英吉君) そうじゃ  
ないのです。それは、今の自治大臣や  
刑事局長の御答弁と私の考へ方、直し  
た理由は同じです。ただ、数個を三箇  
にしたといふのは、数個といふと一か  
ら九まで――まあ二から九までとい

ますか、二から九まであるといふ  
なことで、いろいろの争いがそこに起  
こつてくるわけですよ。七つだったら数  
個のうちに入らぬとか、四つだったら  
入るとか入らぬとか、いろいろな問題  
が起こつてくるおそれもありませぬ  
し、また実際上九つにも分けられた地  
区の小さな責任者、主たる小さな主宰  
者といひますか、そういう者がこの  
座規定の対象にせしむることは、この  
選挙という尊厳な結論に対する非常  
な、何といひますか、冒瀆といふほど  
ではないにいたしまして、その結果  
に対する非常なマイナス作用であり、  
それからこの国会議員という地位は、  
今申し上げました背後の有権者とい  
うものが控えておる以上は、そうやす  
すと大根を切られるようにすばす切  
られてもいかなないといふふうな  
非常に重要性を持たすといふふうな意  
味で三箇といふふううに限定したので、  
今の解釈の問題とは関係ないとい  
ふ。これはまあ、大臣や局長が答弁せ  
られたように、形式的に定めたものに  
拘泥することはないので、實際上、実  
質上そういうふうなことになるわけ  
ば、それはやはり形式上どういふ  
に定められておつても連座の対象にな  
るといふふうなことになるわけです。  
○矢嶋三義君 ちょっと委員長、一つ  
今に關連してですがね。

高橋さん、衆議院の委員会の答弁を  
拝見すると、三箇という場合は地域で  
割ると言つていますね。その当選への  
影響とていふことを考へれば、当然この  
地域だけじゃなくて、有権者数とい  
ふものを考へないと、なんぼ広くても山  
ばかりで人家のないところがあるので  
すよ、お互い選挙やつてみてね。この

高橋さん、衆議院の委員会の答弁を  
拝見すると、三箇という場合は地域で  
割ると言つていますね。その当選への  
影響とていふことを考へれば、当然この  
地域だけじゃなくて、有権者数とい  
ふものを考へないと、なんぼ広くても山  
ばかりで人家のないところがあるので  
すよ、お互い選挙やつてみてね。この

答弁では、これはおかしいと思うのだが、これ法務省の政府委員並びに修正案提案者はどういふふうにお考えになつていらつしやるですかね、お伺いいたします。法務省どうですか。

○国務大臣(安井謙君) ちょっと、すみませんがその前に、政府の案の真意につきまして御説明しておきますが……。

○矢嶋三義君 ちょっと、今の答弁しから。

○国務大臣(安井謙君) 関連しますから。

それに関連して、政府の案を出してありますときには、御承知のように、この答申案が「相当広範囲にわたつて」という言葉がありました。この「相当広範囲」というものをどういふ表現にしようかということ、いろいろと材料を考へてみますと、得票数というものを考へた結果としまして、なかなか算定がつかない。そこで、ひとつ地域をめぐらしてはどうか。そこで、数個といふものをとつて、しかし数個は何個に当たるのだといふことを、純粹の算術で機械的に言いますならば、二から九まででも数個と言へるじやないか。そこはしかし、實際上の裁判所の判断に待とうといふことが私どもの趣意であつたわけなんです。しかし、裁判所の判断に待つのに、一から九までの観念があるようじや、非常に幅が過ぎ過ぎると、そこでここは大体の観念としてまあ三つあるいは三分の一以上といふものをその標準に用いたらいんじやないか。その標準として、まあまたまこの地域で用いるのが一番客観的にとりやすいから地域で用いようといふことで、衆議院のほうではその数

字を限定されたものにおやりになつたと思ふ。したがうして、今度はそういったいろいろな客観的な事実から判断されて、これも機械的な数の分け方じやなくて、実態的に判断して把握される場合には、そういった三分の一以上といふものを標準に、この連座の對象に総括主宰者に準ずる者がなると、こゝういふふうには今度御説明が明らかになるようになつておる、私どもはこゝう考へるわけでありませぬ。

○加瀬完君 質問の順序が逆になりませぬが、今の問題から質問をさせていただきます。

刑事局長の御答弁によりませぬと、今までの最高裁等の判例は、連座させるかさせないかといふ一つのめどにですね、買収票が当落に關係するかどうかといふことが一つの見方であつた、こゝのような御説明がありました、それでよろしいですか。

○政府委員(竹内寿平君) この三月にございませぬ最高裁の判決にも、そゝういふ趣旨がうたわれております。

○加瀬完君 そゝうすると、この投票によつて何の何がしといふ票数は、必ずしも地域といふものとびつたり合つたものではありませぬ。たとへば、大ざつぱにですね、三つの地域を地盤とする衆議院の選挙において、一番自分の身近な一つの地域で徹底的な買収をやつたとする。そこで当選するとする。しかし、それは、この政府案でも、修正案でも、この連座規定には今までの裁判所の判決例からいつても該当しないといふことになるのです。面積の面では非常に小範圍、しかし票数からいへば大部分を占めておる、こゝういふ場合どうなりますか。

○政府委員(竹内寿平君) 御質問の趣旨よく私のみ込めないので、違つた答弁を申し上げるようなことになるかもしれませんが、改正法は地域を無視しておるのではございませぬ、選挙運動を行なひますために、その選挙区を二つまたは三つに分けまして、それぞれに責任者を置く必要があるといふふうに考へて、この地域主宰者といふものを定めた場合に、この規定が發動されるわけにございませぬけれども、たゞ、先ほど来申し上げておりました、その分けるのについて、面積によつて分けるのか人口の大小によつて分けるかといふようなことにはとらわれなから、ございませぬから、仮想的に五つに分けてみたところで、その五つにとらわれずとも、手も足も出ぬといふようなことにならんじやなくて、やはり実態が三つ以下に分けられておる、その範圍内での主宰者であるといふふうな事実が認められませぬ場合には、その主宰者の犯した買収犯は、最高裁の判決にも申しておりますよ、その相当広範囲におつた買収票が入つておるものだと、いふ法律上の強い推定を受けまして連座の事由にさせられると、こゝういふふうには私も思つてございませぬ。

○加瀬完君 ですから、最高裁の判例から類推すれば、その買収票が当落を決定する線を超えておると、その買収票があつたから当選した、なければ落選するといふようなケースの場合は、当然連座にひつかかると考へられるでしょう。しかし、今までの刑事局長の御説明並びにこれでききますと、地域的に三分の一以下といふことであるならば、これはどんなにそこで買収が行

なわれたつて連座にはかからないといふことにはなりません。票数からいへば非常に当落を決定するようになつておつても、それが地域からいへば非常に狭い地域の買収票であつたといふことになる、これは連座にからないといふことになつてしまつてしまつて、この修正案によつても、それではこれはさつぱり効力を生じないじやないですか。選挙の実際といふものは、小地域から非常に票が出る、こゝういふ具体的な場合が多い。こゝういふ場合どうなつておる。

○政府委員(竹内寿平君) 最高裁が申しておりますのは、この連座事由の合理性と申しますか、連座に一人の犯罪で当選者が連座責任を受けて失格をする、こゝういふような制裁を受けることの根拠、背景としましてそゝういふことを申しておるわけにございませぬ、具体的にどの選挙区から何票出たといふことを計算して、具体的にこれは少ないんだから連座に当たらぬと、これは多いから連座に当たるとか、こゝういふ判断をしておるのではございませぬ。

○加瀬完君 ですから、根拠、背景からいへば、小地域だといふこと、根拠、背景からいへば、当落を決定するようになつた票が出る、こゝういふこと、大体選挙では、拠点々々で、いわゆる地盤と稱されるところで票をとつてますから、そゝうすると、数個とか三分の一以上といふところで、どの盤のかたいところ強引な買収をして、その買収犯といふものは連座の規定にはかからないといふことに政府案

も修正案もならないかと、法律的に見て、ですから、これは結局、一番買収しやすい買収犯といふものを見のがしつていふことにならぬかと、法律的な解釈だけで伺つておられます。

○政府委員(竹内寿平君) 連座の事由になる買収犯になる場合があるといふこと、ございませぬ。

○加瀬完君 今私が伺つておるような点を、高橋先生、それから自治大臣、どのようになつて御検討なさいましたか、あるいは御解釈なさつていらつしやいますか。

○衆議院議員(高橋英吉君) 私のほうから言いますと、その点、お二人の御質問のおりの欠陥があると思ひます、この規定は、ただし、いろいろ議論がなつた。有権者数に基本を置くべきか、得票数に置くべきか、地域に置くべきかといふふうなことが問題になつたんです、何といつても答申案が「広範囲」といふふうな地域的な表現になつておる、それを、それを、それを政府案が数個の地域といふふうな地域でやつておるもんですから、自然三個といふ地域を標準として一応修正案をこしらへたわけでありませぬ。今の得票数とか有権者数なんかについても、いろいろ議論がなされたのですが、これは技術上なかなか法律とかいふふうな議論もありましたので、それは技術上の問題ですから、それなら一応この程度にしておいて、お互いによく社会党さんなんかとも研究して、将来、得票数とか有権者数なんかを標準にするといふことにならぬ、こゝういふふうな修正し直してもいいんじやないかとい

うふうなことになったんで、絶対的にこれが欠陥のない表現だとは思っておりません。

○国務大臣(安井謙君) 私も高橋委員と同じような感じは確かに持ちます。技術的に詰めていきます場合に、地域という概念だけですべてが割り切れるかという問題につきましては技術的にかろうと思いますが、今の場合、いろいろなケースを総合しますと、こういう分け方が一番具体性があるかということになるかと思えます。したがって、もう一つ逆に言いますと、たとえば四つに分けて、総括主宰者以外にだれも置いてなきや、それじゃだれも総括主宰者以外に絶対かからないのか。――それは今のよう現実的に判断しますればそうじゃないという場合があり得るということも私どもは言っておるのであります。それで今の法律の解釈によって幾らでも違うのはけしからぬと言われますが、現に憲法違反の問題だつて、違反であるのと同じと同じ条文でありましようし、同じ刑罰の問題にしても裁判所の見解が分かりますので、これは法律が違背違反なんか扱います場合に、とことんまで、何から何まですべてもう条文上言葉の上で割り切つてできるということとは、これは不可能なことだと思えます。これはやはり総合的に最後は裁判所の判断できてもらわなければならぬ問題だが、精神は今再三申し上げるような精神でできておる、こういうように言いが得ると思ふのであります。

○加瀬完君 結局、「広範囲にわたつて」と審議会で答申をいたしましたのは、得票数十萬票といつても、そのうち

ちの買収票が何万票ということも判定することはこれではできにくいことですから、相当範囲で買収があったと見られるものに対しては連座を適用して蔽罰に処せよ、そういう買収犯というものを防げよ、こういう私は趣旨ではないかと思ふのであります。そうであるならば、その「広範囲にわたつて」とあつたから、これは地域をさしておるから数個の地域としたほうがいいとか三分の一以内としたほうがいいとかいうことではなくて、ねらいは買収犯をどうして防ぐかということ、高橋さんのさきのお話からすれば、いろいろ選挙の経験者というものは事実どうすれば防げるかという技術的な面も詳しいわけですから、三分の一以内などというあいまいなことではなくて、票数に相当関係のある買収をした場合は、これはその関係者が買収犯として処罰される場合は連座規定が適用されるというような、むしろ修正するならば修正の方法はなかつたのか、この点どうですか。

○衆議院議員(高橋英吉君) その点いろいろ研究したのですが、みんな知恵が少ないのか、いい案が出なかつたわけです。それで、今のところ具体的にこれが一番いいだろう。それでも、悪質な買収犯関係になりますと、深刻なものになりますと、総括主宰者にも関係するようになると、自然なりましようし、それから出納責任者、出納責任の裏の仕事をしたおつた者、そういうふうな連座者がほかにもあるわけですから、したがって、御心配のようになげさな買収犯だということになりますならば、そういう基本的な連座の対象者、そういうふうな者にも波及す

るから、自然その目的を達成するのではないかというふうなことで、この「三箇」以上の地域の責任者というものを範囲を広げたことによつて、なお一そう精神的な、それからまた実際上の取り締まりの効果があるのではないかというふうな結論になつたわけではなかつたのですか。たとえば、選挙区の三分の一以内ということではなくて、選挙区のうち最も有利ないわゆる地盤の三分の一とかあるいは広範囲、このほうが私ははるかに具体的だと思ふ。こういう点は検討されませんでしたか。

○国務大臣(安井謙君) 最も有力なところ、あるいは相当な影響を与えておる数というものは、これはそのときの判断においては、そういうものの言い方もできると思いますが、これを一般の法文化して出す場合には、やはりこれについても解釈に相当幅ができてくるし、なかなか取り上げにくい問題であるかと私どもは考えたわけでありま

す。

○衆議院議員(高橋英吉君) これは抽象的に規定すれば、総括主宰者に準ずる者とか、もう一つ何かという抽象的な言葉、おもしろい言葉がありました。そういうふうなことも意見を出された方もありますし、抽象的にはなほどそれが一番いいというふうなこともなりましたけれども、具体的になるという、たいへん紛争が惹起される。取り締まるほうと取り締まられるほうの問題が多くなるから、もっと簡明化したほうがいいだろうというので、簡単な「三箇」というふうな字句にしたわけではなかつた。

○加瀬完君 この問題はまた詳しくお伺いをするときもあらうかと思ひますので、問題を別にいたしまして、この修正案は、答申案があまりにしろつと理想案に過ぎ、若干これは技術的に、実際のにも手直しをしなければならぬというやほり考えで御修正なさつたのでございませうか。

○衆議院議員(高橋英吉君) そうです。ね、修正の根本な意見はさようです。もし答申案を手直したとか、答申案の線とちよつと違つたとか、まあ言葉がゆがめられたとか、答申案がゆがめられたとか、後退したとかという、そういう言葉も出たようですが、もしそういうふうな事実がありますれば、形容詞はともかくとして、それはやはり修正者のほうからいいますと、この修正のほうからいいますと、それはやはり逆の答申案のほうにゆがんでおつたのじゃないか、行き過ぎがあるのじゃないかというふうな思われ、いわゆる公正妥当な面に引き戻したというふうな考へておられます。

○加瀬完君 修正者のお立場で、答申案そのものがゆがんだじゃないか、あるいは行き過ぎがあるんじゃないか、あるいはお考えのものは、実際の選挙の御経験、いわゆる選挙の実際には照らし合わせてみてということでございますか。

○衆議院議員(高橋英吉君) そういう面も多少はありますけれども、それよりも基本的に、合理性といひますか、条理性といひますか、そういうふうなものに反するものが多少あるんじゃないか、こういうふうな考へ方です。たとえば、一番極端な例をあげますと、親族連座の規定のうちに、答申案では明確な条件を付してはおりませんけれども、案をそのまま採用するこ

とになりますと、まあ五百円か千円の違いを家族がした場合でも、それも同居の家族と意思を通じたものではない、もう無制限ですね、あつてに表示してございませうか、親族が五票、十票の間違ひ、悪質な間違ひを起こした場合でも、何ら候補者や総括主宰者と関係なく間違ひを起こした場合でも失格をするというふうな極端な表現があるようではございまして、この思想、これは適当に手直しをするであらうと思ひますけれども、この底に流れておるところの精神は、あまりに取り調べに急なるのあまりに性急過ぎるのではないか、国会議員や候補者をいじめさせれば愉快になるという気持の案ではないかとささへひがんだようなわけではな

す。

○加瀬完君 答申案を出す審議会を作る法律案を検討した際――これは自治大臣に伺ひますが、なぜ一体一番選挙に実績でも経験があるいはいろいろの悩みを持つてゐる国会議員を入れるのか、こういう質問を私はしたこともございませう。そのとき総理はお答えになりました。そのお答えは、自治大臣も御承知だと思ふ。あらためて伺ひますが、国会議員を審議会の中に入れてなかつたのはどういう理由ですか。

○国務大臣(安井謙君) これは最近にもちよつと申し上げたかと思ひますが、でき得る限り三者の御意見も十分に伺ひたいということが一つ。しかし、国会議員を絶対に入れるなという思想はございませぬ。したがつて、特別委員という形でこの衆参両院の各派から御参加をやはり願つてゐるわけでありませう。ただ、その特別委員



カ所から近いこの年度の改正案には、改正諸点がございまず点数から申しまして、相当な部分は答申案をそのまま取り入れているものが非常に多いということも耳にいたしておりました。

○加瀬完君 これは修正者に伺いますが、一体答申案で、一番答申案の骨子として主張された点は何だと御了解をなさっていますか。われわれ——私は社会党でございますが、社会党の見方と、皆さん方の見方では、若干の違いがあるかも知れませんが、自治省なり、あるいは修正者なりは、答申案の骨子というものをどう御理解なさっていらっしゃいますか。たいへん失礼な言い分でございますけれども、伺います。

○衆議院議員(高橋英吉君) 大体運動方法については、いわゆる明るく選挙をやるといふこと、なるべく自由に選挙運動をやらして、枝葉末節を取り締まらないといふふうな行き方、それから悪質な違反、買収犯といふもの、そういうものに対しては厳重にそれぞれの制裁を加えること、まあそういうことだったと思えます。

○加瀬完君 自治大臣。今の高橋先生のお話の線に大体似ておるもんだと心得ております。

○加瀬完君 もっととはっきりおっしゃっていただきたいと思う。で、これは私の意見ではありません。新聞は、連座制の徹底強化、政治資金の規正、高級公務員の立候補制限、いろいろありますが、この三点が中でも重要な答申の骨子である、こうほとんどの新聞が述べられておりますが、自

治大臣、この点はお認めになりますか。  
○国務大臣(安井謙君) そういう点が重大なもの一つであることは、私も認めます。しかし、同時に、そのほかにも非常に重大なものがございまず。答申には、中でもこれがございまず。特に重大なことだからこういふふうにしろという答申ではございまず。全体を通して、列記された答申であると思っております。ほかにもまだ相当重大な問題はたくさん含んでおったと思っております。

○加瀬完君 それはありますがね。公平に見て世論が大きく三点を指摘しているにもかかわらず、その答申の骨子とすべきものを修正をして、そしてさらに、末梢かは知りませんが、それに連なる修正をさらに重ねてやる、こういうことでは、これは答申を尊重するという第三条を審議会の設置法で掲げている意味といふものは何にもなくなるじゃありませんか。

○国務大臣(安井謙君) これはまあ、新聞とおっしゃいますが、新聞では、そういう点直した点を主題にしていろいろ議論されておるのであります。そのほかの点にも相当重要な問題があることは、さっき申したとおりであります。ただ直した点をいろいろ取り上げられますから、そこしかないように思われますが、そうじゃないので、全体に相当重要な点をたくさん含んで、しかも比率でいえば——これも評価がありましようが、私どもは相当な答申の線を尊重して、そのまま残しておるというつもりでおります。

○加瀬完君 審議会がどういう理由によって設置されたんですか、あらため

て、そういうことをおっしゃるなら、伺います。  
○国務大臣(安井謙君) 審議会につきましては、公明選挙をやる上に、現行選挙法、あるいは選挙区割りの問題、あるいは定員アンバランスの問題、または政党法というものができるかどうかこれは別といたしまして、そういうものに対する検討、全般のそういう選挙に関連する事項の御検討を願う、しかもできるだけ具体的に願うという趣旨でこれは作られたわけでありませう。

○加瀬完君 この前の総選挙の前の国会での決議で、「物量選挙の弊風がますます助長されつつある」と、こういう決議を衆議院はなさいましたね。そして、改選されて開かれた国会で、池田総理は、「選挙自体のあり方についての国民の批判がまことにきびしいものがあることは否定できない。私は、この批判にこたえて、広く国民の協力を得て、選挙の公明を期する措置を積極的に検討したい」と、こういう所信の表明から、審議会が設けられたんですね。だから、当時の池田さんあるいは自民党の考え方というものは、これは物量選挙の弊風を除去しようとして、公明選挙を実現しようということではなければならぬわけですね。物量選挙の弊風の一

○国務大臣(安井謙君) これは御批判になると思っております。そういう御批判もあることは承知しておりますが、政府としては、やはり、法律を出します以上、ほかのいろいろな法律とのバランス、あるいは社会的な道徳、常識、こういうものとかけ離れたものをやるわけにはいかないという判断に立ったわけでありませう。これは答申が、一つの考えは私は十分にあったと思うので、ある意味で行き過ぎになっていない、劇薬主義でひとつ実験的にやってみる、こういう精神も相当入っております。私どもその気持は十分わかからぬじゃありませんが、それをそのままやったのでは、いろいろな法律を施行していきまう場合に、ほかとの関係で非常にジグザグを生ずるといふ懸念から、そういう点についてはやむを得ず

○衆議院議員(高橋英吉君) はあ。あなたお認めにならないですか、あなたも私も考えております。  
○国務大臣(安井謙君) 高橋さんと同様に私も考えております。  
○加瀬完君 そうであるならば、政府自身がこんな修正を出すべきものじゃないでしょう。これは総理大臣に伺うべきで、あなたは一生懸命になってそっちの派、こっちの派かけ回って原案を通そうと思っただけでも、自治省案すらもだんだん後退してしまつたと伝えられておりますから、あなたの努力をわれわれは買っておらないわけじゃない。しかし、結論は、政府の責任としては答申に正直にこたえておらない。こういうものを出したことには変わりはないわけですね。政府の責任として、もっと所信を明らかにしてもらいたい。

○国務大臣(安井謙君) これは御批判になると思っております。そういう御批判もあることは承知しておりますが、政府としては、やはり、法律を出します以上、ほかのいろいろな法律とのバランス、あるいは社会的な道徳、常識、こういうものとかけ離れたものをやるわけにはいかないという判断に立ったわけでありませう。これは答申が、一つの考えは私は十分にあったと思うので、ある意味で行き過ぎになっていない、劇薬主義でひとつ実験的にやってみる、こういう精神も相当入っております。私どもその気持は十分わかからぬじゃありませんが、それをそのままやったのでは、いろいろな法律を施行していきまう場合に、ほかとの関係で非常にジグザグを生ずるといふ懸念から、そういう点についてはやむを得ず

○加瀬完君 私は批評をしているのじゃない。質問しているのです。というの、審議会設置法の第三条には、答申を「尊重しなければならぬ」と、こう書いてある。答申を尊重するといふことはどういふことだと、これは小党の修正等に感わられないで答申をそのまま原案として出すという保証があるかどうか、こういう質問に対して、総理はそのとおりだとお答えになつた。あなたのように、出た答申をいろいろ他の条件とかみ合わせて政府が修正を出してもいいということではなかった、その当時の御説明では、さきに修正者の高橋さんは、国会議員が一々審議会の意見だけに縛られる必要はないと言っているけれども、審議会の意見じゃないのです。審議会設置法という法律で、審議会の答申を尊重するといふことをきめたのだから、それをわれわれは通したのだから、その法律にはわれわれ縛られなければならないはずだ。われわれ国会議員であるから、なおさら縛られなければならないはずだ。このワケをはみ出しているのではありませんか。この問題に無反省でいかいということですね。

それから、時間がありませんから、もう一つ伺います。国会は確かに、特に衆議院は第一院として、それは何も束縛されない審議をするこ

パランスを合わせるといふ点にとどまったのだということでありませう。これに対する御批評はいろいろあります。しょうが、私どもは決して精神的に尊重しないなんて、あるいは公明選挙をよごしてよろしいというふうな精神で決してやっていけない点は、ひとつ御了承願いたいと思ひます。  
○加瀬完君 私は批評をしているのじゃない。質問しているのです。というの、審議会設置法の第三条には、答申を「尊重しなければならぬ」と、こう書いてある。答申を尊重するといふことはどういふことだと、これは小党の修正等に感わられないで答申をそのまま原案として出すという保証があるかどうか、こういう質問に対して、総理はそのとおりだとお答えになつた。あなたのように、出た答申をいろいろ他の条件とかみ合わせて政府が修正を出してもいいということではなかった、その当時の御説明では、さきに修正者の高橋さんは、国会議員が一々審議会の意見だけに縛られる必要はないと言っているけれども、審議会の意見じゃないのです。審議会設置法という法律で、審議会の答申を尊重するといふことをきめたのだから、それをわれわれは通したのだから、その法律にはわれわれ縛られなければならないはずだ。われわれ国会議員であるから、なおさら縛られなければならないはずだ。このワケをはみ出しているのではありませんか。この問題に無反省でいかいということですね。

はけっこうです。しかしですね、その国会で審議をする背景には、国民の世論なり動向なりというもので、たとえば選挙法はこうきめてもらいたい、選挙は公明選挙でやってもらいたいという、彼のような要望があるわけですから、これを全然考えないで、国会議員だけのものの方で済むということはあり得ないわけです。しかし、世論は、池田さんの言葉をかりれば、選挙に対してはきびしい批判がある、その批判は、選挙の批判というものが、国会議員に対する批判にも——われわれを含めての国会議員の批判にもなっているから、ここで一步国会議員は後退して、第三者に答申をさせて、そうして選挙の公明を期待しようではないか、こういう構想であったはずだ。作るだけ作るという構想で、それをこれらのほうで適当に細工をしてしまつては、これは答申案を作らずに審議を設けた趣旨というものは全然没却されております。抹消されておりますよ。こういう点について、もっと総理とも打ち合わせ、あなたの方の答申、みんなここに当時の速記録を持っています。確たる御答申を重ねてこの次の委員会にお願いをします。

○衆議院議員(高橋英吉君) ちよつと。私の説明に誤解があったかもしれませんが、今の形式論になりますけれども、答申案をこしらえた審議会の設置法案の、答申を尊重するというものは、政府は縛りましようけれども、国会は縛らないというふうなことに形式はなっていることを御了解願います。それから、マスコミが盛んに最初批判攻撃みたいなことになって、長谷部さんの審議会委員の辞任となり、それからまた今度再修正を私のほうでするというふうなときに、いろいろ問題が起つて、たいへんおしかりやうをこらしてござりますけれども、あれはどうも先走り、政府案が出てみれば、割合いい、長谷部さんもあれを知つたら審任の申し出をするのじゃなかったというふうにも聞いておりますし、そこを今度最後にわれわれ批判を受けたのは、親族規定なんか全部流してしまふ、削除してしまふというふうなマスコミの先走つた報道、推測記事が災いしてああいうふうな批判となつたのですが、あけてみれば、結局自民党の良識といえますか、大勢やむを得ずというのですか、親族規定も置いたからたいてい違ひないというので、今度おほほほが、いいという議論になつたように、新聞論調になつたように思つてい

○加瀬完君 私には終わらうと思いましたが、高橋さんのお言葉がありましたから……私は、新聞論調を主に質問してはいたのでなくて、あなたがお話しになりました会議録をもとにして質問をしてはいたわけですね。高橋さんがおっしゃる通りに、私も国会の審議権というものは、これは、第三者からワクをはめらるべきものでもございませぬ。それならば、なぜ答申案そのままを原案として出して国会審議にまかせないか、政府としては、政府で修正をして出す、修正をする作業は高橋さんもお認めになる。各それぞれの師団の駐屯地に参つて、自治大臣がいろいろと折衝をしてはいると伝えられています。

○委員長(小林武治君) 両案の質疑は、本日この程度といたします。なお、この際、審議日程につきまして御報告、御了解を得ておきたいと存じますが、午前中申し上げましたとおり、明五月一日は休み、二日は参考人の意見を聴取し、その意見聴取後、新産業都市建設促進法案の質疑を続行し、できたら終局したいと、かやうに考えております。五月三日は休日とし、四日は、午前十時から正確に開会、公選法に関する一般質疑を続行し、午後二時から総理大臣の出席を求めて質疑をする。四日までの日程をさよう決定いたしましたと存じますから、御了承願います。

○秋山長造君 藤山さんに二、三点お尋ねしますが、新産業都市という実法案の名前ですが、この産業というところの内容はどういうことなんでしょうか。内容を見ますと、新工業都市建設促進法だと思つてすけれども、それをあえて新産業都市と、産業というようにされたらいいというのには、何か特別にあるのですか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 特別に何かということではございませんけれども、関連産業その他もあることとございませぬから、何と、特別に限定する必要もない、やっぱり産業全体の問題として、産業都市を作るのだということに適當じゃないかと思つておるわけでございます。

〔委員長退席、理事増原恵吉君着席〕

○秋山長造君 産業というのと、これは第一次、第二次、第三次と、ずいぶん広いわけなんですけれども、従来、企画庁でやってこられた総合開発という面から見ますと、これは、工業都市とか商業都市とかいうように狭く限らないで、やっぱり新産業都市というふうな、広い看板のほうがいいだらうと思つてすけれども、ただ、この法案の内容を読みますと、やっぱり表題が新産業都市というだけで、内容は工業都市の建設だということにどうも傾いてはいるように思つてす。この点が非常に私には、まやかしたと言つてはなほだ失礼ですけれども、看板と内容に思ひ違ひがあるのじゃないかと思つてす。新産業と、産業という以上は、やっぱりただ工業なりあるいは関連産業というワケよりもっと広くて、農業等の問題についても何か総合的な要素というものがなければ、産業というわけにいかぬのじゃないかと思つてす。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 産業都市というのは、言葉が少し広過ぎるのじゃないか、工業だけだというお話ですが、先ほど来お話のありましたように、港のないような土地にもできないわけではございませんけれども、主としてやはり港のような所があれば、貿易関係も含まれてきますし、したがって、そういうような輸送関係というふうなものも含まれてきますと、いわゆる必ずしも純粹の工業という概念だけではない点が出てくるだらうと思つてす。また普通の言葉でいけば、農業というものも産業に入るわけでありませぬが、普通にいけば、大体主として工業も含めた程度広い言葉になる。それで、農業の部面におきましても、實際いけば、こういう都市ができません、おのずからいわば食糧問題が相當大きなウェイトを持つてくるわけで、ある場合には、農業が都市に、何と申しますか、供給する野菜等のもその周辺にできてくるということにもなるわけでありませぬ。工業都市としたほうは、よかつたかどうかということについては、われわれも、御指摘があれば、あるいはそういう場合もあろうかと思つてすけれども、まあ新産業都市といふ、少し広い言葉で締めくくりをいたしておくほうが適當じゃないかと考えておるのでございます。

かにはない新しい言葉ですね。一般的に使われる言葉としても、私はやっぱり新しい言葉だと思ふ。まあそれだけに期待も大きいわけですね。既存の四大工業地帯、これはもう完全な工業都市だと思ひます。もちろん、今おっしゃる通りに、貿易その他の面も含めていけば、単なる工業都市でなしに、もう少し広いものだから産業都市だという解釈をすれば、それは、横浜にしても阪神地方にしても、みんな産業都市かもしれぬが、常識的な用語としては、工業都市という言葉を使われておるわけです。そういう四大工業地帯にいろいろなものが集中しているのを再配置をする、これ以上集中しないようにする、そういうねらいも含んで、新産業都市という新しい魅力的な法律の打ち出し方をしておられるから、それだけに、やっぱり新産業都市として長官が予想しておる、想定をされておる都市の姿というのは、現在の四大工業地区のような姿とはだいぶ違ったものを予想されているに違いないと思ふのですがね。その違つておるものを予想されておるというのは、これも抽象的な議論になりまして、これも、大体どういう姿を予想されておるのですか。今までの四大工業都市の再生版をまたあっちこちに作るということであつては、それも無意味じゃないけれども、やっぱり産業の過度の集中を防止するとか、大都市における人口の集中を防止するとか、地域格差を是正するとかいう趣旨にはまらぬと思ふのですがね。どういふ新しい都市の姿を予想されておるのですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 私どもの考え方は、必ずしも現在の行政区画とたゞいまの経済的考え方とは全部一致してゐるとは、これは思つておりません。交通機関その他の関係で、行政区画とその地方における経済圏というものがある程度違ふ。そこで、こういうものが地方のいわゆる政治中心都市と必ずしも一体になるとは必要はない。一体になる場合もあつても差しつかえないかも知れぬけれども、必ずしも一体になる必要はない。その経済圏の全部が生きてゐるとして働かざるやうな中心地ですね。そういうものに、工業に付随する各種産業、つまり貿易も入りましようし、商業も入りましようし、そういう種類のもののでき上がつておられます都会というものを一応想定いたすわけなんです。むろん、それです。港と港というやうな問題も重要でございますが、しかし同時に、なほ港がなくてもこういふ目的に達し得るやうな経済圏の中心になり得るやうな所があれば、必ずしも港だけに固執するわけではございません。その産業形態のいかんによつて、重工業とかあるいは重化学工業とかかゝるやうな種類のものは、これはまあ少なくとも十万吨以上のタンカーができてくる、あるいは鉄鉱の専用船というやうなものも大きなものになつてくるということになつてくれば、やはり港ということも想定しなればなりません。しかし、必ずしもそういうものでもなしの工業ですね。まあ軽工業とは申しませんが、機械工業とか、あるいは申しませぬけれども、あるいはその他の工業がその辺を一つの中心として集まり得る。したがつて、非常な重大工業というやうなものだけを必ずしも想定はい

たしておりませんが、しかし、やはり今のような状況であれば、まず考えていきますことは、やはり工業が中心になることは、これはもう間違いないのであつて、たとえば学園都市を作るとか、あるいはそういうやうな意味でのものは、この中には特に関係ない。ただしかし、そういうやうな工業の大きな都市が出てくれば、その中において、学校の施設その他というものは、文化的水準をそこで上げていくということも、その経済圏全体の知識水準を上げる、また工業都市にするにしても、そういうものが必須条件になつてきますけれども、何かそういうやうな学園都市とかいふやうなものと一緒になるやうなふうな考え方では最初はないわけでございます。

○秋山長造君 そういたしますと、この新産業都市という新しい名前のものを作つていくこととは、これはあるが、しかし、現実の問題としては、すでに四大工業都市以外に、今度あちこちに今コンビナートができておられます。そういう今できつゝあるコンビナートを中心にやはり据えた都市というものが考えられていくわけですよ、現実の問題としては、いかがです。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 結論から申し上げますれば、新産業都市の予定地というものはまだきめておりません。むろん、今後の事情で決定していくものだと思います。そこで、お説のように、新産業都市というものを作ります場合に、全然原っぱあるいは港の設備も何もないという所を指定するわけにはなかなかいかないのじゃないか。したがつて、既存のある程度コンビナートがある場所が将来正常な新産業都市として発達していくやうに今から組織づけていくということ、あるいは、コンビナートとは申しませんが、そういう立地条件もそつと、ある程度新しい産業都市としてすでに準備が進められているやうな、土地の造成もできてゐるやうな所をやはり指定していくべきものではないか、こういうふうな考へてゐるので、全然原っぱでもってほつと、それは、そういう所も将来、今のような科学技術が進歩しておられますから、指定できないというわけではございませんけれども、やはりすでに既存の準備もされて、地方的にも準備をされて、そしてそれがどんでん進められている所から誘致する、そういう所があるのだから誘致する、それに対しては政府も道路もよくして、何もよくしていくということ、それを盛り立てていく。すでにコンビナート形式のある程度の工場がそれ以上でできてゐる所は、ほうつておいてもあるいは発展するかも知れませんが、それは、従来のやうな、東京が踏んだやうな経過をたどつては相ならぬのであります。また、それに関連するものが東京なり何なりからそういう所へ移動し得るやうなことに持つていかなければならぬと思ふのであります。そして、そういう意味でわれわれとしては考へてゐるわけなんです。

○秋山長造君 総合計画局長にお尋ねしますがね。この新産業都市の指定区域です。これは、大臣は全然白紙だとおっしゃつたのですが、これは別に遠慮されることは要らぬのですか。

けば、大体この法案のねらいなり何なりというものがわかるのですが、一応今、あなたのところでもいろいろ調査をされたり準備をされたりしているに違いない。全然白紙ということはありません。白紙なら、もう継続審議でもして、そ

う急ぐことはない。どうせ選挙もあるのだから、政府も仕事にならぬわけですからね。

○矢嶋三義君 同じ質問でちょっと関連。今の秋山委員の質疑と同じ内容ですがね。私は、この審議会の委員ももうほとんど内定しているということを超短波でキャッチしているのですがね。指定にしても、けさ、十一ブロックということも、対策方針を言われておりませんでした。大体今、野原にできるわけではないのだから、きまっています。私は、その大まかなことくらいは、ここで事務局から答弁されたほうがいいと思うのですよ。そうでないと、こういう問題はごたごたしますしね。それから、選挙であちこちに行つて、指定しますと、それ一つにおいて、やはり何百万票というものが動いて、やはり国民を惑わすことになりまして、フェアーな藤山さんとしては、今の研究段階ではこういうことになつて

いるというのを答弁されるのが私は適当だと思つておられます。秋山委員と同意感ですから、お答えいただきたいと思つておられます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) この問題は、非常にいろいろ問題がございますので、確定的でないことはむしろ御了承願わなければならぬと思つておられます。若千の構想を、どのくら

いな金がかかるかというようなことも検討して参らなければならぬので、サンプル地区としてとつた所もござい

ます。たとえば、岡山県の水島地区、大分県の鶴崎地区、そういうものを一つのサンプルとしてとつておられます。それで、大体私どもの考えとしては、まず第一に考えるべきは、いわゆる地方開発の今までの各種の開發法がござ

います。そういう点からも考えましても、必ずしも行政地域にはこだわらな

い、いつでもございませうけれども、いわゆる各ブロックの一つくらいは必ず考

えて、当然やはり一次としていくべきではないかというふうな考えを、確定的にありまして、それをなかなか確定的にきめて参りますことは非常に困難な点もございませう。しかし、こういうものは運動等によって必ずしもきまるべき問題ではないと私は思うのでありませう。やはり各地におきまます現状に即さなければならぬ。また同時に、私

ども、同一県内でも非常な意見の違つたところがございます。知事が非常にまじめにいろいろ場合があるように聞いておられます。ただ、この間、衆議院でも御決議がございまして、近畿圏整備の決議案がございました。東京の首都建設と同じような意味で、私は、中京地区

でありませうか、北九州であるとかいうものは、あるそういう構想が将来、これは私見でございますけれども、加

わるべきじゃないか、したがって、そういう現在隣接したような所を指定する

のが適当であるかどうかというような問題については、もう一べん、たとえ

ば東京首都圏といえ、神奈川県も入つておられますし、茨城県も入つてお

る、千葉県も入つておられるというふうな首都圏の整備の考え方からすれば、中

京の場合には、あるいは岐阜県の一部

なり三重県の一部なり、そういうふうな中京圏というものがございませう。

この近畿圏の衆議院の御決議も、必ずしも大阪ではない。大阪周囲の兵庫

県の一部ですが、そういうふうなものを一つの近畿圏として、首都圏と同じような法律が必要ではないのだからか

す。

〔理事増原恵吉君退席、委員長着席〕

これは、非常にやはり参考になるのでありますから、したがって、そういうものに

場合にすれば入り得るような都會を新産業都市として指定すること

の適否というものは、私はやはり第一次的には相当考慮していかなければならぬのじゃないかというふうな考えをしております。

そこで、それではたとえば東北をどこにきめるか、北海道をどこにきめるかという

ことになりませうと、これは、これらの状況から見ると、いろいろな点を考慮しなければならぬかとも思つて

います。したがって、確定的にこの都市、あの都市といふことを実は申し上げ

ないのです。しかし、今みたいな考え方でも、まあ事務的な手続等もござい

ますので、事務局のほうから御説明させていただきますと思つておられます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) お答えいたします。

委員会につきましては、実は低開發地域の工業開發促進法という法律ができてお

りまして、その法律で、低開發地域の工業開發促進法といふものがすでに発足してございませう。

この新産業都市の建設促進法が通りますと、審議

会の名前が、今の低開發の工業開發促進法といふものが、この法律によ

そらく三十七年度内におきましては、せいぜい数カ所程度のものしかあるいは指定をお願いできない、そういう状況じゃないかと考えております。

○秋山長造君 大臣が声が小さいですから、遠慮して、局長まで小さい声ですが、もっと大きい声で言っていたらいいと思います。

三十七年度に数カ所ということですが、私の聞いておるのは、三十七年度内のごとでなしに、もっと、たとえば夏のうちにとか、秋までにはということをお願いするので、これは三十七年度内には指定されることはわかり切っておるので、それができぬようなら、今、何もこの忙しいときに、こんなものを無理してやる必要がない。臨時国会でも何でもやったらいい。やはり藤山大臣としても、本法案に政治生命をかけておるとすられわれ聞いておるので、それほど非常に急いでおられるのだから、急ぐ以上は、急ぐだけの何かあるに違いないと思つて尋ねておるので、もう少し待たせよ、遠慮せず、考えておられるところをお述べただきたい。どなたからでも、いつごろまでに審議会を発足させて、そしていつごろまでには大体第一次の指定をやりたいというつもりだぐらひは、積極的な意欲を示してもらわないと困る。

○國務大臣(藤山愛一郎君) これは、私どもの考えでいえば、第一次の指定は、今年の秋くらいまでに指定をしていく。と申しますのは、今の若干のこの計画を立てますについては、非常にむずかしいことではございませんけれども、ある程度モデル地区等も作って、検討もしてみなければならぬのでございまして、そういう検討をやった地区等につきましては、そう困難なく指定が進められていくのではないかと存じます。ただ、必ずしも全部の都市について今日まで検討をいたしておりませんし、それから、基本計画策定にあたりまして、先ほども申しましたように、同一県内におきましても、いろいろ議論があるようでございまして、われわれとしては、必ずしも同一行政区域内というよりは、府県の集合した一つの経済圏というふうなものを考えておられますので、そういう議論等も聞きながら、しかし、その経済圏の中心となり得るような地区を考へるわけにございまして、第一次の指定というものは、そう数多くなく、早急に指定はして参りたいと思つております。ただ、逐次そういうものを整備しながら参つて参るので、ほかのものが全部そろわなければ、あるいは最初に七つ八つぐらひ指定するのだからといって、それがそろわなければ指定しないというよりも、基本計画ができましたものから、どんどん指定をしていって、スタートを切っていくべきだと私は思つておられますので、そういうつもりで出発をいたしていきたい、こう思つておりますので、第一次は九月か十月ごろまでにはいたしたいと思つております。

○秋山長造君 大体わかりました。次の御質問をいたしますが、今度、審議会に、低開発地域の審議会等も包含するということになっておるわけですが、低開発地域の指定はすでにおやりになったのですか、どうですか、昨年の国会で成立しておるわけですが。○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。低開発の工業開発の審議会は、先ほど申し上げましたように、第一回の審議会を三月の初旬に開いたわけでございまして、その後各府県に對しまして低開発地域の候補地の申請をお願いいたしましたわけでございまして、私どももいままで申請書を出すようお願ひいたしましたわけでございまして、何分初めの制度でございまして、各県内におきましてもいろいろな事情がございまして、実は現在におきましてまだ数府県残つておるわけでございまして、しかし、私どももいたしましては、すでに法律も昨年の十一月通つたような状況でございまして、できるだけ早期に第一次の指定をすべきであるというわけで、各府県を督促して参つたわけでございまして。現在の段階におきまして、いろいろおくれて申しわけありませんけれども、残つておりまする府県につきましても、ここ数日中に提出されるような見通しでございまして、五月中にはぜひとも第一回の指定をお願ひしたいというふうにお考えしております。

○秋山長造君 今局長の御答弁にありましたとおり、ちょっと法案を作ったとき、意気込みからいいますとテンポがおそいように思つておりますが、今の新産業都市の指定については、必ずしも候補地と見られるようなところにも、全部が全部資料等がそろわなくても、逐次そろつたところから早手回しに指定をしていくつもりだ、こういうお話だったのでありますが、低開発のほうは、今の局長の御答弁によりまして、各府県全部の資料が一応出そろつてから取捨選択をしていくということになるのですか、その点はどうなんですか。今までおくれたというのには、どこに一番隘路があったのですか、低開発の。○政府委員(曾田忠君) 低開発地域の工業開発につきましては、実は、法律にもございまして、たとえば通産省の工場立地の調査等に關する法律がございまして、その法律に基づきまして、相当個所の調査を終わつておるわけにございまして。また、もう一つの問題としていたしましては、そういう調査も終わつておりますのに加えては、できるだけ、私どももいたしましては、急ぐ後進地域の各県につきましましては、急ぐもの一、二カ所程度は、各後進地域の県についてできるだけ同時に指定したほうがいんじゃないかというふうな考えをもちまして、各府県の全部が出そろふのを待たずにおつたわけでございまして。初めの制度でございまして、実は、私どももいたしまして、各府県に相当な数の申請が参りますと、審査等にも相当な日時を要しまして、なかなか指定の事務がはかどらないというわけで、第一回の指定でございまして、できるだけ重点的にしほつて出していただきたいというふうなことを実は申しております。あるいはその点につきまして県内の調整が手間取つたという点もあるかと存じます。が、われわれといたしましては、各後進地域の工業開発のために作られた法律でございまして、後進地区につきましましては、全県につきまして一、二カ所程度のものはぜひ同時にやりたいというふうな考えを持っております。

○秋山長造君 ちょっとおしまひのほうはつきり聞かえなかつたんです。が、そういたしますと、こういうふうにご了解してよろしいですか。低開発地域の指定については、大体各府県一カ所ないし二カ所くらいを予定しておるので、低開発という特殊性もあるので、やっぱりできるだけ全国を一斉に歩調をそろえて指定をやつて進めたいというふうな考えはないかというふうなことで、若干おかれておる。まあ現在すでにはほとんどの地区の資料が集まつておるので、大体この新産業都市の第一次指定と相前後して指定ができるんじゃないかというふうな受け取つていいんですか。○政府委員(曾田忠君) 低開発地域の第一次指定につきましては、私どももいたしまして、できる限り五月一ぱい指定を終わりたいというふうな考えをもちまして。○秋山長造君 その第一次指定というのは、やっぱり何ですか、全国を十カ所とか四、五カ所というのではなくて、大体第一次の指定として各府県一カ所くらいを指定するつもりですか。○政府委員(曾田忠君) お話のように、各県につきまして、一、二カ所程度は指定したいというふうな考えをもちまして。○加瀬完君 その低開発地域の指定は各県ですか、各県だとすると、地域は正といたつたようなことかからいって、低開発地域に指定しなくてもいい府県の地域だつてあるわけですか。で、数カ所も、あるいは十数カ所も指定してもらわなければならぬところだつてあるわけですか。ですから、不均衡の是正とか、あるいは地域格差の是正ということであれば、府県にこだわる必要はないと思つておるわけですが、産業都市はあま



技術が今日進歩しております段階において、ある地方の一つの中心地たり得るようなところを、やはり将来の科学技術とあわせ考えながら指定していくことが必要であつて、必ずしも太平洋ベルト地帯の中にだけ新産業都市というものを指定するつもりはございません。ただ、各ブロックと申しても、今のように行政区域だけにこだわるわけにはいかん場合がございまして、経済圏というものがかなりこのごろでは交通の關係その他でまぎってきておりますので、やはりその中心になるようなところを指定しますと、その周辺の都会といふものが、その新産業都市になつて一つの發展交流をしていく關係が出て参りますから、そういう意味で考へておるわけでございます。

○政府委員(菅太郎君) ちよつと補足して申し上げますが、この新産業都市のはうは、除かれる地帯は四大工業センターですね。四大工業センターと目されまゝいわけの巨大集中、過度集中をいたしております経済圏は、これは除いて参りますから、それ以外は、この四大工業センターがはうっておけば負担すべき工業開發の任務を、その次ぐらいな段階に負わしていかうという考へ方でございますから、したがいまして、四大工業センター——しかもさつき大臣が話になりましたように、四大工業センターにつきましては、首都圏の整備法がございまして、逐次あの首都圏整備法になつた整備法を近隣の整備法として作つていかなければなりません。そして、その範圍がきまつて参りました、それ以外の地域におきまして四大工業センターの次に位するような新産業都市、その新産業都市

市のほうで指定して参りますので、したがつて、これは必ずしも太平洋ベルト地帯に限られませんが、それ以外のいわゆる低開發地、後進地域と目されるところにおきましても、この新産業都市が指定されることはあり得るわけでありまして、したがつて、両方分けたわけはございませぬ。低開發のほうは、今申しましたように、ごくきわめて低開發でなくて、高開發と申しますか、工業が相当進んでおります地域は、これは一応除きまして、それ以外の低開發に持つていく。それから、きちんと分けたのではなくて、多少考へ方が違つたわけでございます。二つ並んで日本の地方工業都市の建設ができるようにはなると思いますが、二つにきちんと分けたわけはございませぬ。

○野本品吉君 今、政務次官から首都圏の整備法との關係に言及されましたので、そこで一、二お伺いしておきたいと思つておる。つまり、首都圏整備法による市街地開發地域の指定と、この新産業都市法による地域の指定といふのは、どういふ關係になりますか。  
○政府委員(會田忠君) 首都圏整備法に基つきます市街地開發地域の指定といふものが行なわれておりますが、これと新産業都市との關係でございますが、今までの首都圏整備委員会との話し合ひを申し上げますと、かりに首都圏の区域内におきまして新産業都市を指定いたします場合は、首都圏整備法に基つきます指定されております市街地開發区域、その中から新産業都市を指定するといふような話になつて

○野本品吉君 そこがはっきりしないのですね。つまり、首都圏整備法に基つきます市街地開發区域として指定されていくものは当然この新産業都市法の地域として指定される、こゝう了解してよろしいですか。  
○政府委員(會田忠君) 新産業都市は、要するに、その地方の中核となり得る相当規模な、相当大きな都市形態あるいは産業形態を考へての地方でございまして、それぞれの地方におきましてまあ一あるいは二カ所程度といふことをとりあへず考へて、首都圏の区域、大きくいいますと関東地方といふことになりまして、そういうことを考へた場合におきまして、おのずからその数等も限定されるわけでございます。特に、御承知のように、市街地開發区域といふものは、いわば中規模程度のものが現在多いわけでございます。そういう意味で、現在の、あるいは将来指定される市街地開發区域を全部新産業都市とするといふことは考へてないわけでございます。

○野本品吉君 今の点、はつきりしない点がありますが、それともう一つは、首都圏整備法に基ついて市街地開發地域として指定された地域が、関東地区に相当するわけですね。そこで、今度はこの法律に基ついてそういう地域を重ねて指定される、そういう場合に、従来首都圏整備法によるその地域の開發のための行政的な援助といふ経済的な援助は技術的な援助とかわれるかといふことですか。それはどういふふうになりますか。  
○政府委員(菅太郎君) 私がさつき申

しましたのは、多少限界の不明なところがございまして、首都圏整備法の区域内におきまして、もちろん首都圏整備法の中心地帯は首都圏整備法でやつていただきますが、その一番端に当たつた部分でございまして、それらの点はひとつ、本法によるか、首都圏整備法でやるか、相談の上でございまして、だから、首都圏整備法の区域内が全部この新産業都市の建設から排除されるというのはいささか過ぎだと思つて、そこはよく相談していただくということに相なりますが、首都圏整備法の区域内の主たる部分といふものは、さつき申したとおり、中心としてその地方の一拠点をなすようなものがあると思つて、それはまあひとつ十分御相談をして、新産業都市として指定するかせぬかといふ問題が起り得ると思つて、ございまして、これは首都圏と申しましてもごくわずかな例外でございまして、首都圏の圏内で開發されるべき市街地区といふものは、多くはこれに入らない、こゝういふふうには考へるべきものと思つてございまして。そして、御相談をして、この新産業都市の指定をして、この方式で開發するといふところは、話がきまりましたならば、首都圏の圏内においてもそれをやる、この法律でいくといふことになると思いますが、きわめてそれは例外的ではなからうか。かりに将来のことを申し上げれば、今言つたような問題になります

○野本品吉君 私がそれを特にお聞きしますのは、この首都圏の地域内の指定されておる市街地開發地域がある。今後は首都圏整備法に基ついて指定しようとしておる地域もある。そこで、将来そういう地域の行政的な経済的な技術的な援助指導が、新産業都市の建設法の援助とか指導とか協力とかいふものとどういふふうにけじめをつけていくか、ここにちよつと疑問があるものですか、それとちよつとお伺いしておるわけですか。  
○政府委員(菅太郎君) 御承知のように、この新産業都市の要件といふものは、法文に書いてございまして、一つの地方の開發の拠点となるという要件がございまして、首都圏でも内部に近いほうの部分、やがて東京、横浜の、この経済圏に從属する立場にございまして、そういう意味で、首都圏の内部に近いものほどこの要件に

当てはまりにくいのでございまして。首都圏の範圍内であつて、なおかつもう一つの端のほうにあつて、一つの端の拠点をなして、その地区の中心になるところはどこかと申しますと、これは問題になりますところはそうたくさんはございませぬ。今日市街地開發地区とされております地域のときは、多くはもう東京、横浜の經濟圏内の從属的地域でございまして、これは問題にならぬと思つて、たとえば水戸、日立地区をどうするのだとか、あるいは今考へております鹿島地区に、あそここの海岸を、掘削を作りまして、湖の水で大工業地帯を作る案とかいふような案がございまして、そういう特殊なものがございますが、それが必ずしも東京、横浜に從属するばかりでなくて、一つの相当大きな重化学工業のコンビナートでも、中心としてその地方の一拠点をなすようなものがあると思つて、それはまあひとつ十分御相談をして、新産業都市として指定するかせぬかといふ問題が起り得ると思つて、ございまして、これは首都圏と申しましてもごくわずかな例外でございまして、首都圏の圏内で開發されるべき市街地区といふものは、多くはこれに入らない、こゝういふふうには考へるべきものと思つてございまして。そして、御相談をして、この新産業都市の指定をして、この方式で開發するといふところは、話がきまりましたならば、首都圏の圏内においてもそれをやる、この法律でいくといふことになると思いますが、きわめてそれは例外的ではなからうか。かりに将来のことを申し上げれば、今言つたような問題になります

○野本品吉君 私がそれを特にお聞きしますのは、この首都圏の地域内の指定されておる市街地開發地域がある。今後は首都圏整備法に基ついて指定しようとしておる地域もある。そこで、将来そういう地域の行政的な経済的な技術的な援助指導が、新産業都市の建設法の援助とか指導とか協力とかいふものとどういふふうにけじめをつけていくか、ここにちよつと疑問があるものですか、それとちよつとお伺いしておるわけですか。  
○政府委員(菅太郎君) 御承知のように、この新産業都市の要件といふものは、法文に書いてございまして、一つの地方の開發の拠点となるという要件がございまして、首都圏でも内部に近いほうの部分、やがて東京、横浜の、この経済圏に從属する立場にございまして、そういう意味で、首都圏の内部に近いものほどこの要件に

いまして、第一次指定のごときは、もっとも地方開発の拠点の中心になるものだと思いますから、そっちが優先したいと思うのでございませぬ。

○秋山長造君 局長にお伺いします。低開発地区の指定は五月中にもやりたいということですから、もう大体予定地はわかっていると思うので、その予定地がわかれば、予定地を、大した時間もかからぬわけですから、発表していただきたい。それから、もしその発表が工合が悪い点や何かあれば、その申請が出ている県はどどこかというのをちょっと読み上げてみて下さい。そうすれば、大体のあなたの方の考えておられるところがわかるから。

○政府委員(菅太郎君) ただいまのは、それでは、府県から出ておられます申請でよろしくございませぬか。大体、あまり数多く申請させないよう、厳選主義でやっておりますから、このうちから選ぶにしまして、大体見当がつくと思いますが、申請ならば申し上げられると思えます。

○政府委員(曾田忠君) 現在申請のまだ出ていない府県を申し上げますと、埼玉外六県ございませぬが、申請の出ています。県から要望されておられます地区の数は約百二十カ所でございます。で、数が相当多くございませぬので、ちょっと名前のほうは……。

○秋山長造君 では、百二十カ所は、それは発表していいのでしょうか。どうなんですか。何か差しつかえがあるのですか。

○政府委員(菅太郎君) いやございませぬ。

○秋山長造君 出せるなら、百二十カ所読み上げてもらってもちょっと耳に入りにくいから、あさつての委員会までに一覧表を作って出して下さい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 地方からの申請でございますから、資料を作りまして出します。ただし、それがそのまま全部指定されるというものではないことは、御了承願います。

○矢嶋三義君 ちょっと関連して。局長さん、埼玉外六県あると言いますが、その名前をちょっと、申請を今出してない県を読み上げなさい。必要ないとお認めになっているのか、怠慢なのか、どっちかだと思えますが、念のため伺っておきませぬ。

○政府委員(曾田忠君) 埼玉県、徳島県、それから東京、神奈川県、大阪、静岡。このうち東京、神奈川県、大阪等は、おそらく申請はないものというふうにご考慮しておりますが、特に徳島県が控えております。

○秋山長造君 じゃあ、さっきの資料、明後日までにはひとつお願います。それから藤山さんにお尋ねします。これで、今新産業都市建設促進法がございませぬと、とにかく開発と名のつく法律がずいぶんたくさん並ぶと思うのですが、一体地方開発の関係の法律が今まで幾つあるのですか。あるいは局長に聞いたほうがいいですか。局長、幾つあるのですか、開発と名のつく法律は。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 開発の数は、あとで事務当局から申し上げますが、この国土総合開発計画がございませぬと、少なくとも私は、特殊立法でできております各地方の審議会がございませぬが、これは国土総合開発計画審議会の

部会にいたしていくのが一番適当じゃないかと、こういうふうにご考慮しております。特殊立法は、それぞれ議員立法でございませぬから、これを将来国土総合開発計画の中に織り込むかどうかという問題は、もう一べん検討した上で、よくひとつお答えをさせていただきます。将来の問題としていただきたいと思えます。

○政府委員(曾田忠君) 各地域の促進関係の法律といたしましては、北海道、それから東北、首都圏関係、それから北陸、中国、四国、九州、七地区でございませぬ。

○秋山長造君 この七つのほかに、この低開発地域工業促進法で八つ、それから新産業都市で九つ、産炭地で十、総合開発、地方開発……、ちょっと今数えられて十二は少なくともあるわけですか。とにかく十幾つもの開発関係の法律があるわけですが、一体これは、全部ばらばらでもあるが、同時に、有名無実になっていくような法律も多いと思つて、それから、それぞれの審議会があつても、一体、年に一べんくらい開いているかどうかという程度の審議会も多いと思つて、やっぱり今、長官のおっしゃったように、これは国土総合開発というものに全部をまめていくということではなれば、これは今まで十幾つある上にまた新産業都市が加わってくるというように、意味はなほ薄くなるし、それから、政府としても一体どれをどうやらつたらいいのか、全く行政系統も何も混乱してしまふんじゃないかと思つて、何やかにやが全部それそれ一城一郭を主張して、それにまた役人がそれ

ぞれ何人かずつついて、予算もまたボロボロあつちこち申しわけの少しずつくつつけていくというようなことになりませぬから、で、この新産業都市の促進法くらいでも打ち切つて、そして今、長官のおっしゃるような方向でひとつまとめるべきだと思つて、すがね、長官のおっしゃること、私はもう双手をあげて賛成するわけですから、やれませぬ。

○国務大臣(藤山愛一郎君) おそらく各地の地域別な特殊立法がございませぬ原因は、国土開発総合法がございませぬから、相対長期間にわたつてこれから実現の段階に至らなかつたので、各地の方々がそれぞれ待ち切れないでと申してはあれですけれども、やはり地方開発の必要性から見て次々に立法せられたことと思つて、国土開発総合計画がございませぬ、今のようない内容となるべき新産業都市あるいは低開発工業促進法というものができて一本の体系になって参りますと、やはりそれらの法律も今の御意見で統合していくことが必要ではないかと思つて、さしあたりは、各審議会を一度国土総合開発計画の中の審議会の部分にすることだけはもうきめておりますので、そういう手続は進めて参りたいと思つて、地域立法につきましても、まだ最終的結論を出して参りませぬから、御意見等は十分尊重いたしまして今後参りたいと思つて、

○秋山長造君 失礼の点があるかもしれませんが、大臣は職中におやりになるおつもりですか。(総理になつてからやる)と呼ぶ者あり)なる前に、今の企画

庁長官でおられる間にこれおやりになるおつもりですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 私は企画庁長官としてこの問題を扱つておりますので、企画庁としては、当然今後今の総合的なやり方を検討しまして、将来国会等にお諮りしたいという考案方でおりますが、確定的に地域立法をどうしようふうにはずしてしまふかというふうなことにしては、これは実は政府提案よりもむしろ議員立法の場合が多かつたものでございませぬから、したがつて、そういうような御意見が議員の間から出てきますれば、われわれはなお心を強くしてそういう方向に進められると思つて、

○秋山長造君 やつぱり議員立法に多少難色があるだろうというふうにお考えになっておられるのは、事実をどうも考へておられるの、議員立法がやたらに出ると思つて、議員立法がやたらに出るといふことも、やはり企業がベルト地帯に集中するといふようなこと、したがつて、国の公共投資その他がそういうところの重点がかかるので、置き忘れたところの叫びが現れたもの、血の出る一つの叫びが現れたもの、と思つて、だから、そういう意味でこの新産業都市の建設も、これはやつぱり片寄らないで全国的にうまく配分してやつてもらわなければならぬが、同時に、低開発地域の指定、さら指定のしつぱなしでなしに、その育成といふことについて、これはもつとも政府が財政的な責任を持つて努力をされなさいだと思つて、これは地域開発の特殊立法といふものは、国土総合開発の中に統合して、決して摩擦は起らぬと思つて、

○秋山長造君 失礼の点があるかもしれませんが、大臣は職中におやりになるおつもりですか。(総理になつてからやる)と呼ぶ者あり)なる前に、今の企画

○秋山長造君 失礼の点があるかもしれませんが、大臣は職中におやりになるおつもりですか。(総理になつてからやる)と呼ぶ者あり)なる前に、今の企画

○秋山長造君 失礼の点があるかもしれませんが、大臣は職中におやりになるおつもりですか。(総理になつてからやる)と呼ぶ者あり)なる前に、今の企画

○秋山長造君 失礼の点があるかもしれませんが、大臣は職中におやりになるおつもりですか。(総理になつてからやる)と呼ぶ者あり)なる前に、今の企画

がね。私は一番危惧するのは、ややもすれば一応法律の中にはまんべんなく全国的な配分を考えてやっつけていくようにたわわれているし、衆議院修正によつて、なおさらその点がはつきりはしておるが、しかし、これはひとつ自由経済の法則というものが働いていますからね。今の制度のもとでやっばり局部的に片寄るといふことのおそれは非常に大きいと思うのです。そこで、それをあまり片寄せないようにする配分が政治ですから、これは藤山さんが在任中にぜひ早急に低開発地域の指定もやり、さらに新産業都市についても、この審議会の発足、さらに指定というふうなことにしてもひとつ馬力をかけていただいて、藤山さんのこの大きな仕事としてやっばり意気込みを持ってやりになる、私はそれを非常に希望しているわけです。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 大体先は

ど申し上げましたように、完全な野原の中に新しく作るというわけではないので、既存の町村がございます市町村が中心になると思います。したがって、新産業都市ができました場合に、その既存の都市の現在人口に一応プラ三三十万ぐらいいはすぐにふえていくといふことを一応の予定としております。でありますから、必ずしも百万都市というふうなことにこだわって、百万都市になるようなところではなければ指定しないというふうなことは考えておりませんし、まあ一応の目標としては、既存の人口プラス三三十万というぐらいいふえていく、これは三年先か、五年先か。したがって、それだけの要件を備えた土地、住宅地も必要でございましょうし、商業市街地も必要でございましょうし、そういうものを考えますと、近接市町村といふものが必ずしも一市あるは一町村でなくて、数個のものが含まれた地域が指定されることになるかと思つてあります。それが住民の御意思によつて合併されるか、私どもは望ましいと思つて、しかし、すぐに合併できなければ、連合体的に共同動作を新産業都市のためにとっていただくような協力関係が市町村にまずできることが、スムーズにこの新産業都市を推進させるゆえんだと思つてあります。望む必要でありますけれども、そうでなければ、少なくとも連合をして、そうしておのおのその従来の市町村の特性を生かしてといふますか、自分の市や町のほうは商業地帯にするのだ、あるいは自分の市や町のほうは住宅地帯に

するのだというふうなおの市の持つ位置、その他によつて特性があるものが協力していくことが望ましいことなんです。ですから市町村合併といふことを希望はいたしませんけれども、直ちにできないいろいろ事情もあろうかと思つて。その場合には、少なくとも新産業都市に指定された地区内の市町村が協力したいただかなければ、こういうものはスムーズにいかないと思つて。したがって、そういうことを願つてやまないので。

○秋山長造君 よくわかりました。したがって、この法律をもつて巨大都市を作るといふようなことは、全然これはお気持ちだと思つて。衆議院の附帯決議の第二項に、「新産業都市の区域の指定は、これを必要かつ無理な市町村合併に援用しないこと。」、こういう附帯決議が入つてゐるのは、私は非常に妥当な附帯決議だと思つて。ところが、ややもすれば、これは藤山さんは、今の町村合併なんかのことを、よくこまかいことを御承知でないかと思つて、今度十月から実施しまして、一万から五万ほどに四、五年のうちに減らしたわけですよ。ところが、これはそのために政府もずいぶん旗を振り、また地方府県においてもずいぶん、いわば点取り争ひと言つてもいいくらい町村合併をやらしたわけですね。そのために、法律で予想したよりもはるかに上回るくらい、燎原の火のごとくと言つてもいいくらい町村合併が一斉に行われた。これは、神奈川県でもどこでも同じです、行なわれたわけですよ。ところが、ひとしきり町村合併をしたものの、その跡始末といふますか、あとの手当といふものがどこでも非常におろそかになっておる。どうしても新しいものを追うという気持ちがありますから、町村合併をやるときには派手にやっておるけれども、あとの手当というものが非常に抜かされておると言つておるところへ新産業都市がぼこぼこ出てくると、これを機会に、これを呼び水にして、これを無理な合併に援用して——私は悪用だと思つて、悪用して、そうして町村合併の跡始末が済まぬうちにまた次の大合併をやる。百万都市だ、二百万都市だといふようなほうもない合併をやる。すると町村はまた合併の跡始末が苦しいものだから、その苦しみに耐えて、町村合併の跡始末をするといふことを、どう言いますか、おろそかにして、そうしてそういう新しい大合併へ便乗していく、自治体としてのきわめて安易な道につくといふ傾向がなかなか全国的にあるのです。私はこういうことが、この法律の呼び水になるといふことが方々あつたら、今の地方自治のあり方というものを非常に乱すもんだと思つて。また地方住民にとつてもこれは必ずしも仕合わせじゃないと思つて、これは藤山さんに申し上げるよりも自治大臣に申し上げることですけれども、ですからこの法律で予想される町村合併といふものについては、これはよほど慎重なかまえて対処していただきたい。そうしていやくもそういう無理な合併でまた巨大都市を作つていくといふようなことを暗黙のうちに新産業都市指定の条件にするといふよ

うなことの万々ないように特に留意していただきたい。いかがですか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) この新産業都市が内容的に新産業都市らしいものにならなければ、ただ町村合併をして、そうして区域が広大だということでは、新産業都市の成立の意味がないわけでありまして、新産業都市を作るために無理に合併をして、人口だけ多いから、それは新産業都市の、たとえば百万人口になるんだからそれを指定するんだといふような考え方よりも、むしろ既存の十萬都市あるいは二十萬都市、それを中核にして将来三十萬の中における交通、運輸あるいは住宅地の形成、商店街の形成といふ内容の充実した形においてのが行なわれるようにやっつけていくことで、ただ単に町村合併でもって非常に人口だけが多くなつたが、中の施設が少しもできないといふような形で新産業都市を建設していくといふ考え方は毛頭ございませぬ。

○委員長(小林武治君) 本案に関する残余の質疑は、五月二日午後を予定いたします。

次回は五月二日午前十時開会とし、本日は散会いたします。

午後六時三分散会

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、新産業都市建設促進法案(予備審査のための付託は二月九日)

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員共済組合法案反対に  
 関する請願(第三〇四六号)(第三  
 〇四七号)(第三〇四八号)(第三〇  
 四九号)(第三〇五〇号)(第三〇五  
 一号)(第三〇五二号)(第三〇五三  
 号)(第三〇五四号)(第三〇五五  
 号)(第三〇五六号)(第三〇五七  
 号)(第三〇五八号)(第三〇五九  
 号)(第三〇六〇号)(第三〇六一  
 号)(第三〇六二号)(第三〇六三  
 号)(第三〇六四号)(第三〇六五  
 号)(第三〇六六号)(第三〇六七  
 号)(第三〇六八号)(第三〇六九  
 号)(第三〇七〇号)(第三〇七一  
 号)(第三〇七二号)(第三〇七三  
 号)(第三〇七四号)(第三〇七五  
 号)(第三〇七六号)(第三〇七七  
 号)(第三〇七八号)(第三〇七九  
 号)(第三〇八〇号)(第三〇八一  
 号)(第三〇八二号)(第三〇八三  
 号)(第三〇八四号)(第三〇八五  
 号)(第三〇八六号)(第三〇八七  
 号)(第三〇八八号)(第三〇八九  
 号)(第三〇九〇号)(第三〇九一  
 号)(第三〇九二号)(第三〇九三  
 号)

(第三二六八号)(第三二六九号)  
 (第三二七〇号)(第三二七一  
 号)(第三二七二号)(第三二七三  
 号)(第三二七四号)(第三二七五  
 号)(第三二七八号)(第三三〇〇  
 号)  
 一、地方公務員共済組合法案反対等  
 に関する請願(第三二五四号)(第  
 三二五五号)(第三二八九号)(第  
 三二九〇号)(第三二九一号)(第三  
 二九二号)(第三三〇四号)

第三〇四七号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願(二通)  
 請願者 岡山県西大寺市中川二  
 四六ノ一 三宮重光外  
 千二百五十四名  
 紹介議員 秋山 長造君  
 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同  
 じである。

第三〇四八号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県浅口市郡船穂町  
 七、一〇二 中原明  
 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同  
 じである。

第三〇四九号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県倉敷市御船町七  
 七七 久保武  
 紹介議員 永岡 光治君  
 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同  
 じである。

第三〇四九号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五〇号 昭和三十七年四月十  
 三日受理  
 地方公務員共済組合法案反対に関する  
 請願  
 請願者 岡山県津山市西吉田二  
 九九 山本正樹  
 紹介議員 山本伊三郎君

第三〇五八号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 静岡県田方郡中伊豆町  
八幡 岩谷竹代外千二百五十二名  
紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇五九号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 新潟県佐渡郡相川町下  
京野 金子美知子外七百五十五名  
紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇六〇号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 香川県高松市鹿内町  
大屋鋪正行外千三百五十七名  
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇六一号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 大分県大分郡坂間町小

野 佐藤一人外八百七十六名  
紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇六二号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 佐賀市西与賀町厚外  
一、五三七 田中清外千二百五十五名  
紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇六三号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 鹿児島県日置郡吹上町  
森一弘外千二百二十一名  
紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇六四号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願(二通)

請願者 佐賀県唐津市江川町六  
九八 田久保登久子外千六百三十一名  
紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇六五号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願(二通)

請願者 大分県中津市大字諸田  
一、五七五 向万亀夫外三千七百五十八名  
紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇六六号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願(二通)

請願者 鹿児島市郡元町 山窩  
みつ外二千五百一名  
紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇六七号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 熊本市栄町五ノ二二  
諏訪行美外二十七名  
紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇六八号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 長野県篠ノ井市南条  
柴田勝外二千九百九十四名

紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇六九号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 新潟県直江津市本町二  
丁目 久保田猛外六百九十四名  
紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇七〇号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 新潟県岩船郡関川村大字湯沢 渡辺次雄外七百三十三名  
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇七一号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 神奈川県津久井郡藤野  
村小淵 大塚重夫外九百六十三名  
紹介議員 相澤 重明君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇七二号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 香川県丸亀市垂水町  
松浦三恵子外千四百六十六名  
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇七三号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺  
木島秀子外千六百七十四名  
紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇七四号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 高知県香美郡土佐山田町  
芳川光利外千七百九十四名  
紹介議員 坂本 昭君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇七五号 昭和三十七年四月十日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 長野県上水内郡信州新

<p>町 大日方隼男外四千九十四名 紹介議員 大矢 正君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一四四号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡佐和田町 近藤佐市外千六百一十名 紹介議員 伊藤 顕道君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一四二二号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 高知県土佐市宇佐町 松高一正外二千二百三十四名 紹介議員 岡 三郎君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一四三三三号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 静岡県藤枝市上青島 大石伊一外千八百八十八名 紹介議員 光村 甚助君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>
<p>第三一四四号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 新潟県佐渡郡佐和田町 近藤佐市外千六百一十名 紹介議員 伊藤 顕道君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一四四号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 新潟県中蒲原郡小須戸町 成田のり外九百二十八名 紹介議員 松永 忠二君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一四四号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 新潟県春日町東二ノ一、〇六〇 伊佐艶子 外千四百名 紹介議員 荒木正三郎君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一四七号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 富山県高岡市中川 広</p>
<p>瀬即哉外千三百三十四名 紹介議員 小笠原二三男君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一四八号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 富山県中新川郡上市町 北島 高木功外九百二十四名 紹介議員 占部 秀男君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一四九号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 広島市吉島本町 松本 卓三外四千六百六十九名 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一五〇号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 新潟県糸魚川市大字寺島 杉本敏外千三百八十三名 紹介議員 成瀬 幡治君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>
<p>第三一五一号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 広島県豊田郡瀬戸田町 林 野崎充哉外三千八百十名 紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一五二号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 静岡県掛川市日坂 木 全敏郎外千六百六十六名 紹介議員 高田なほ子君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一五三三三号 昭和三十七年四月十日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 高知県安芸市入河内 小松万作外二千五百五十三名 紹介議員 矢嶋 三義君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一七六号 昭和三十七年四月十七日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 鳥取県日野郡日野町 西川千久馬外九十九名</p>
<p>紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一七七号 昭和三十七年四月十七日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 福岡県小倉市白銀町 五 竹内博外二百八十八名 紹介議員 小柳 勇君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一七八号 昭和三十七年四月十七日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 福岡県小倉市高坊町七 九七 出波常雄外二百二十三名 紹介議員 吉田 法晴君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>	<p>第三一七九号 昭和三十七年四月十七日受理 地方公務員共済組合法案反対に関する請願 請願者 兵庫県豊岡市花園通り 一〇九 田原確治外千四百三十四名 紹介議員 千葉 信君 この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。</p>

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 静岡県浜松市大塚町

一、五三二 成沢雄幸  
外千六百七十七名

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三一八一号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 長野県南佐久郡柏木村  
神津智則外千八百七十名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三一八二号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 兵庫県三原郡三原町榎  
列 長岡栄子外二千七百十二名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三一八三号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 兵庫県西脇市南旭町  
来住栄外三千二十六名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三一八四号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 兵庫県西宮市高木東  
町 片岡正也外三千三百八十五名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三一八五号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 青森県弘前市御幸町  
九 神晴明外三千五百二十七名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三一八六号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 京都市中京区西ノ京  
松田忠二外七千四百七十六名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三一八七号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 岐阜市永田二四 大木  
杉外九千四百四十三名

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三一八八号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願(二通)

請願者 福岡市横手町六三七ノ  
七 中野正常外一万三千九百九十三名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三二四九号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 群馬県前橋市天川原  
町 堀川眉美外千四百八十四名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三二五〇号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 東京都世田谷区烏山町  
一、一六一 板倉勝子  
外百八十一名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三二五一号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 愛知県岡崎市宇頭町  
後藤勇外三千百十七名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三二五二号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 名古屋市港区辰巳町  
山田守外二千八百二十九名

紹介議員 加藤ツツエ君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三二五三号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 名古屋市中南区外山町  
高野正雄外四千八十三名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三二五四号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 愛知県大守市大字善師  
野字伏屋一 沢木泰一  
外二千五百四十五名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三二五五号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 愛知県豊川市御油町字  
一ノ橋 加藤敏子外二千七百二十八名

紹介議員 坂本 昭君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三二五六号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 岡山県新見市高尾 瀬  
戸川弘三郎外千九百七十一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三二五七号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する  
請願

請願者 岡山県高梁市宇治町本  
郷 藤井彌外千四百二名

紹介議員 大矢 正君  
この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三三〇一号 昭和三十七年四月十八日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する請願  
請願者 東京都江戸川区並井二ノ三三八 関口サダ外 七百七名

紹介議員 占部 秀男君  
この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三三〇二号 昭和三十七年四月十九日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する請願  
請願者 島根県平田市平田町 一、三一九ノ六 原常 信外千六十四名

紹介議員 木村禎八郎君  
この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三三〇三号 昭和三十七年四月十九日受理  
地方公務員共済組合法案反対に関する請願  
請願者 福島県平市佃町一ノ二 掛田二郎外四百一十一名

紹介議員 岡 三郎君  
この請願の趣旨は、第三〇四六号と同じである。

第三〇八八号 昭和三十七年四月十四日受理  
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願  
請願者 大阪府八尾市萱振一、四四四ノ二 備後成信 外六百名

紹介議員 占部 秀男君  
政府が今国会に提出した地方公務員共済組合法案は、過去三年間種々検討されながら地方公務員の要望がほとんど顧みられない法案となつて現われたことはなほ遺憾である。総理府社会保障制度審議会においても昭和三十三年三月一日付の答申において「問題点の多い本案を実施し恒久的に将来を拘束することは当を得たものとは思われない、したがつて本案の実施が適当であるとの結論に達しない」と断定されているところであるから、制度改正にあつては、(一)給付内容を拡大し、既得権を完全に保障すること、(二)組合の運営管理は、労使対等の原則により民主的に行なうこと、(三)掛金ならびに負担率の軽減をはかること、(四)資金運用については、中央管理を排除し、労働者への福祉還元をはかること、(五)追加費用の負担については、万全を期し、諸組合の資金運用及び地方財政に支わせないこと、(六)右の項目が満たされないときは、完全適用除外とすること等を実現せられたいとの請願。

第三〇八九号 昭和三十七年四月十四日受理  
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第三〇八八号と同じである。

第三一六七号 昭和三十七年四月十七日受理  
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願  
請願者 福岡県若松市西小石町 一三ノ三 杉本勲外八十三名

紹介議員 小柳 勇君  
地方公務員共済組合法案の審議にあつては、地方公務員の福祉に資する年金制度を確立することを目標にして、(一)組合は特別の規制を加へることなく自主的設置を認めること、(二)給付内容を拡充し既得権を十分尊重すること、(三)組合の運営管理は自主的かつ、民主的に行なうこと、(四)資金運用については中央管理を排除し組合員の福祉に還元を図ること、(五)追加費用の負担については万全を期し組合の資金運用及び地方財政に支わせないこと等に特段の配慮をせられたいとの請願。

第三一六八号 昭和三十七年四月十七日受理  
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願  
請願者 栃木県鹿沼市府所町一四七 鈴木金一郎外八十七名

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第三一六七号と同じである。

第三一七〇号 昭和三十七年四月十七日受理  
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願  
請願者 福岡県八幡市尾倉町四北九州水道職員共済組合内 清水政実外百五十四名

紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第三一六七号と同じである。

第三一七一号 昭和三十七年四月十七日受理  
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願  
請願者 福岡県戸畑市小芝町二丁目 山本敏夫外百六十七名

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第三一六七号と同じである。

第三一七二号 昭和三十七年四月十七日受理  
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願  
請願者 広島県呉市阿賀町大坪 谷一二五 南得雄外百六十八名

紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第三一六七号と同じである。

第三一七三号 昭和三十七年四月十七日受理  
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(二通)  
請願者 静岡県浜松市上池川町 一、二六 西田徳長外三百九十六名

紹介議員 松澤 兼人君  
この請願の趣旨は、第三一六七号と同じである。

第三一七四号 昭和三十七年四月十七日受理  
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(二通)  
請願者 大阪府堺市協和町四ノ一、一五〇 河村二郎 外二千三百四十六名

紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第三〇八八号と同じである。

第三一七五号 昭和三十七年四月十七日受理  
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(三通)  
請願者 兵庫県姫路市神山伏姫

紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第三一六七号と同じである。

第三一七三号 昭和三十七年四月十七日受理  
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(二通)  
請願者 静岡県浜松市上池川町 一、二六 西田徳長外三百九十六名

紹介議員 松澤 兼人君  
この請願の趣旨は、第三一六七号と同じである。

第三一七四号 昭和三十七年四月十七日受理  
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(二通)  
請願者 大阪府堺市協和町四ノ一、一五〇 河村二郎 外二千三百四十六名

紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第三〇八八号と同じである。

路市職員互助会内 高野忠男外千九百七十五名

紹介議員 占部 秀男君  
この請願の趣旨は、第三一六七号と同じである。

第三二四八号 昭和三十七年四月十八日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

請願者 福岡県門司市広石町三丁目 角銅利生外二百三十九名

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第三一六七号と同じである。

第三三〇〇号 昭和三十七年四月十九日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

請願者 熊本市若葉町三一 林田義朗外百八十五名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第三一六七号と同じである。

第三一五四号 昭和三十七年四月十六日受理

地方公務員共済組合法案反対等に関する請願

請願者 兵庫県宍粟郡山崎町田井 中谷和代外六千六百五十九名

紹介議員 加藤シヅエ君

政府の地方公務員共済組合法案に反対であるから、社会保障としての合理的退職年金制度を確立するため、(一)給

付内容を拡充し、既得権を完全に保障すること、(一)組合員について、いわゆる臨時職員にも適用する等範囲を拡大すること、(二)年金受給資格の取得について、とくに既得権及び切替措置に関連して、(イ)受給年限を短縮すること、(ロ)一時金の資格条件を改善すること、(ハ)通算による受給資格を認めること、(ニ)給付率を引き上げること、(ヘ)給付の積算基礎給料を最終給料とすること、(ホ)減額退職年金制度は、現行の若年停止制を撤回しないようにすること、(ニ)組合の運営、管理は、掛金、負担金の労使折半のたてまえから、労使対等の原則により民主的にすること、(一)自主、自律運営を確保、強化し、中央集権的な主務大臣の権限(監督)を減少すること、(二)労使対等参加の保障として、組合会議員の定数をふやすこと、(三)議員並びに役員任命制をやめ、民主的に選出すること、(三)組合員の急激な負担増を緩和し、掛金並びに負担率を軽減すること、(一)国庫負担を増額すること、(二)使用者負担を増額すること、(四)資金運用については、中央管理(大蔵省資金運用部)を排除して、労働者への福祉還元を図ること、(五)追加費用の負担については、万全を期し、新組合の資金運用及び地方財政にいわせられないようにすること、等の実現を期せられたいとの請願。

第三一五五号 昭和三十七年四月十六日受理

地方公務員共済組合法案反対等に関する請願

請願者 鳥取県高郡鹿野町宮

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第三一五四号と同じである。

第三一九〇号 昭和三十七年四月十七日受理

地方公務員共済組合法案反対等に関する請願

請願者 鳥取県日野郡溝口町福岡 住田泰外九十九名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第三一五四号と同じである。

第三一九一号 昭和三十七年四月十七日受理

地方公務員共済組合法案反対等に関する請願

請願者 鳥取県米子市車尾二区 長瀬速水外九十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三一五四号と同じである。

方二八六 薄墨長寿外九十九名  
紹介議員 伊藤 顕道君  
この請願の趣旨は、第三一五四号と同じである。

第三一八九号 昭和三十七年四月十七日受理

地方公務員共済組合法案反対等に関する請願

請願者 鳥取県八頭郡用瀬町別府 砂場安男外九十九名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第三一五四号と同じである。

第三一九〇号 昭和三十七年四月十七日受理

地方公務員共済組合法案反対等に関する請願

請願者 鳥取県日野郡溝口町福岡 住田泰外九十九名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第三一五四号と同じである。

第三一九一号 昭和三十七年四月十七日受理

地方公務員共済組合法案反対等に関する請願

請願者 鳥取県米子市車尾二区 長瀬速水外九十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三一五四号と同じである。

第三一九二号 昭和三十七年四月十七日受理

地方公務員共済組合法案反対等に関する請願

請願者 福岡県八幡市中尾町三丁目 佐藤八千代外千三百三十一名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第三一五四号と同じである。

第三三〇四号 昭和三十七年四月十九日受理

地方公務員共済組合法案反対等に関する請願

請願者 長崎市昭和町九五二 山下数男外千四百五十四名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三一五四号と同じである。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、公職選挙法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)



昭和三十七年五月十五日印刷

昭和三十七年五月十六日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局